

木城町一般廃棄物処理基本計画

第4次ごみ処理基本計画

第4次生活排水対策総合基本計画

令和4年2月

宮崎県木城町

目 次

第 1 編 新しい計画づくりに当たって

第 1 章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画の範囲.....	3
1) 対象区域.....	3
2) 対象廃棄物.....	3
4. 計画の期間.....	3

第 2 章 木城町の概況

1. 自然条件.....	5
1) 位置、地形及び面積.....	5
2) 気象.....	6
2. 社会条件.....	7
1) 木城町の人口及び世帯数.....	7
2) 産業構造.....	9
3) 土地利用.....	14

第 2 編 ごみ処理基本計画

第 1 章 ごみ処理及び資源化の現況と課題

1. ごみ処理体系.....	15
1) ごみ処理体制.....	15
2) ごみ分別及び収集体制.....	19
2. ごみ排出量の状況.....	21
1) ごみ排出量の推移.....	21
2) 可燃ごみ排出量の推移.....	24
3) 不燃ごみ排出量の推移.....	25
4) 粗大ごみ排出量の推移.....	26
5) 資源ごみ排出量の推移.....	27
6) 有害ごみ排出量の推移.....	28

3. ごみ処理量の状況.....	29
1) ごみ処理量の状況.....	29
2) 資源化の状況.....	30
3) 最終処分の状況.....	31
4. 可燃ごみ質分析.....	33
1) ごみの三成分.....	33
2) 乾燥状態のごみ成分.....	34
5. 処理費の現状.....	35
6. 排出抑制の状況.....	36
1) 啓発活動.....	36
2) 西都児湯クリーンセンター展開調査.....	36
3) ごみステーションの管理.....	36
4) コンポスト助成.....	36
7. ごみ不法投棄の状況.....	37
8. ごみ処理行政の動向.....	38
1) 国・宮崎県の動向.....	38
2) 木城町のごみ処理に関する施策の動向.....	39
9. ごみ処理の評価.....	41
1) 他自治体との比較.....	41
2) 目標値の達成状況.....	43
10. ごみ処理の課題.....	44
1) ごみ減量化及び資源化の促進.....	44
2) 食品ロスの削減.....	44
3) ごみ収集・処理体制の充実.....	45
4) ごみ処理経費の節減.....	45
5) 不法投棄の未然防止.....	46
6) 野焼き焼却禁止の徹底.....	46
7) 自然・環境と共生する地域社会づくり.....	46

第2章 将来のごみ量の予測

1. 予測方法の概要.....	47
2. 人口の将来予測.....	48
3. ごみ量の将来予測.....	50
1) ごみの種類別排出量.....	50

2) ごみの処理量	51
-----------------	----

第3章 ごみ処理基本計画

1. 計画の基本理念	53
2. 計画の基本方針	55
3. 計画の目標(令和13年度の目標値)	56
1) 減量化目標	56
2) 資源化目標	57
3) 最終処分目標	58
4) 種類別ごみ排出量の減量化目標	59
4. 基本方針に基づく各種施策と住民・事業者の役割	61
1) 施策の体系	61
2) 施策の内容	62
基本方針1: 町民・事業者・行政の協働による4Rの更なる推進	62
基本方針2: 適正かつ効率的なごみ処理の推進	68
5. 計画の推進	71
1) 推進体制	71
2) 計画の進行管理	72

第3編 生活排水対策総合基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水の流域及び人口	73
2. 生活排水処理の現状	75
1) 生活排水処理人口	75
2) 公共下水道における処理状況	76
3) 浄化槽の処理状況	77
4) し尿の処理状況	79
3. 水質の現状及び動向	81
1) 環境基準の設定状況	81
2) 水質の現状及び動向	81
3) 各流域に係る発生源別排出負荷量	83
4. 生活排水処理の課題	84
1) 生活排水処理施設整備の推進	84

2) 浄化槽の適正管理への啓発.....	84
3) 生活雑排水の適切な排水への啓発.....	84
4) し尿処理施設の整備.....	85
5) 啓発活動の推進.....	85
6) 公共下水道事業の効率的な運営管理の推進.....	85

第2章 生活排水対策総合基本計画

1. 計画の目標.....	86
1) 計画の基本理念.....	86
2) 計画の目標設定.....	86
2. 生活排水処理施設整備計画.....	87
7) 基本方針.....	87
8) 流域人口の設定.....	88
9) 流域別生活排水処理人口の設定.....	88
10) 生活排水処理施設整備計画.....	89
11) し尿・污泥処理計画.....	91
12) 流域別汚濁負荷量の削減効果.....	92
3. 啓発活動の実践.....	93
1) 基本方針.....	93
2) 啓発活動計画.....	93
4. 計画の推進管理.....	95
1) 推進管理体制.....	95
2) 広域的な協力体制の確立.....	95
3) 計画の進行管理.....	95

第4編 資料編

1. 計画策定の経過.....	97
2. ごみ処理の予測に関する推計資料.....	98
1) 行政区域内人口.....	98
2) ごみ種類別1人1日当たり排出量.....	99
3) ごみ種類別1人1日当たり処理量.....	104
3. 生活排水対策に関する資料.....	107
1) 流域別人口の実績.....	107
2) 将来の生活排水処理人口の推計.....	108
3) 合併処理浄化槽概算補助対象事業費.....	116
4) 污泥負荷算定表.....	117

第1編

新しい計画づくりに当たって

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、木城町が長期的・総合的視野に立って、計画的に一般廃棄物（ごみ）処理及び生活排水処理を推進していくために策定するものです。

本町におけるごみ処理については、平成24年3月に、平成24年度から令和3年度までの10年間を目標期間とする「第3次ごみ処理基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、4R（購入拒否、発生抑制、再使用、再生利用）推進による資源循環型社会の実現に向け、ごみの減量化や資源リサイクルなどに努めてきました。しかしながら、前計画における減量化等の目標を達成できなかったことに加え、国・宮崎県の上位計画の改訂計画では、これまでより一歩踏み込んだ形で循環型社会の形成を推進することとしています。また、国では使い捨てプラスチック排出量の削減などを目指す「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日策定）、国民運動として食品ロスの削減を推進することを明記した「食品ロス削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）（令和3年10月1日施行）など、循環型社会に向けた動きが急速に進んでいます。したがって、本町のごみ処理計画についても、新しい課題への対応も含めて、計画の見直しが必要となっています。

生活排水処理については、生活排水対策の円滑かつ効率的な推進を図るため、ごみ処理基本計画と併せて「第3次生活排水対策総合基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、公共下水道への接続促進、合併処理浄化槽の設置促進などに努めてきたところですが、将来の生活排水処理率等の見直しが必要となっています。

これらのことを踏まえ、本町のごみ処理及び生活排水対策に係る諸事情の変化に合わせて、各計画の期間満了前に本町のごみ処理のあり方や生活排水処理対策について総合的な見地から見直し、町民・事業者・行政が連携して循環型社会形成を推進し、適正なごみ処理及び生活排水処理を進めていくための指針として、「木城町一般廃棄物処理基本計画」を改訂します。

なお、本計画は、「ごみ処理基本計画」編と「生活排水対策総合基本計画」編の2編で構成します。

2. 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、本町における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針、施策を定めたものです。また、本計画の一部は、「食品ロス削減推進法」第13条第1項に基づく食品ロス削減推進計画としても位置付けられます。

計画策定に当たっては、国、宮崎県の上位計画の基本方針等に配慮するとともに、本町の上位計画である総合計画等、一般廃棄物処理に係る各種計画等との整合を図るものとします。

図1-1に本計画の位置づけを示します。

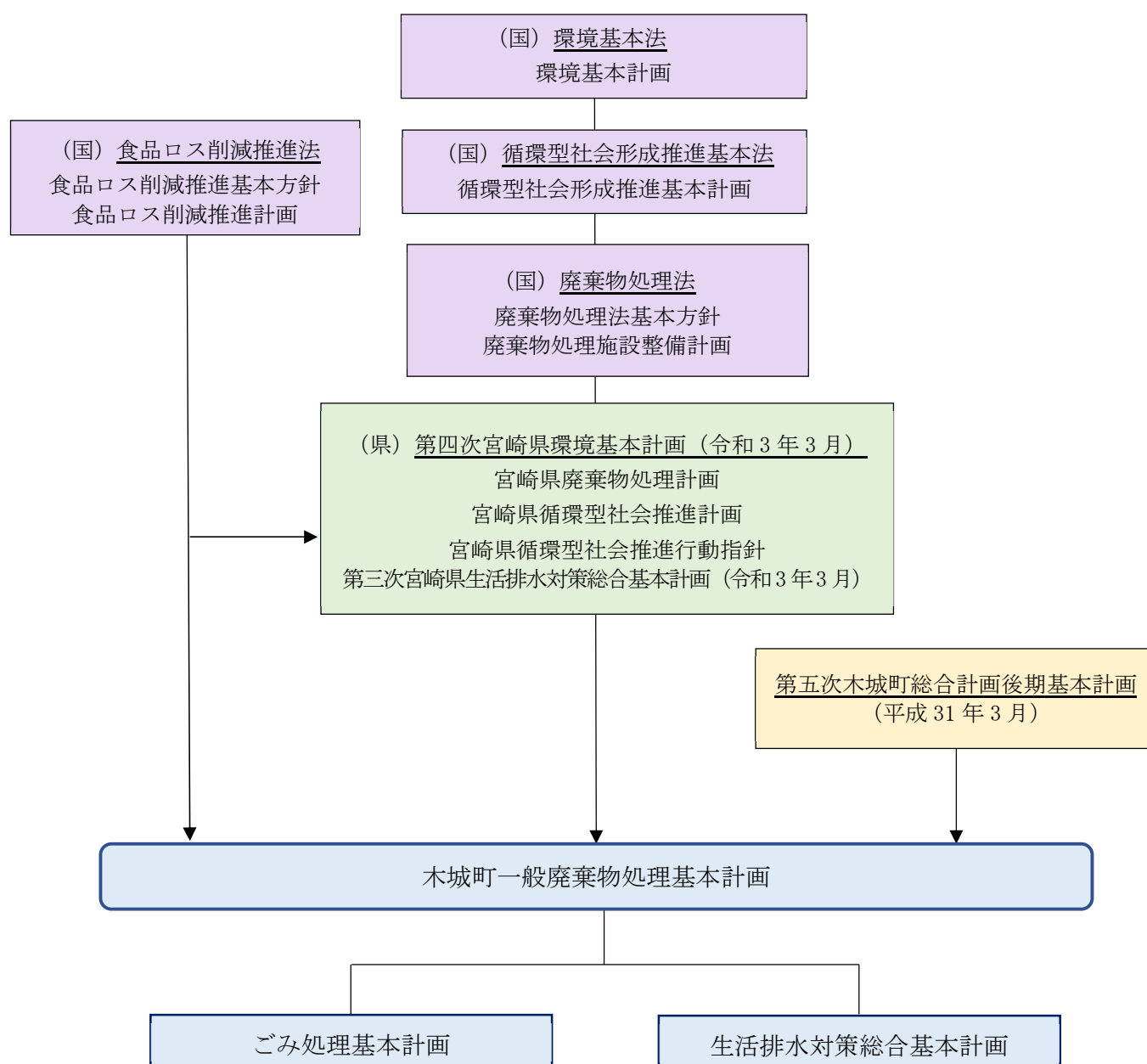


図1-1 計画の位置づけ

3. 計画の範囲

1) 対象区域

本計画の対象区域は木城町全域とします。

2) 対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は図 1-2 に示すとおりです。

町内で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とします。なお、ごみ処理基本計画は排出抑制をはじめ、分別、収集運搬、中間処理、資源化、最終処分、施設整備を含みます。また、集団回収や不法投棄されたごみ等も対象とします。

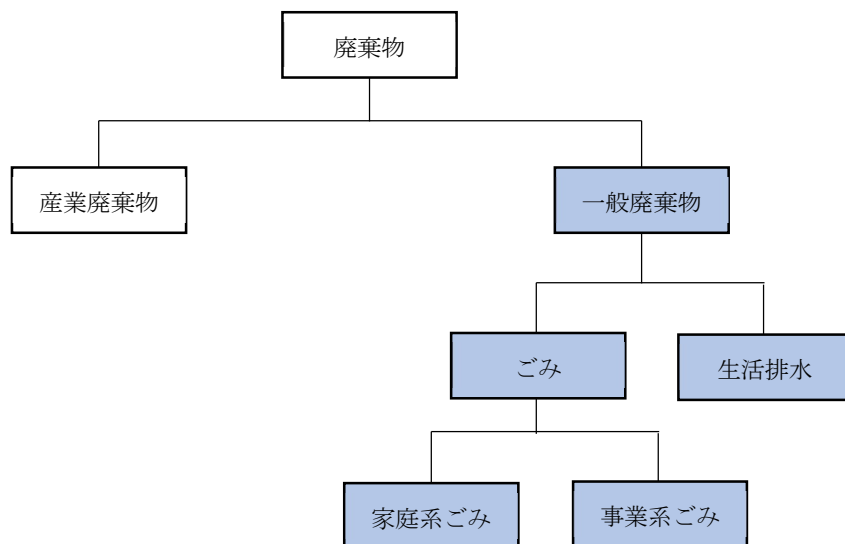


図 1-2 対象廃棄物

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間とします。また、目標年度の中間年度を令和 8 年度、最終目標年度を令和 13 年度と定めます。

なお、計画策定の前提となっている我が国の基本方針をはじめ、社会情勢の変化や関係法令の変更など、諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて本計画の見直しを行います。



木城町マスコットキャラクター
「キックン」



「クーちゃん」

第2章 木城町の概況

1. 自然条件

1) 位置、地形及び面積

本町は宮崎県のほぼ中央に位置し、児湯郡に属しており、北は美郷町、日向市、東は都農町、川南町、南は高鍋町、西は西都市と接しています。東西 24 km、南北わずか 6 km、面積 145.96 km²という帯状の地形となっています。

耕地面積は全体のわずか4%にすぎず、83%が森林原野であり、小丸川上流に森林原野が広がっています。上流には尾鈴山脈、大瀬内山脈が迫っており、峻険な山間地帯を形成しています。標高は平坦部で 15m、丘陵地で 80～100m、山岳地に至っては最高 1,400mで町平均 207mという農山村地帯を呈しています。

小丸川水系の本流である小丸川は椎葉村三方岳から尾鈴山の西麓に沿って流れ、木城町の平野部を通り、高鍋町を経て日向灘へと注ぎます。幹川流路延長は 75 km、流域面積は 474 km²の一級河川です。その他に、小丸川の支流である切原川が流れています。小丸川は、水量豊富であり町内に 4 箇所の発電所が所在し、下流では川南、竹嶋、広谷の主用水路の水源として、また、高鍋の上水道の水源として、流域一帯を広く潤しています。



図 1-3 木城町の位置

2) 気象

本町の気候は図1-4に示すように、年間平均気温は17.5℃、年間降水量は2,520mm、日照時間は2,081時間であり、南海型気候区に属していますが、山間部では4月中旬まで晩霜を見ることがあり、山地型気候区に属しています。

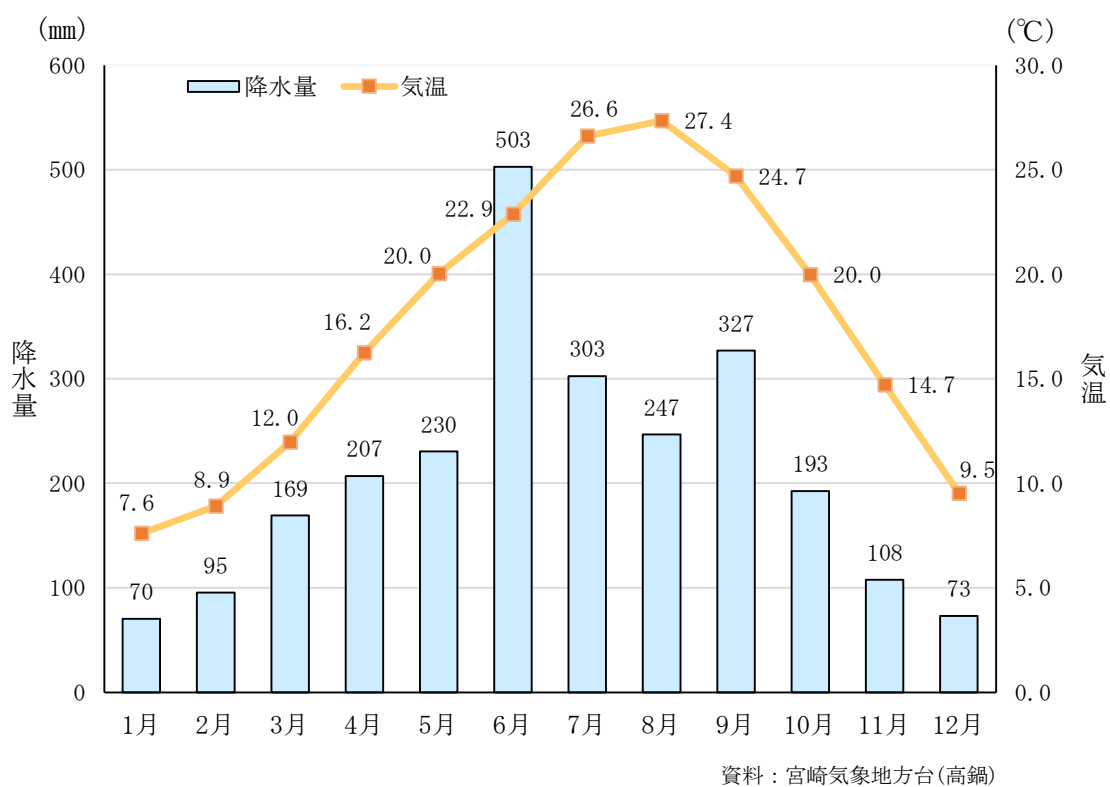


図1-4 月別平均気温及び月別平均降水量
(1991年～2020年までの30年間の平年値)

2. 社会条件

1) 木城町の人口及び世帯数

本町の人口及び世帯数の推移は図1-5に示すとおりです。人口は平成23年から平成26年にかけて増加しましたが、その後、再び右肩下がり推移し、令和2年度は5,041人となっています。世帯数は2,241世帯であり、核家族化等により増加を続けていましたが、近年は減少傾向にあります。1世帯当たりの平均人員は2.2人であり縮小傾向にあります。

本町の令和2年度末の年齢別人口を図1-6に、人口3年齢区分を表1-1に示します。本町の人口は、戦後の第一次ベビーブーム世代である70代前半の割合が最多となっており、少子高齢化が進行して、およそ2.7人に1人が65歳以上と超高齢社会へと入っていることが分かります。生産年齢人口をみると、20代前半の割合が最小で目立ちますが、これは進学や就職のために町外へと流出したものと考えられます。

本町の地区別人口及び割合は表1-2に示しているとおり、人口の約6割が椎木地区に集中しています。

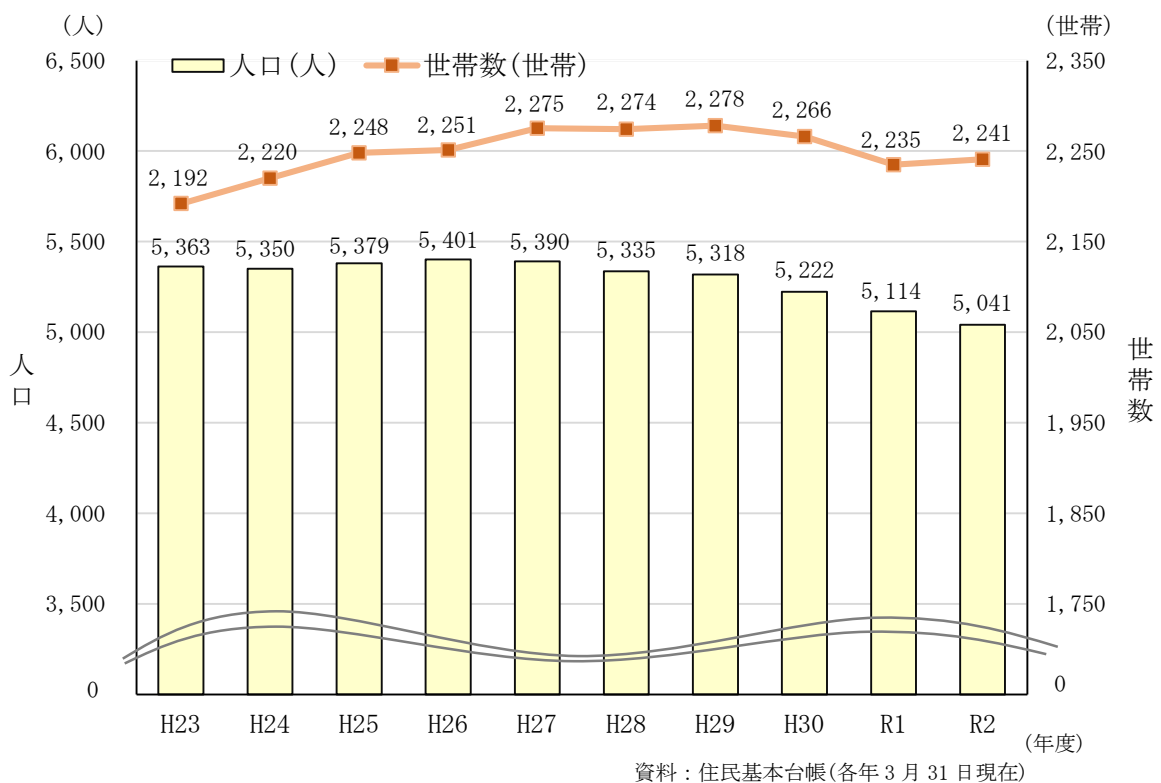
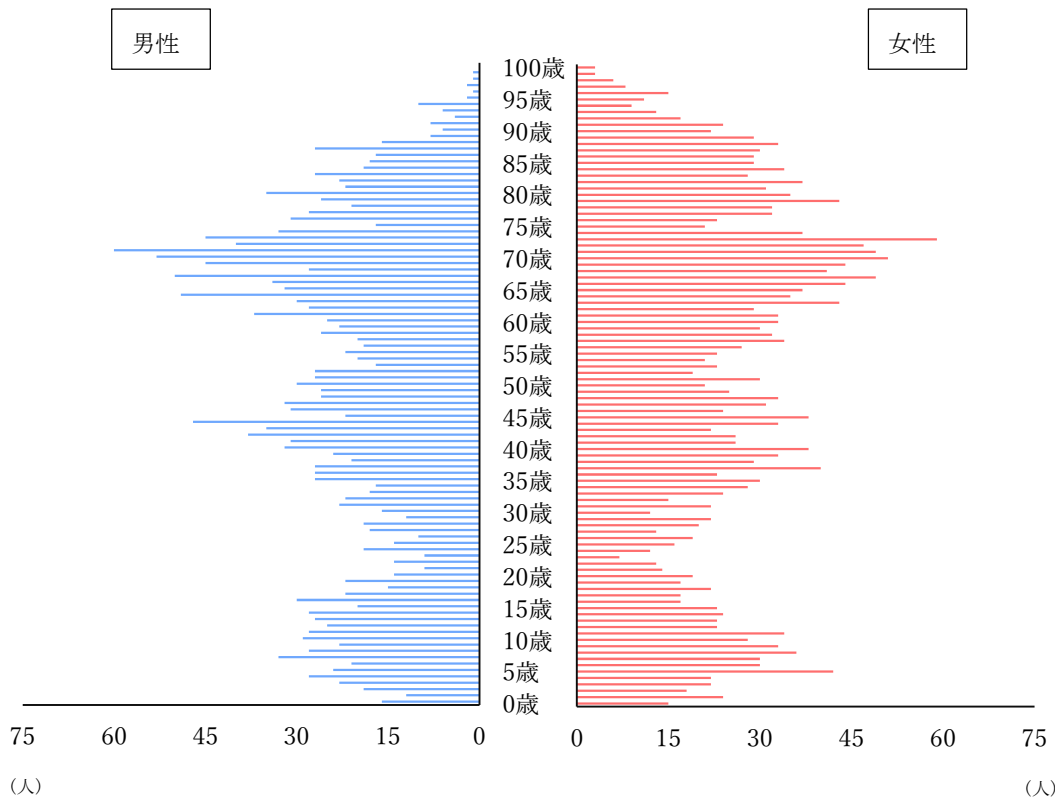


図1-5 人口及び世帯数の推移



資料：住民基本台帳(令和3年3月31日現在)

図 1-6 人口ピラミッド

表 1-1 人口3 齢区分

区分	人口(人)	割合(%)
年少人口(14 歳以下)	768	15.2
生産年齢人口(15-64 歳)	2,425	48.1
老年人口(65 歳以上)	1,848	36.7

資料：住民基本台帳(令和3年3月31日現在)

表 1-2 地区別人口及び割合

地区名	人口(人)	割合(%)
椎木	2,941	58.3
高城	1,726	34.2
川原	143	2.8
石河内	187	3.7
中之叉	44	0.9

注)四捨五入により合計が100%にならない
資料：住民基本台帳(令和3年3月31日現在)

2) 産業構造

(1) 産業別町内総生産

本町の産業別町内総生産は表 1-3 に示すとおりです。平成 25 年度と平成 30 年度を比較すると、第 2 次産業が大幅に減少したことが分かります。平成 25 年度の町内総生産に占める割合が 1 番多かった産業は建設業の 20.5%でしたが、平成 30 年度では、電気・ガス・水道・廃棄物処理業の 39.1%が最多となっています。

表 1-3 産業別町内総生産

■ 第 1 次産業 ■ 第 2 次産業 ■ 第 3 次産業

単位：100 万円，%

産業分類	平成 25 年度		平成 30 年度	
総数	実数	構成比	実数	構成比
農業	1,810	12.8	2,096	14.8
林業	129	0.9	126	0.9
水産業	0	0	0	0
小計	1,939	13.7	2,223	15.7
鉱業	0	0	0	0
製造業	297	2.1	-1,495	-10.6
建設業	2,909	20.5	985	7.0
小計	3,206	22.6	-510	-3.6
電気・ガス・水道・廃棄物処理業	2,548	18.0	5,539	39.1
卸売・小売業	576	4.1	588	4.1
運輸・郵便業	48	0.3	57	0.4
宿泊・飲食サービス業	177	1.2	217	1.5
情報通信業	135	1.0	164	1.2
金融・保険業	292	2.1	377	2.7
不動産業	1,716	12.1	1,679	11.8
専門・科学技術・業務支援サービス業	4	0	12	0.1
公務	957	6.7	1,020	7.2
教育	531	3.7	565	4.0
保健衛生・社会事業	1,547	10.9	1,582	11.2
その他のサービス業	504	3.6	654	4.6
小計	9,035	63.7	12,454	87.9
合計	14,180	100	14,167	100

注) 四捨五入により値が合わない

資料：宮崎県「市町村内総生産」

(2) 農業

本町の農家数の推移は表 1-4 に示すとおりです。個人経営が 238 経営体、団体経営 14 経営体（うち法人経営 11 経営体）となっています。

令和 2 年度の経営耕地面積は表 1-5 に示しているとおり、総面積 622.2ha のうち田が 312.6ha（総面積の 50.2%）、畑が 287.5ha（同 46.2%）、樹園地が 22.1ha（同 3.6%）となっています。

令和 2 年の畜産飼養戸数及び畜産飼養頭羽数は表 1-6 に示すとおりであり、養鶏が大部分を占めています。

農業産出額の推移は表 1-7 に示すとおりであり、令和 1 年の農業産出額合計は 48 億 5 千万円であり、前年と比較して産出額合計が増加しています。耕種は減少しており、畜産では増加傾向であったものの平成 30 年で減少しましたが、再び増加に転じています。

表 1-4 農業経営体数(令和 2 年)

区分	個人経営	団体経営	法人経営	農業経営体 合計
経営体	238	14	11	252

資料：2020 年農林業センサス

表 1-5 経営耕地面積（令和 2 年）

区分	田	畑	樹園地	合計
面積(ha)	312.6	287.5	22.1	622.2

資料：2020 年農林業センサス

表 1-6 流域別畜産飼養状況(令和 2 年)

区分	鶏		豚		牛	
	戸数	羽数	戸数	頭数	戸数	頭数
小丸川流域	8	414,700	35	10,442	6	3,746
切原川流域	3	80,400	3	4,028	4	400
合計	11	495,100	38	14,470	10	4,146

資料：木城町産業振興課

表 1-7 農業産出額の推移

単位：1,000 万円

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 1 年
耕種	143	145	136	128	110
畜産	320	336	348	340	374
加工農産物	1	1	2	1	1
合計	464	482	485	469	485

注) 四捨五入により合計が合わない

資料：農林業センサス、農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」

(3) 林業

本町の森林面積の推移は表1-8に示しているとおりであり、令和3年の森林面積は12,149haであり、町の総土地面積14,596haの約8割を占めています。平成27年と比較すると、国有林は6ha減少して8,202haとなり、民有林は86ha増加して3,947haとなっています。

表1-9に示す児湯郡における林野率を見ると、本町の林野率は83.2%であり、児湯郡において西米良村に次ぐ2番目の割合の高さとなっています。

表1-8 森林面積の推移

区分	平成27年	令和3年	増減
森林面積(ha)	12,069	12,149	80
国有林(ha)	8,208	8,202	△6
民有林(ha)	3,861	3,947	86

資料：平成27年は宮崎県林業統計要覧(平成28年3月)

令和3年は一ツ瀬川地域森林計画書(令和3年7月)

表1-9 児湯郡における林野率(令和3年)

町村	総土地面積(ha)	林野面積(ha)	林野率(%)
高鍋町	4,380	753	17.2
新富町	6,153	1,225	19.9
西米良村	27,151	25,705	94.7
木城町	14,596	12,149	83.2
川南町	9,012	3,208	35.6
都農町	10,211	6,379	62.5

一ツ瀬川地域森林計画書(令和3年7月)

(4) 工業

本町の工業の状況は表 1-10 に示すとおりです。令和 1 年の製造品出荷額は 28 億 9,397 万円であり、従業者数とともに減少しています。これは、従業者 300 人以上の事業所が町外へと生産拠点を移したためです。1 工場当たりの出荷額は 2 億 8,939 万円であり、宮崎県平均値 12 億 2,258 万円の約 23%となっています。

表 1-10 工業の状況

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 1 年
工場数	12	13	12	12	12	10
従業員数(人)	1,133	1,218	1,297	1,319	1,372	259
製造品出荷額(万円)	3,994,870	6,032,727	5,959,967	7,059,978	7,679,392	289,397
1 工場当たりの出荷額(万円/工場)	332,905	464,055	496,663	588,331	639,979	28,939

注) 従業者 4 人以上の事業所を対象としている
資料：工業統計調査

(5) 商業

本町の卸売業及び小売業における商業の状況は表 1-11 に示すとおりです。商品販売額は増加していたものの、平成 28 年では 25 億 6 千 5 百万円と減少に転じています。1 商店当たりの販売額は 5 億 9 千 7 百万円であり、宮崎県内平均値 23 億 5 千 5 百万円の 25%となっています。

表 1-11 商業の状況

区分	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年
商店数(店)	40	44	43
従業者数(人)	195	214	194
商品販売額(百万円)	2,988	3,367	2,565
1 商店当たりの販売額(百万円/店)	74.7	76.5	59.7

資料：商業統計調査

(6) 観光

本町には「木城温泉館湯らら」、コテージやキャンプ施設が充実し、ボルダリング・マウンテンバイク・カヌーなどが体験できる「川原自然公園」、世界中の絵本が所蔵されている森のえほん館などの「木城えほんの郷」といった観光レクリエーション施設があります。

表1-12に示す本町の観光入込客数の推移を見ると、令和2年度の観光入込客数は261,228人であり、前年度を約6万人下回っており、平年の8割ほどに減少しています。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けたことにより、観光施設の休止・休館や不要不急の外出自粛によって観光入込客数が減少したものと考えられます。

表1-12 観光入込客数の推移

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
観光入込客数(人)		357,768	370,506	345,140	326,012	261,228
	県内客(人)	354,390	367,906	342,644	322,724	260,216
	県外客(人)	3,378	2,600	2,496	3,288	1,012
	うち外国人客	137	120	100	0	0
施設別	木城町温泉館湯らら(人)	140,481	140,263	143,868	148,489	114,748
	川原自然公園(人)	37,416	31,467	26,618	28,468	18,424
	木城町えほんの郷(人)	12,915	11,624	11,768	11,036	4,448

資料：木城町まちづくり推進課

3) 土地利用

本町の土地利用の状況は表 1-13 に示すとおりです。本町の総土地面積は 14,596ha であり、令和 2 年の森林原野面積は 12,174ha で総土地面積の 83.4% を占め、宅地は 219ha と 1.5% しかありません。

令和 2 年と平成 20 年を比較すると、農地や森林原野の面積が減少し、水面・河川・水路や道路、宅地の面積が増加しています。

表 1-13 土地利用の状況

区分	平成 20 年 面積 (ha)	令和 2 年 面積 (ha)	令和 2 年 構成比 (%)
総面積	14,602	14,596	100
農地	735	722	4.9
農地	728	715	4.9
採草放牧地	7	7	0.0
森林原野	12,185	12,174	83.4
水面・河川・水路	827	829	5.7
道路	312	320	2.2
宅地	210	219	1.5
住宅地	128	135	0.9
工業用地	7	7	0.0
その他の宅地	75	77	0.5
その他	333	332	2.3

資料：木城町税務課

第2編

ごみ処理基本計画

第 1 章 ごみ処理及び資源化の現況と課題

1. ごみ処理体系

1) ごみ処理体制

(1) 管理及び運営体制

本町のごみ処理に関する管理及び運営体制及び組合の概況は、それぞれ表 2-1 及び表 2-2 に示すとおりです。処理に当たっては、平成 17 年度より「宮崎県ごみ処理広域化計画」等に沿って、可燃ごみの中継中間処理、資源化及び最終処分を「西都児湯クリーンセンター」で行い、可燃ごみの焼却処分は「エコクリーンプラザみやざき」で行っています。

表 2-1 ごみ処理の管理及び運営体制

区分		管理	運営
収集・運搬		木城町	委託・許可
中継中間処理 資源化・最終処分化	西都児湯クリーンセンター	西都児湯 環境整備事務組合	直営
可燃ごみの焼却処分	エコクリーンプラザみやざき	宮崎市	直営

表 2-2 組合の概況

名 称	西都児湯環境整備事務組合
設 立 年	昭和 49 年 1 月
共 同 処 理 を 行 う 事 務 内 容	○西都児湯クリーンセンターの設置、運営及び管理 ○葬祭センター施設の設置、運営及び管理
構 成 市 町 村	1 市 5 町 1 村 西都市、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、西米良村

(2) ごみ処理施設の概要

① 西都児湯クリーンセンター

西都児湯クリーンセンターの施設概要は、表 2-3 に示すとおりであり、西都児湯クリーンセンターでは中継中間処理、資源化及び最終処分を行っています。

廃棄物運搬中継施設は、収集可燃ごみ及びリサイクル施設から排出される可燃ごみ残渣を圧縮し、大型コンテナ車に積み替え、県央 10 市町村で建設した「エコクリーンプラザみやざき」（宮崎市）の焼却施設に運搬するための施設です。

施設全体を「再生の森」として位置づけ、リサイクル活動の拠点（プラザ）施設やエコファーム、風の丘・展望広場など生活環境と自然環境の学習の場として整備しています。

表 2-3 西都児湯クリーンセンターの施設概要

施設管理・運営	西都児湯環境整備事務組合
所在地	宮崎県西都市大字南方 6548-1
敷地面積	全体 337,637 m ²
延床面積	■リサイクル施設：3,372.54 m ² ■プラザ施設：1,442.92 m ² ■廃棄物運搬中継施設：1,539.94 m ² ■浸出水処理施設：354.21 m ² ■管理棟：553.06 m ²
処理能力	■リサイクル施設：45t/5h ■廃棄物運搬中継施設：86t/5h ■一般廃棄物最終処分場：埋立容量約 89,000 m ³ ■浸出水処理施設：110 m ³ /日
建設年度	着工：平成 15 年 8 月 19 日 竣工：平成 17 年 3 月 25 日



図 2-1 西都児湯クリーンセンターの全体配置図

② エコクリーンプラザみやざき

エコクリーンプラザみやざきの施設概要は表2-4に示すとおりです。

エコクリーンプラザみやざきは、西都児湯クリーンセンターで収集・圧縮した可燃ごみを、宮崎及び東諸県地域の可燃ごみと一緒に焼却を行っています。宮崎県中央部10市町村の一般廃棄物処理を行うため、可燃ごみの焼却施設のほか、リサイクル施設や最終処分場等を一体的に整備したごみ処理施設です。また、廃棄物処理の実態を学習できる環境学習施設が設けられています。

表2-4 エコクリーンプラザみやざきの施設概要

施設管理・運営	宮崎市
所在地	宮崎県宮崎市大字大瀬町倉谷 6176 番地 1
敷地面積	474,969 m ² (道路を除く開発区域面積)
延床面積	■焼却施設：32,141.6 m ² ■リサイクル施設：15,002.6 m ² ■管理型最終処分場：約 54,600 m ² (埋立面積) ■浸出水処理施設：1,667.5 m ² ■環境学習施設：2,866.2 m ²
処理能力	■焼却施設：ストーカ式焼却炉 579t/日 ■リサイクル施設：選別処理 266t/日 ■管理型最終処分場：埋立容量約 577,000 m ³ ■浸出水処理施設：浸出水処理 205 m ³ /日, 生活排水処理 21t/日
建設年度	着工：平成14年5月 開業日：平成17年11月11日



図2-2 エコクリーンプラザみやざきの全体配置図

(3) ごみ処理の流れ

本町におけるごみ及び資源物処理の流れは図2-3に示すとおりです。

可燃ごみは、西都児湯クリーンセンターで圧縮を行い、エコクリーンプラザみやざきへ搬出し、焼却処分を行います。

不燃ごみ、粗大ごみは西都児湯クリーンセンターで破碎し、可燃物、鉄、アルミ、不燃物に分け、不燃物は西都児湯クリーンセンターの管理型最終処分場で埋立処分します。可燃物は可燃ごみへ、鉄やアルミは資源ごみへと分別します。

資源ごみは、西都児湯クリーンセンターで資源ごみを選別し、各リサイクル業者に引き渡します。

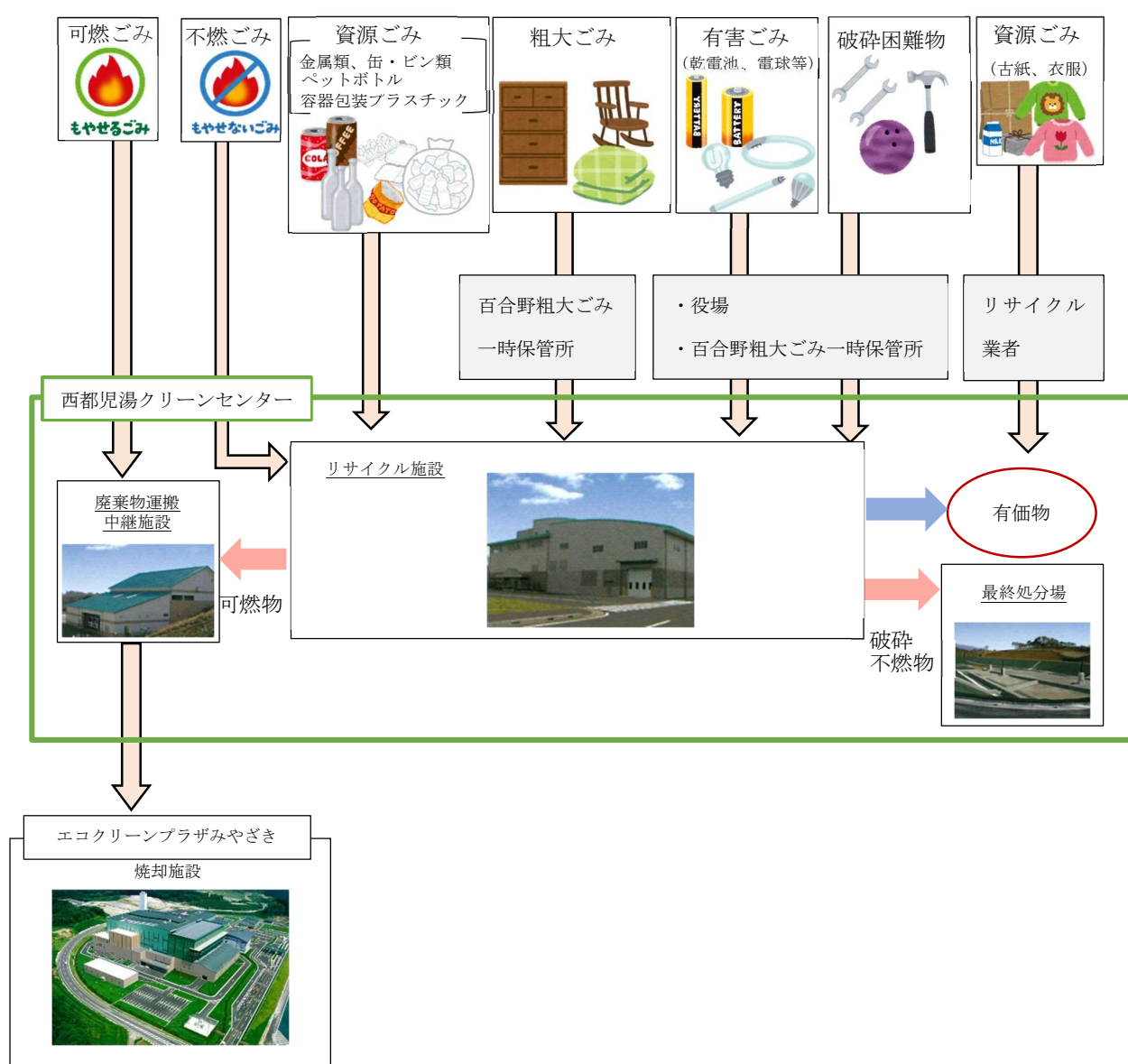


図2-3 ごみと資源物の処理の流れ

2) ごみ分別及び収集体制

(1) 家庭系ごみ

本町の一般廃棄物における家庭系ごみの分別及び収集体制は表2-5に示すとおりです。ごみは14品目に分別し、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、古紙及び衣類をステーション方式で収集しており、粗大ごみ、有害ごみ及び破碎困難物は持ち込みによって収集を行っています。

現在、町内108箇所でのごみステーションで回収を行っており、指定袋は1枚大30円、小20円の手数料となっています。

収集対象地域は木城町全域ですが、中之又地区については、役場から遠隔地にありますので、毎月第1・3週の水曜日に、粗大ごみ及び有害ごみを除く全品目の収集を行っています。

家庭で出る大量の引っ越しごみで、町の収集体制で処理できない場合は、個人が本町の許可を有する一般廃棄物収集運搬業者に依頼して、西都児湯クリーンセンターに搬出することを許可しています。ただし、ごみの処理手数料は個人が負担することになっています。

表2-5 家庭系ごみ分別及び収集体制

分	類	収集運搬	収集方式	回 収 曜 日	
・可燃ごみ（青袋）		委託業者	ステーション方式	毎週 月・木	中之又地区は 曜日に全部収集 毎月第1・3週の水
・不燃ごみ（赤袋）		委託業者	ステーション方式	毎週 月	
・資源ごみ（黄袋）①金属類 ②飲料用缶・びん ③ペットボトル ・資源ごみ（緑袋）プラスチック製容器 包装類		委託業者	ステーション方式	毎週 木	
・資源ごみ（黄袋）①衣類 ・古紙①新聞紙・チラシ ②ダンボール ③雑誌・その他の紙 ④紙パック		委託業者	ステーション方式	毎週 金	
・粗大ごみ		委託業者	百合野粗大ごみ 一時保管所に 持ち込み	偶数月の第 3 日曜 但し 12 月は第 2・4 日曜	
・有害ごみ	乾電池等、 電球・蛍光灯	委託業者	役場又は百合野粗 大ごみ一時保管所 に持ち込み	役場又は粗大ごみ 受入日（持込）	
・破碎困難物	ハンマー、鉄アレイ、 鉄板(3mm 以上)等	委託業者			

高齢化の進行に伴い、ごみステーションへのごみ出しが困難になる住民の増加が予想されていまして、令和3年度から「高齢者等ごみ出し支援制度」を新たに開始しています。その支援制度の概要は表2-6に示すとおりです。

高齢者等ごみ出し支援制度は、家庭ごみ（粗大ごみは除く）を自分の地区のごみステーションまで搬出することが困難な住民を対象としており、分別された家庭ごみを業者が各家庭に訪問回収する仕組みです。

表 2-6 木城町高齢者等ごみ出し支援制度の概要

対象者	①ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯 (介護保険の要介護・要支援認定を受けていること) ②ひとり暮らしの障がいをお持ちの方または障がいをお持ちの方のみの世帯 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健手帳のいずれかを所持していること) ③上記に準ずる世帯、町が特に必要と認めた場合 ※いずれも自らごみの搬出が可能である世帯や、親族などの協力が得られる場合は除きます。
ごみ搬出方法	ケアマネージャーや地域包括支援センター等の現状確認の上、申請を行います。利用決定を受けた申請者は、決められた家屋外の場所へごみを排出し、業者があらかじめ指定した日に回収します。利用料金は1回当たり100円となっており、業者への支払いとなります。

(2) 事業系ごみ

廃棄物処理法第 3 条では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定しています。

本町では、事業系ごみの町収集は行っていません。事業系ごみは事業所自らが処理することとし、自ら処理することが困難な場合においては、町が許可する一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、西都児湯クリーンセンター又は直接再商品化事業者において適正処理するように指導しています。

令和 3 年 9 月現在、本町の許可を有する一般廃棄物収集運搬業者は 9 業者であり、うち 2 業者が事業系一般廃棄物の収集運搬を行えることになっています。残り 7 業者は、自社の業務により発生するごみや河川ダムの草流木等の収集運搬のための許可となっています。

一般廃棄物収集運搬業許可業者が、西都児湯クリーンセンターにごみを搬入する際は、西都児湯クリーンセンターの設置及び管理に関する条例第 13 条の規定により、搬入ごみ量 10 kg 当たり 60 円(消費税相当分別途加算)のごみ処理手数料を徴収しています。

2. ごみ排出量の状況

1) ごみ排出量の推移

本町における過去10年間のごみ排出量の推移は表2-7に示すとおりであり、令和2年度のごみ総排出量は1,269 t、人口1人1日当りの排出量は689.5g/人・日となっています。

表2-7 ごみ排出量の推移

単位: t

区分		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	
人口(人)		5,363	5,350	5,379	5,401	5,390	5,335	5,318	5,222	5,114	5,041	
世帯数(世帯)		2,192	2,220	2,248	2,251	2,275	2,274	2,278	2,266	2,235	2,241	
可 燃 ご み	家庭系ごみ	786.43	805.66	780.54	768.80	787.43	789.11	790.75	797.65	816.47	797.59	
	事業系ごみ	119.52	130.46	152.16	168.83	182.17	191.50	204.03	204.91	207.87	191.41	
	小 計	905.95	936.12	932.70	937.63	969.60	980.61	994.78	1,002.56	1,024.34	989.00	
不 燃 ご み	家庭系ごみ	16.93	16.44	16.34	14.79	17.91	17.21	14.74	15.19	17.61	19.68	
	事業系ごみ	0.62	0.76	1.35	0.65	0.18	0.91	0.96	0.49	0.65	0.37	
	小 計	17.55	17.20	17.69	15.44	18.09	18.12	15.70	15.68	18.26	20.05	
粗 大 ご み	家庭系ごみ	48.96	51.01	48.28	39.27	36.91	44.66	36.39	52.49	60.48	84.85	
	事業系ごみ	0	0.59	1.84	0.24	0.37	1.78	0.86	0.59	3.04	0.57	
	小 計	48.96	51.60	50.12	39.51	37.28	46.44	37.25	53.08	63.52	85.42	
資源ごみ	金属類	家庭系ごみ	17.37	17.47	15.79	14.88	15.50	15.51	15.52	15.03	16.61	18.76
		事業系ごみ	1.48	1.89	2.06	0.40	0.37	1.21	0.32	0.39	1.05	0.34
		小 計	18.85	19.36	17.85	15.28	15.87	16.72	15.84	15.42	17.66	19.10
	缶 ビン類	家庭系ごみ	43.94	43.05	42.12	41.08	39.98	37.22	36.92	34.80	34.97	34.35
		事業系ごみ	3.78	3.45	3.16	2.57	1.14	0.55	0.32	0.40	0.42	0.37
		小 計	47.72	46.50	45.28	43.65	41.12	37.77	37.24	35.20	35.39	34.72
	ペットボトル	家庭系ごみ	11.84	11.92	12.54	11.98	12.62	12.50	12.59	12.78	14.06	14.42
		事業系ごみ	1.52	1.38	1.39	1.34	0.71	0.28	0.26	0.29	0.31	0.51
		小 計	13.36	13.30	13.93	13.32	13.33	12.78	12.85	13.07	14.37	14.93
	容器包装プラ	家庭系ごみ	39.90	39.01	36.84	36.02	36.31	34.66	33.82	32.64	32.76	32.38
		事業系ごみ	2.14	1.95	2.24	0.83	0.58	0.41	0.52	0.48	0.46	0.29
		小 計	42.04	40.96	39.08	36.85	36.89	35.07	34.34	33.12	33.22	32.67
	新聞 雑誌 ダンボール 牛乳パック	家庭系ごみ	105.92	104.19	95.13	88.59	81.56	74.06	66.34	59.68	55.27	56.87
		事業系ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小 計	105.92	104.19	95.13	88.59	81.56	74.06	66.34	59.68	55.27	56.87
	古 布	家庭系ごみ	16.14	12.85	12.23	9.65	10.82	11.02	10.26	11.04	12.19	13.76
		事業系ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小 計	16.14	12.85	12.23	9.65	10.82	11.02	10.26	11.04	12.19	13.76
有害ごみ	蛍 光 管	家庭系ごみ	0.49	0.67	0.10	0.43	1.00	0.25	0.40	0.43	0.20	0.54
		事業系ごみ	0	0	0.02	0	0.02	0	0	0	0	0
		小 計	0.49	0.67	0.12	0.43	1.02	0.25	0.40	0.43	0.20	0.54
	乾 電 池	家庭系ごみ	1.58	1.53	0.73	1.23	1.49	1.43	1.26	0.97	1.02	1.66
		事業系ごみ	0	0	0.01	0.02	0.02	0	0	0	0	0
		小 計	1.58	1.53	0.74	1.25	1.51	1.43	1.26	0.97	1.02	1.66
ごみ排出量合計	家庭系ごみ	1,089.50	1,103.80	1,060.64	1,026.72	1,041.53	1,037.63	1,018.99	1,032.70	1,061.64	1,074.86	
	事業系ごみ	129.06	140.48	164.23	174.88	185.56	196.64	207.27	207.55	213.80	193.86	
	合 計	1,218.56	1,244.28	1,224.87	1,201.60	1,227.09	1,234.27	1,226.26	1,240.25	1,275.44	1,268.72	
人口1人1日当り排出量(g/人・日)		620.8	637.2	623.9	609.5	622.0	633.8	631.7	650.7	681.4	689.5	
1世帯1日当たりの排出量(g/世帯・日)		1,518.9	1,535.6	1,492.8	1,462.5	1,473.7	1,487.1	1,474.8	1,499.5	1,559.2	1,551.1	

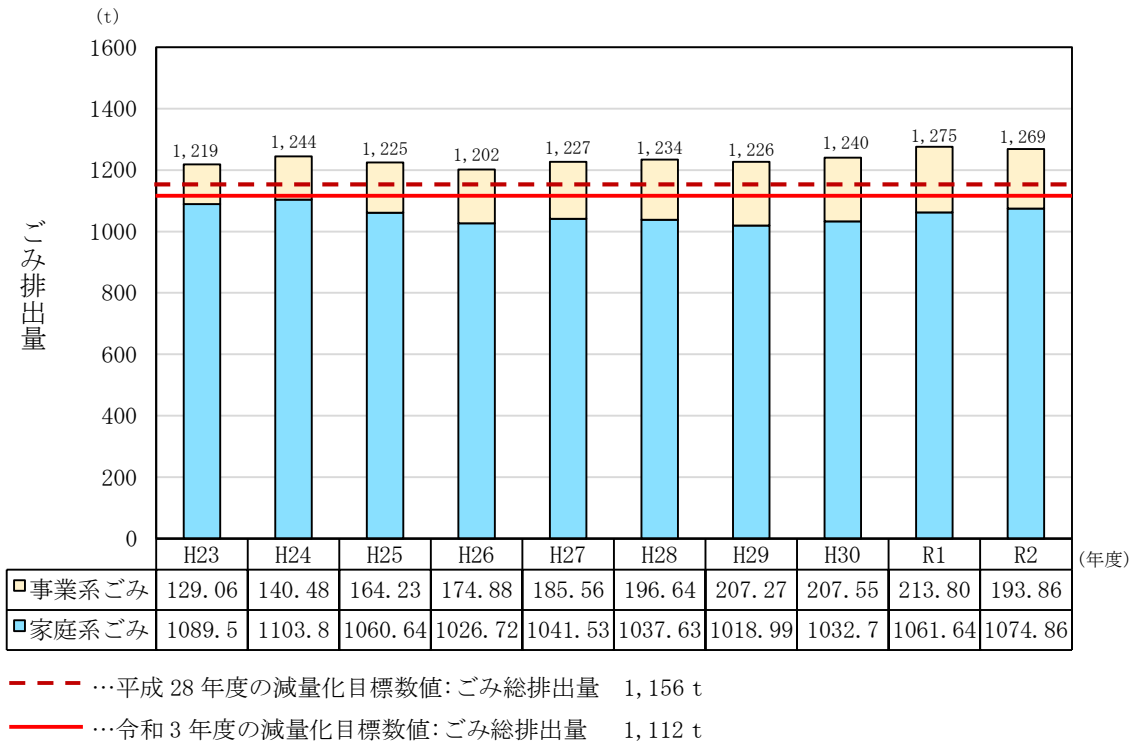
※家庭系ごみは一般家庭から排出されるごみであり、事業系ごみは事務所及び店舗等から排出されるごみです

資料：西都児湯クリーンセンター

ごみ総排出量の推移は図 2-4 に示すとおりです。

ごみ総排出量は増減を繰り返しながら推移しています。家庭系ごみを見てみると減少傾向から増加傾向に転じています。事業系ごみは増加傾向にあり、令和 2 年度 193.86 t で平成 23 年度の 129.06 t と比較すると約 1.5 倍に増加しています。

前計画において、減量化目標の数値を設定していますので、実績と比較を行います。ごみ総排出量の減量化目標は、平成 28 年度では 1,156 t ですが、実績は 1,234 t であり、78 t 削減することができませんでした。令和 3 年度のごみ総排出量の減量化目標数値 1,112 t についても目標達成が厳しい状況となっています。



資料：西都児湯クリーンセンター

図 2-4 ごみ総排出量の推移

人口 1 人 1 日当たり排出量の推移は図 2-5 に示すように、1 人 1 日当たりの排出量は増加傾向にあり、令和 2 年度は 689.5g/人・日となっています。家庭系ごみは減少したものの、近年増加して令和 2 年度は 584.2g/人・日となっています。事業系ごみは年々増加していましたが令和 2 年度は若干減少し、105.4g/人・日となっています。

前計画における 1 人 1 日当たりごみ排出量の減量化目標は、平成 28 年度では 608g/人・日でしたが、実績は 633.8g/人・日と 25.8g/人・日削減することができませんでした。令和 3 年度の減量化目標は 602g/人・日であり、目標達成は厳しい状況となっています。

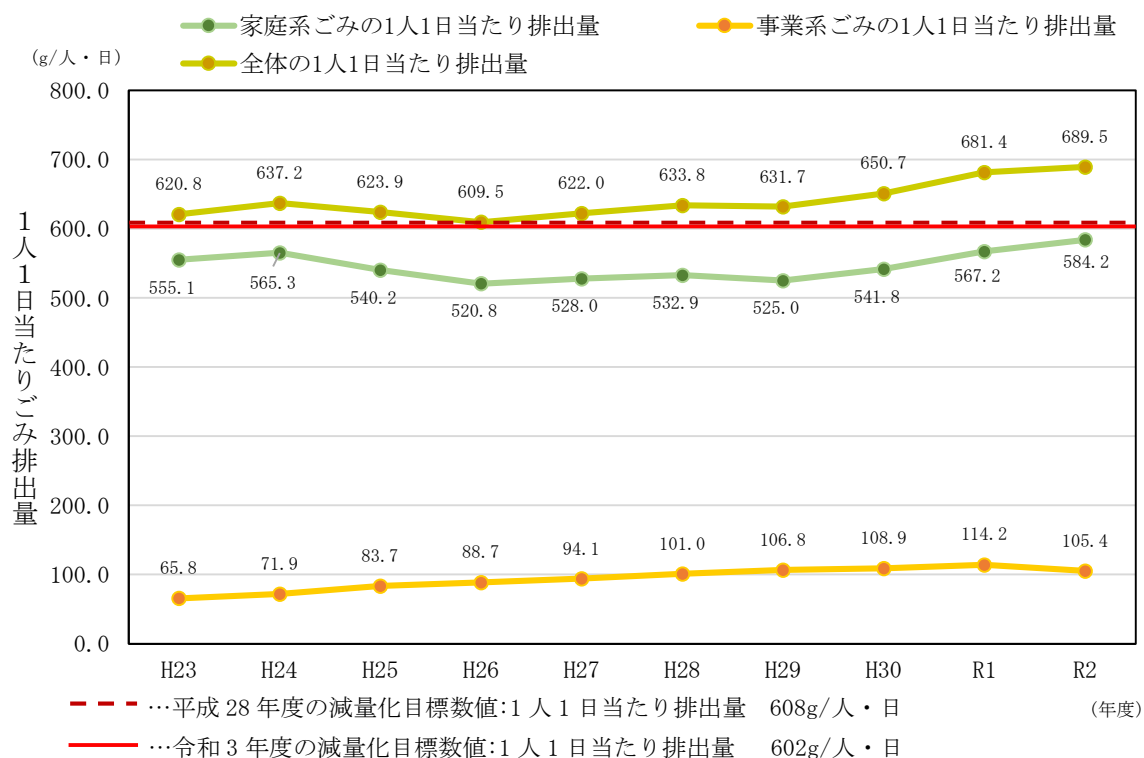
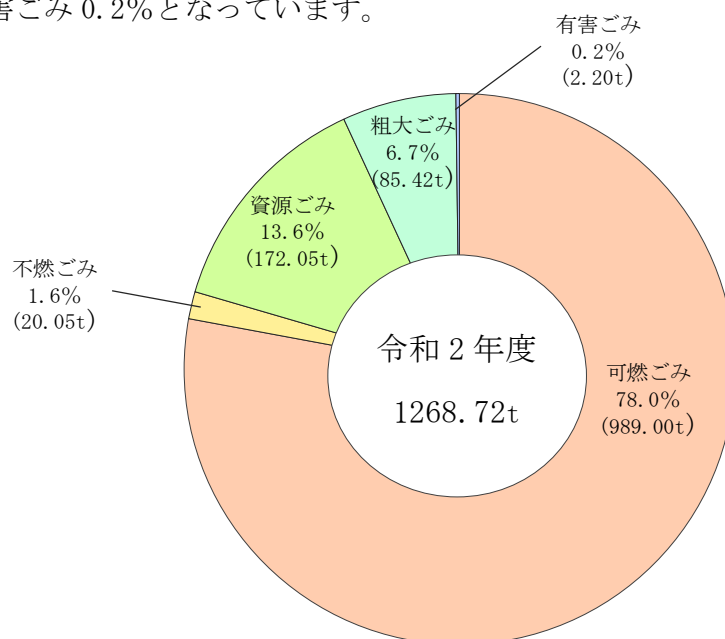


図2-5 人口1人1日当たり排出量の推移

図2-6に示す令和2年度のごみ総排出量内訳を見ると、ごみ排出量の中で最も可燃ごみが多く全体の78.0%を占めています。次いで資源ごみの13.6%、粗大ごみ6.7%、不燃ごみ1.6%、有害ごみ0.2%となっています。



資料: 西都児湯クリーンセンター

図2-6 ごみ排出量の種類別内訳(令和2年度)

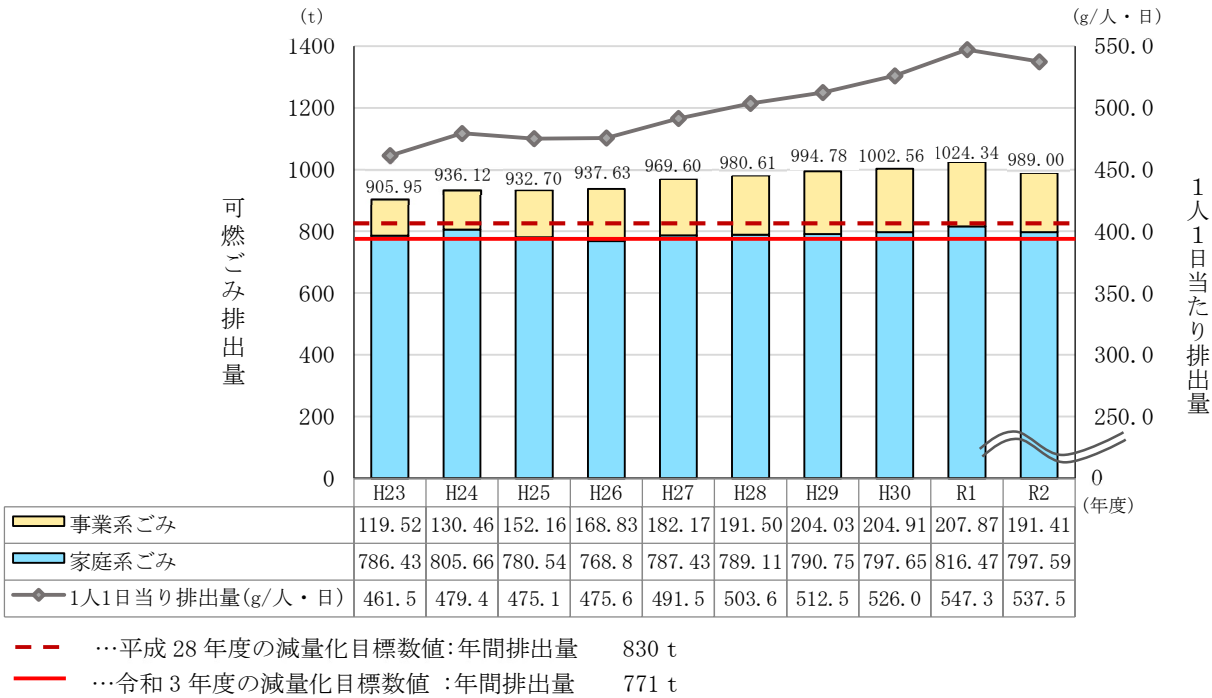
2) 可燃ごみ排出量の推移

平成 23 年度から令和 2 年度における可燃ごみ排出量の推移は図 2-7 に示すとおりです。

令和 2 年度の可燃ごみ排出量は 989.00t であり、前年度と比較すると減少したものの、増加傾向にあります。また、1 人 1 日当たり排出量も増加傾向にあります。令和 2 年度は前年度より減少し 537.5g/人・日となっています。

可燃ごみ量の内訳は家庭系ごみが 80.6%、事業系ごみが 19.4%となっています。過去 10 年間に於いて、家庭系ごみの増減は小さいですが、事務系ごみは平成 23 年度と令和 2 年度を比較すると約 1.6 倍に増加しています。

前計画における年間排出量の減量化目標は平成 28 年度では 830t ですが、実績は 980.61t であり 150.61t 削減できませんでした。また、令和 3 年度の減量化目標は 771t となっており、目標達成は厳しい状況となっています。



資料：西都児湯クリーンセンター

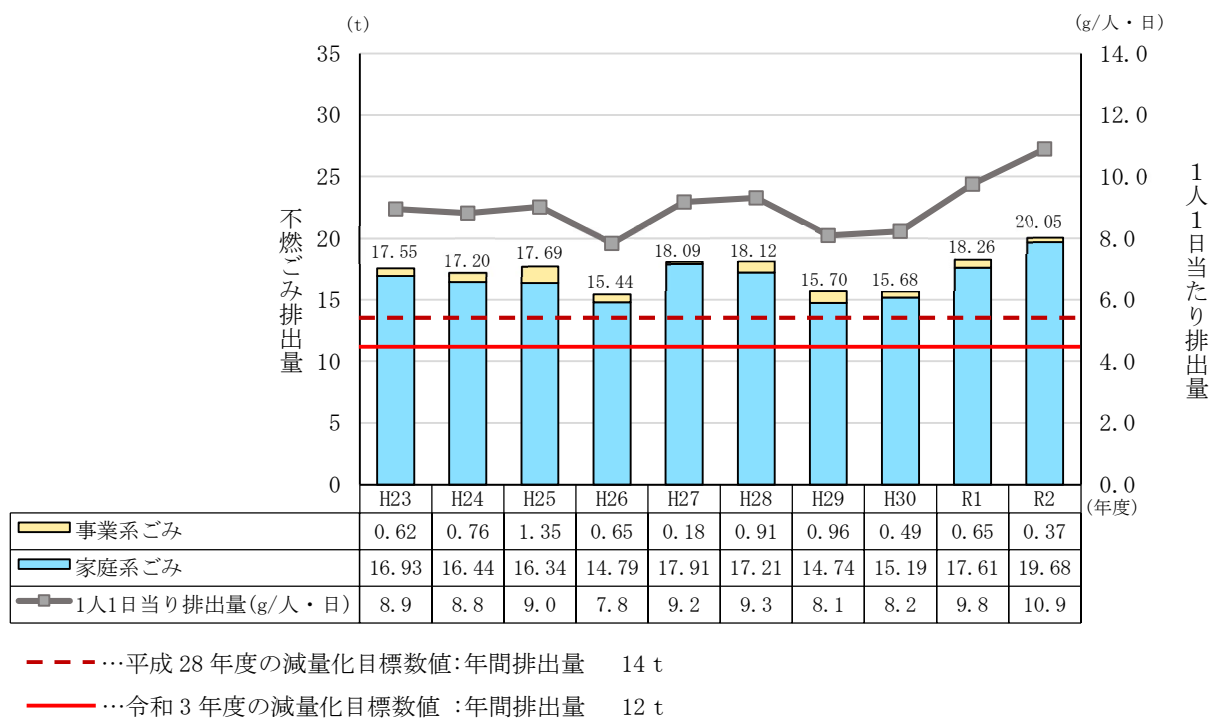
図 2-7 可燃ごみ排出量の推移

3) 不燃ごみ排出量の推移

平成23年度から令和2年度までの不燃ごみ排出量の推移は図2-8に示すとおりであり、平成26年度で減少したものの再び増加に転じ、令和2年度の不燃ごみ排出量は20.05tとなっています。また、1人1日当たりの排出量は10.9g/人・日であり、過去10年間で最も多くなっています。

令和2年度の不燃ごみ量の割合は家庭系ごみが98.2%、事業系ごみが1.8%となっています。

前計画における年間排出量の減量化目標は平成28年度では14tでしたが、実績は18.12tであり、4.12t削減することができませんでした。令和3年度の減量化目標は12tであり、目標達成は厳しい状況となっています。



資料：西都児湯クリーンセンター

図2-8 不燃ごみ排出量の推移

4) 粗大ごみ排出量の推移

平成 23 年度から令和 2 年度までの粗大ごみ排出量の推移は図 2-9 に示すとおりであり、平成 29 年度までは減少傾向でしたが、平成 30 年度からは増加の一途を辿っています。令和 2 年度の粗大ごみ排出量は 85.42t となっており、10 年間で最も排出量の少なかった平成 29 年度と比較すると、約 2.3 倍に増加しています。また、1 人 1 日当たりの排出量は 46.4g/人・日となっており、過去 10 年間で最も多い値を示しています。

令和 2 年度の粗大ごみ量の内訳は、家庭系ごみが 99.3%であり、事業系ごみは 0.7%となっています。

前計画における年間排出量の減量化目標の達成状況について見ると、達成している年度もありますが、平成 30 年度以降、大きく増加しているため、令和 3 年度の減量化目標値 35 t を達成することは非常に厳しい状況となっています。

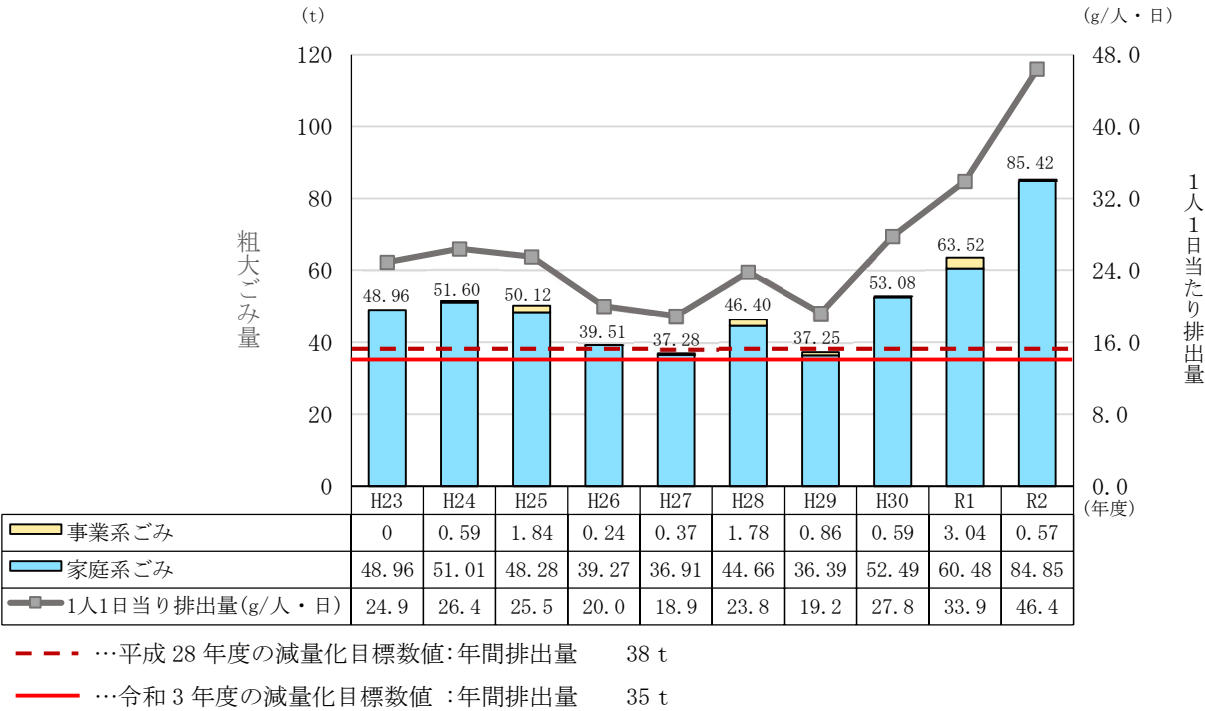


図 2-9 粗大ごみ排出量の推移

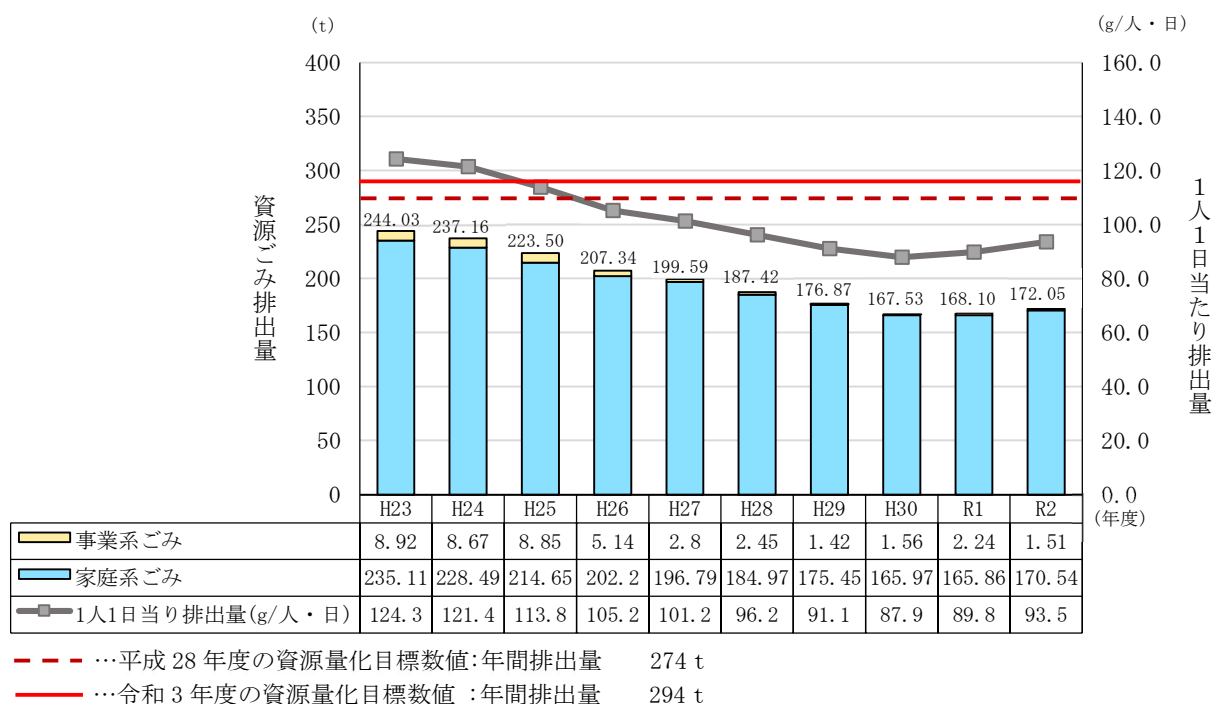
5) 資源ごみ排出量の推移

平成23年度から令和2年度までの資源ごみ排出量の推移は図2-10に示すとおりであり、平成30年度までは減少傾向にありましたが、近年は増加しています。令和2年度の資源ごみ排出量は172.05tであり、1人1日当たりのごみ排出量は、93.5g/人・日となっています。

令和2年度の資源ごみ排出量の内訳は、家庭系ごみの割合は99.1%であり、事業系ごみは0.9%となっています。

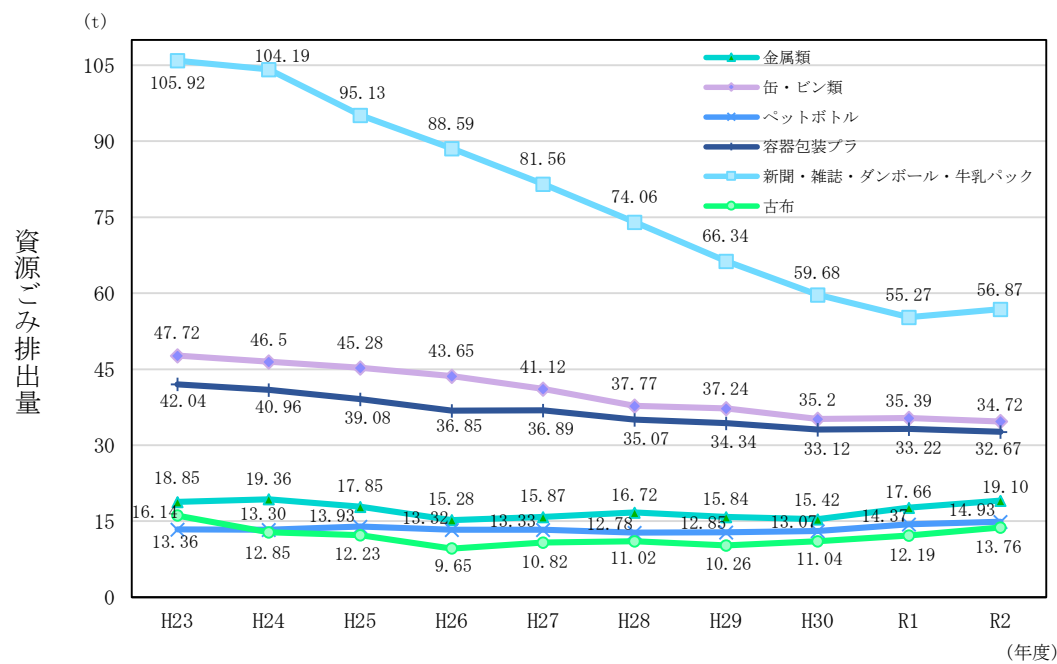
前計画における資源化量目標の達成状況を見ると、資源ごみ量は減少していますので、目標と大きな差があり、達成できていない状況です。

資源ごみ種類別排出量の推移は図2-11に示すとおりです。資源ごみの中で1番多く占めるのが、新聞紙・雑誌・ダンボール・牛乳パックであり、令和2年度は56.87t(33.1%)となっています。次いで、缶・ビン類の34.72t(20.2%)、容器包装プラスチックの32.67t(19.0%)、金属類の19.10t(11.1%)、ペットボトルの14.93t(8.7%)、古布の13.76t(8.0%)の順となっています。平成23年度と令和2年度を比較すると、新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パックは約半分に減少しています。



資料：西都児湯クリーンセンター

図2-10 資源ごみ排出量の推移

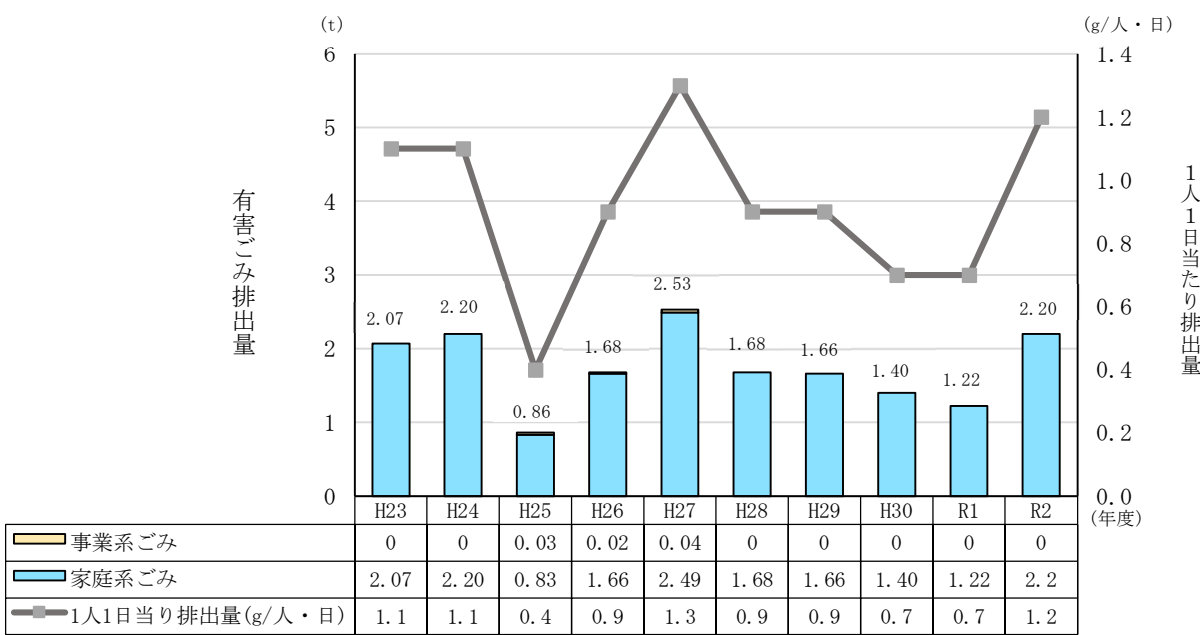


資料：西都児湯湯クリーンセンター

図 2-11 資源ごみ種類別排出量の推移

6) 有害ごみ(蛍光管、乾電池等)排出量の推移

平成 23 年度から令和 2 年度までの有害ごみ排出量の推移は図 2-12 に示すとおりであり、近年は減少傾向にありましたが、令和 2 年度は増加して 2.20t となっています。そのうちほとんどが家庭系ごみです。1 人 1 日当たりの排出量も令和 2 年度は増加して 1.2g/人・日となっています。



資料：西都児湯湯クリーンセンター

図 2-12 有害ごみ排出量の推移

3. ごみ処理量の状況

1) ごみ処理量の状況

本町から排出されるごみの焼却、最終処分(埋立)、資源化に分類したごみ処理量の推移は表2-8に示すとおりです。

焼却量は増加傾向を示し、令和2年度は1,080tとなっており、平成23年度と比較すると約15%の増加となっています。

最終処分量(埋立)も増加傾向を示し、令和2年度は164tとなっています。そのうち、西都児湯クリーンセンターでの最終処分量(不燃物)は22tであり、エコクリーンプラザみやざきでの最終処分量(可燃物焼却灰)は142tとなっています。令和2年度と平成23年度と比較すると約38%の増加となっています。

資源化量は減少傾向を示し、令和2年度では169tであり、平成23年度と比較すると約27%の減少となっています。

表2-8 ごみ処理量の推移

単位:t

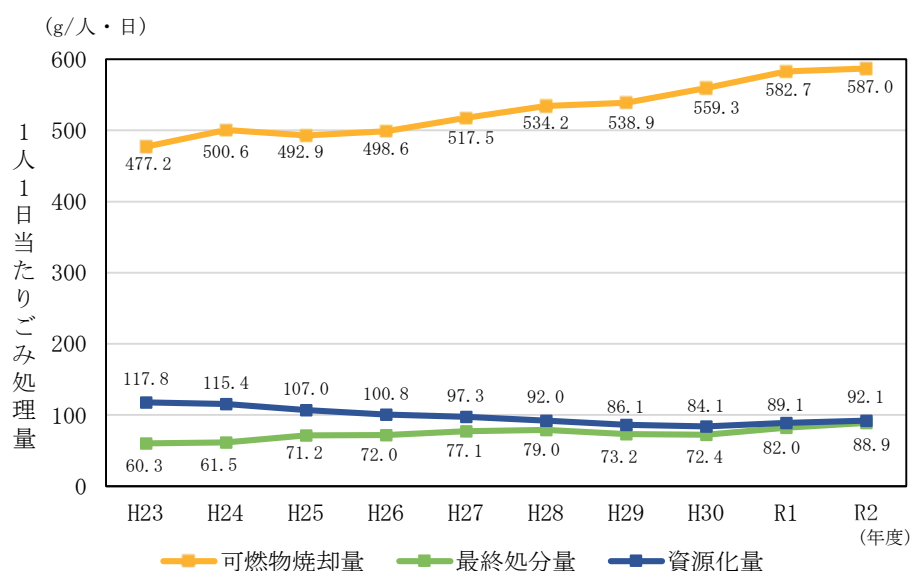
区分		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
焼却	可燃物	936.59	977.46	967.76	982.84	1,020.99	1,040.32	1,046.13	1,066.13	1,090.70	1,080.00
最終処分 (埋立)	不燃物	18.23	15.19	14.55	12.39	14.47	14.28	11.28	14.94	15.19	21.52
	可燃物焼却灰	100.06	104.95	125.29	129.51	137.63	139.51	130.71	123.13	138.31	142.05
	計	118.29	120.14	139.84	141.90	152.10	153.79	141.99	138.07	153.50	163.57
資源化	金属類(鉄)	2.59	3.42	3.55	2.98	3.53	4.04	3.69	4.18	4.78	5.11
	金属類(アルミ)	0.57	0.62	0.47	0.47	0.52	1.20	0.49	0.48	0.53	0.57
	破碎アルミ	0.84	0.67	0.69	0.58	0.71	0.61	0.51	0.46	0.40	0.54
	破碎鉄	10.55	10.27	9.17	7.16	8.45	7.92	7.29	6.81	7.38	8.51
	スチール缶	4.78	4.20	3.91	3.73	2.14	1.88	1.57	1.36	1.37	1.38
	アルミ缶	5.20	5.10	5.06	5.04	4.79	4.35	4.78	4.49	4.63	5.84
	無色ビン	10.44	10.99	10.28	9.77	9.08	8.99	9.04	8.02	8.14	7.10
	茶色ビン	16.37	15.34	15.71	15.18	13.52	12.65	13.10	11.04	11.22	10.36
	その他ビン	8.39	8.57	7.80	8.31	8.61	7.17	7.18	7.73	7.30	7.31
	PETボトル	11.59	11.82	12.08	10.94	11.90	10.79	10.33	11.01	12.82	12.61
	容器包装プラスチック	31.05	29.59	28.55	27.48	26.25	25.67	25.43	25.19	25.44	24.30
	蛍光管	0.80	1.16	0.15	0.67	1.40	0.39	0.71	0.65	0.25	0.50
	乾電池	1.86	1.62	0.89	1.43	1.86	1.83	1.22	0.99	0.95	1.97
	新聞	48.59	48.15	46.29	43.13	39.10	35.71	31.52	26.32	22.66	20.32
	雑誌	40.51	39.18	33.73	31.25	27.78	25.11	20.51	21.06	20.77	22.45
	ダンボール	16.62	16.48	14.83	13.98	14.39	12.94	14.03	12.05	11.65	13.92
	古布	16.14	12.85	12.23	9.65	10.82	11.02	10.26	11.04	12.19	13.76
	牛乳パック	0.20	0.38	0.28	0.23	0.29	0.30	0.28	0.25	0.19	0.18
	金属粗大(引取)	4.07	4.88	4.34	6.71	6.88	6.58	5.28	7.18	14.17	12.72
	計	231.16	225.29	210.01	198.69	192.02	179.15	167.22	160.31	166.84	169.45
合計		1,286.04	1,322.89	1,317.61	1,323.43	1,365.11	1,373.26	1,355.34	1,364.51	1,411.04	1,413.02

資料：西都児湯クリーンセンター

図 2-13 に示す 1 人 1 日当たりのごみ処理量の推移を見ると、可燃焼却量は年々増加しており、令和 2 年度は 587.0g/人・日となっています。

また、最終処分量も増加傾向にあり、令和 2 年度では 88.9g/人・日となっています。

資源化量は平成 29 年度まで減少傾向が続いていましたが、平成 30 年度より微増し、令和 2 年度は 92.1g/人・日となっています。



資料：西都児湯クリーンセンター

図 2-13 人口 1 人 1 日当たりのごみ処理量の推移

2) 資源化の状況

資源化量及び資源化率の推移は図 2-14 に示すとおりであり、資源化率は年々減少していましたが、平成 30 年度より微増しています。しかし、平成 23 年度の 19.0%と比較すると令和 2 年度は 13.4%であり、5.6 ポイント減少しています。

種類別に見ると、ペットボトル及び金属類が増加傾向にあり、缶・ビン類、容器包装プラスチック、新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パックは減少傾向にあります。特に新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パックの資源化量は平成 23 年度では 106t でしたが、令和 2 年度は 57 t と約 46%の減少となっています。

前計画における資源化量目標は平成 28 年度で 259t となっていました、実績は 179t と 80t 届かず、令和 3 年度の目標は 278t となっていますが、目標達成は厳しい状況となっています。

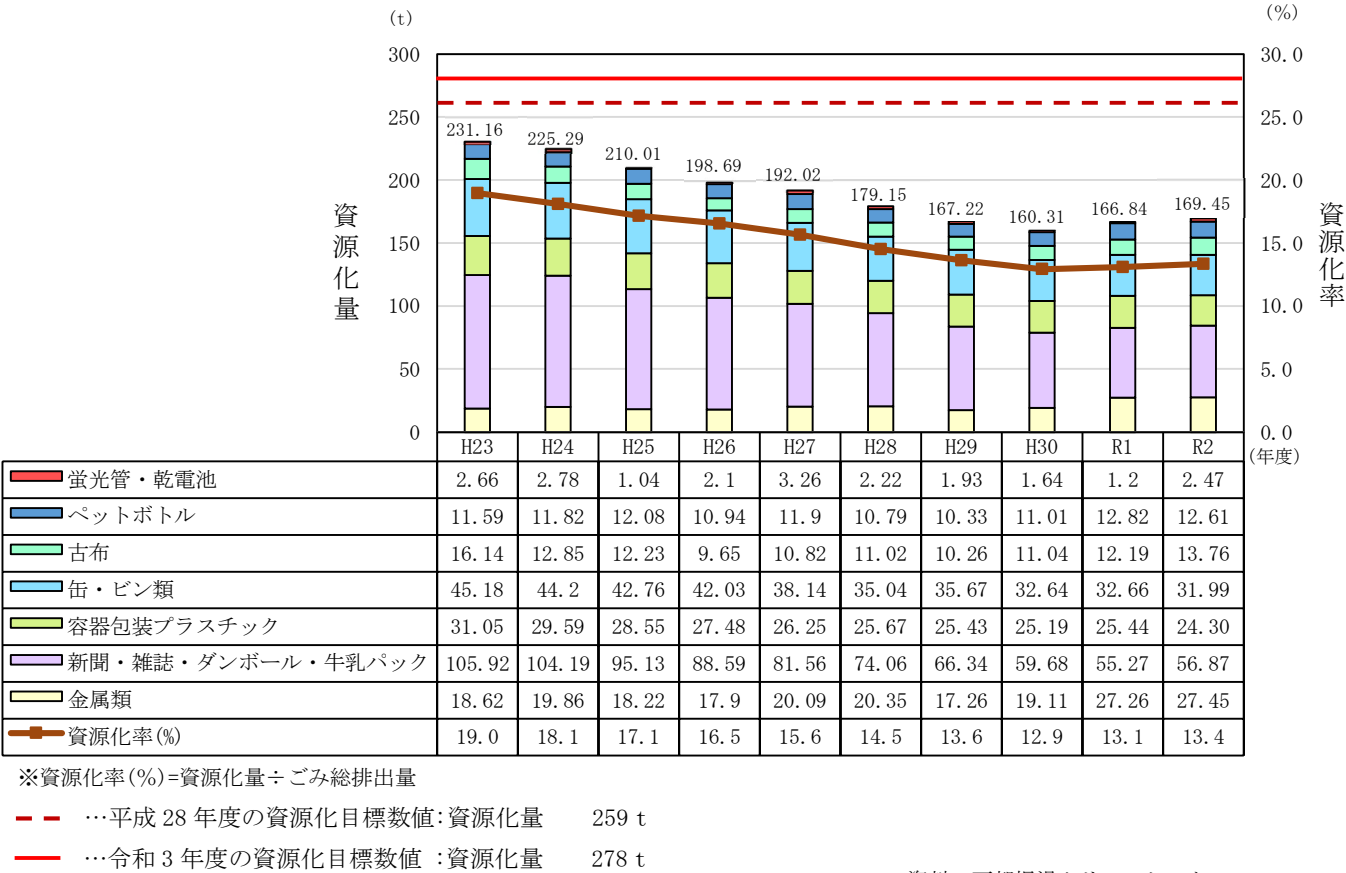


図 2-14 資源化量及び資源化率の推移

3) 最終処分状況

最終処分量(埋立)及び最終処分率の推移は図 2-15 に示すとおりであり、最終処分率は増加傾向で推移しており、令和 2 年度の最終処分率は 12.9%となっています。平成 23 年度の最終処分率 9.7%と比較すると、3.2 ポイント増加しています。

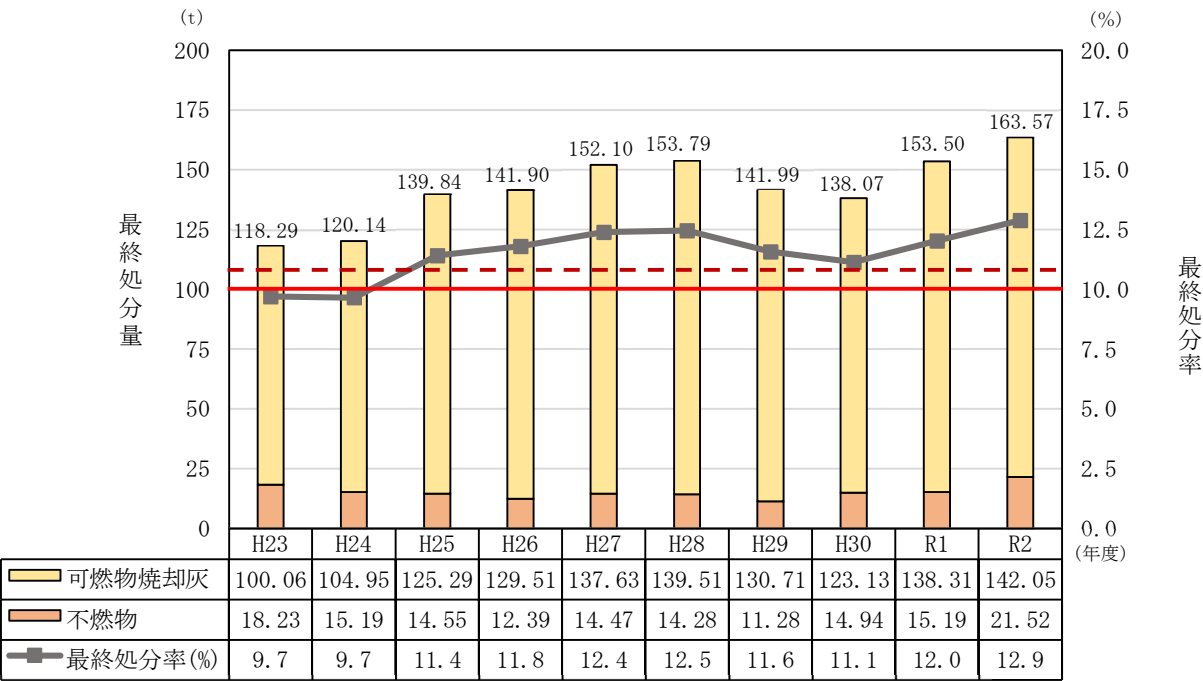
最終処分量は近年、増加傾向にあり、令和 2 年度では 164t と過去 10 年間で最も多くなりました。令和 2 年度と平成 23 年度 118t を比較すると、約 1.4 倍で増加しています。

西都児湯クリーンセンターで最終処分される不燃物量は、令和 2 年度では 22t となっており、過去 10 年間で最も少なかった平成 30 年度の 11t と比較すると、約 2 倍の処分量となっています。

エコクリーンプラザみやざきで最終処分される可燃物焼却灰量は、令和 2 年度では 142t となっており、過去 10 年間で最も少なかった平成 23 年度の 100t と比較すると、約 1.4 倍に増加しています。

前計画における最終処分量目標は、平成 28 年度で 109t となっていました。実績は 154t であり、45t 削減することができませんでした。令和 3 年度の目標は 100t となっていますが、目標達成は厳しい状況となっています。

平成 30 年度時点の西都児湯クリーンセンターにおける残余容量は 83,822 m³(全体容量の約 94%)であり、残余容量は十分にあります。しかし、エコクリーンプラザみやざきにおける残余容量は 297,063 m³(同約 51%)と、半分近くが埋っている状況です。



※最終処分率(%)=最終処分÷ごみ総排出量
最終処分量(t) =直接埋立量+中間処理後に発生し埋立する残渣量(焼却灰や不燃物など)

--- …平成 28 年度の目標数値:最終処分量 109 t
— …令和 3 年度の目標数値 :最終処分量 100 t

資料：西都児湯クリーンセンター

図 2-15 最終処分量及び最終処分率の推移

4. 可燃ごみ質分析

1) ごみの三成分

本町の可燃ごみを搬入しているエコクリーンプラザみやざきは、定期的に焼却ピット内攪拌ごみ(投入ごみ)において、ごみ質調査を行っています。ただし、エコクリーンプラザみやざきには10市町村が搬入しているので、一概に木城町のごみ質調査結果とは言えません。ごみ質の傾向を探るための参考として取り扱います。

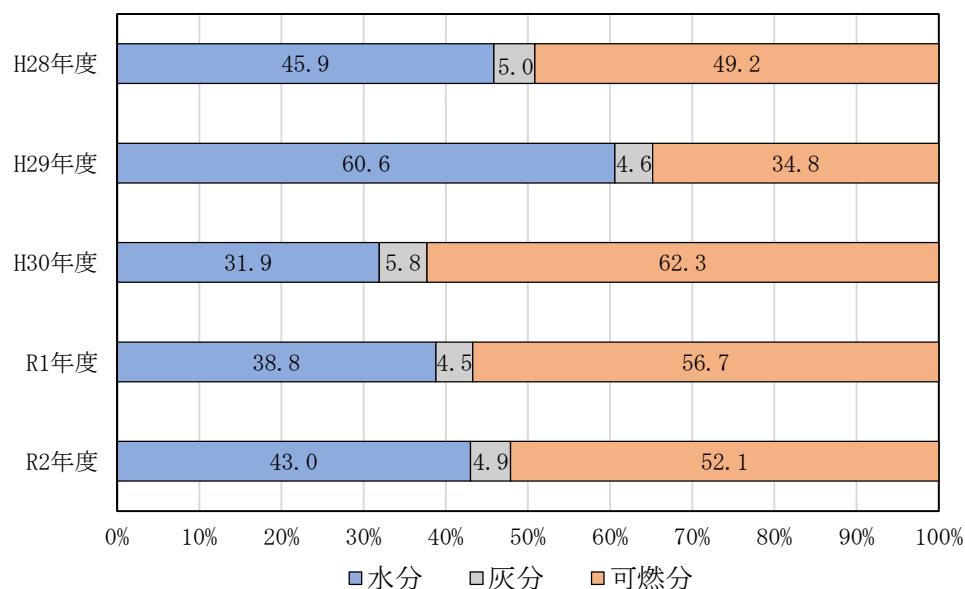
ごみ三成分の内訳は表2-9及び図2-16に示すとおりです。令和2年度は水分が43.0%、灰分が4.9%、可燃分が52.1%となっており、依然として水分が多い状況にあり、生ごみの水切りが重要となっています。

表2-9 ごみ三成分の内訳

単位：％

項目	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
水分	45.9	60.6	31.9	38.8	43.0
灰分	5.0	4.6	5.8	4.5	4.9
可燃分	49.2	34.8	62.3	56.7	52.1
合計	100	100	100	100	100

注) 四捨五入により合計が合わない
資料：エコクリーンプラザみやざき



注) 四捨五入により合計が合わない
資料：エコクリーンプラザみやざき

図2-16 ごみ三成分の内訳

2) 乾燥状態のごみ成分

乾燥状態のごみ成分内訳は表 2-10 及び図 2-17 に示すとおりです。

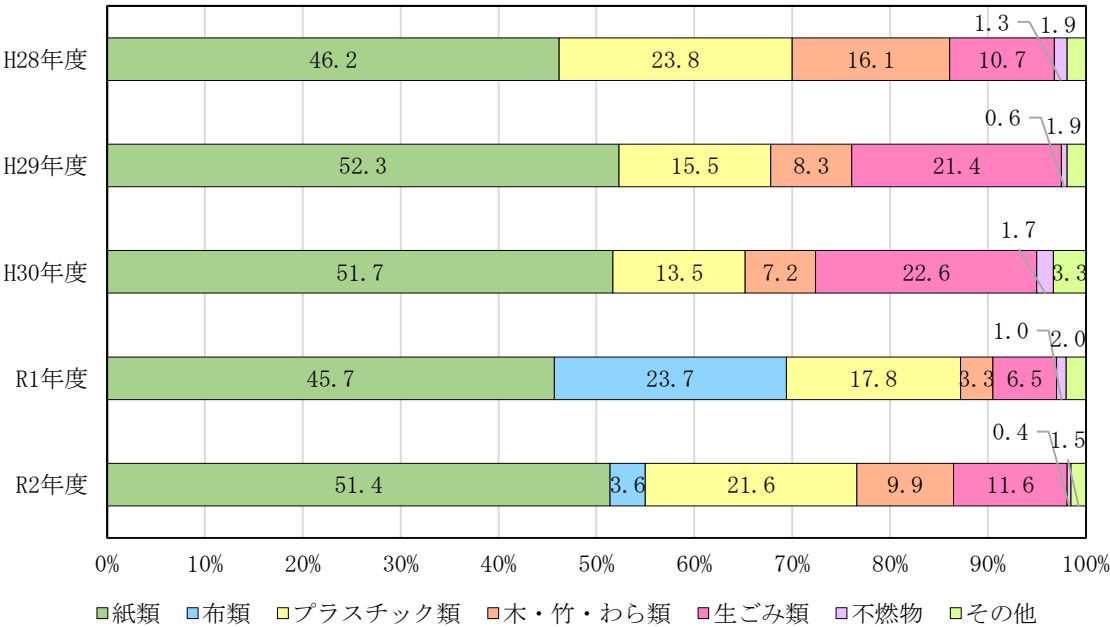
令和 2 年度は、紙類が 51.4%と最も多く、プラスチック類 21.6%、生ごみ類 11.6%と続いています。資源物として取り扱われる紙類が半数以上を占めているほか、近年、古布の一部が可燃ごみに分別するよう変更となったため、衣類のごみ量が増えています。より一層、資源ごみの分別の徹底が必要となっています。

表 2-10 乾燥ごみ成分内訳

単位：%

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
紙類	46.2	52.3	51.7	45.7	51.4
布類	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	23.7	3.6
プラスチック類	23.8	15.5	13.5	17.8	21.6
木・竹・わら類	16.1	8.3	7.2	3.3	9.9
生ごみ類	10.7	21.4	22.6	6.5	11.6
不燃物	1.3	0.6	1.7	1.0	0.4
その他	1.9	1.9	3.3	2.0	1.5
合計	100	100	100	100	100

資料：エコクリーンプラザみやざき



資料：エコクリーンプラザみやざき

図 2-17 乾燥ごみ成分内訳比率

5. 処理費の現状

ごみ処理費の推移は表 2-11 に示すとおりです。

令和 2 年度のごみ処理費総額は約 8 千 7 百万円、1t 当たりの処理費は約 6 万 8 千円、1 人当たりの処理費は約 1 万 7 千円となっています。ごみ処理費は、ごみ排出量の増加に伴い増加傾向にありましたが、令和 1 年度から減少に転じています。その要因は、ごみ処理負担金の減少が大きいと考えられます。1 t 当たりの処理費及び 1 人当たりの処理費も平成 30 年度をピークに、それ以降は減少しています。

令和 2 年度のごみ処理費の構成比を見ると、半数をごみ処理負担金が占めています。ごみ収集運搬委託費は 4 割強であり、残りは指定ごみ袋製作・販売委託費となっています。

表 2-11 ごみ処理費の推移

単位: 千円, %

区分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	
	実額	実額	実額	実額	実額	実額	実額	実額	実額	実額	構成比
ごみ処理負担金	52,111	54,667	54,740	53,993	54,950	58,813	61,017	65,526	57,457	44,554	51.5
ごみ収集運搬委託費	19,652	20,816	20,573	21,840	24,893	26,572	27,689	31,115	36,008	37,118	42.9
指定ごみ袋製作・販売委託費	5,108	6,119	4,268	4,269	4,604	4,374	4,671	4,477	4,258	4,830	5.6
総額	76,871	81,602	79,581	80,102	84,447	89,759	93,377	101,118	97,723	86,502	100.0
1t 当たり処理費	63.1	65.6	65	66.7	68.8	72.7	76.1	81.5	76.6	68.2	
1 人当たり処理費	14.3	15.3	14.8	14.8	15.7	16.8	17.6	19.4	19.1	17.2	

資料: 木城町町民課

6. 排出抑制の状況

1) 啓発活動

町民課だよりや町のホームページ等による啓発活動のほか、環境フェスタ開催による啓発を行っています。

環境フェスタは例年、年 2 回（8 月第 3 日曜日・2 月第 1 日曜日）、西都児湯クリーンセンターにおいて、循環型社会（4 R）の推進や廃棄物の適正処理の啓発を目的に開催しています。

再生品の販売や管内小学生の環境ポスター展示、フリーマーケット、ガラス細工の体験コーナーなどの催しを行っています。

2) 西都児湯クリーンセンター展開検査

西都児湯クリーンセンターに搬入される事業系一般廃棄物の可燃ごみの分別状況を、定期的に抜き打ちで目視による確認を行っています。

3) ごみステーションの管理

ごみステーションの適正管理及び分別の徹底を図るため、各地区に管理を依頼しています。現在、40 地区で 108 箇所設置しています。

4) コンポスト助成

生ごみの減量化を図るため、生ごみを自然分解させて肥料にする生ごみ処理機（コンポスト）購入に対して、一部助成金を交付しています。コンポスト助成金に関して表 2-12 に、コンポスト助成実績を表 2-13 に示します。

コンポスト助成制度は平成 8 年度から始まり、販売価格の約 3 割から 5 割ほどの助成金を支給しており、令和 2 年度までに 370 基の設置助成を行っています。

表 2-12 生ごみ処理機（コンポスト）助成金

種 別		販売価格	補 助 額	販 売 指 定 店
屋外用	1 5 0 型	5, 5 0 0 円	2, 0 0 0 円	うちだ商店
	1 0 0 型	4, 5 0 0 円	2, 0 0 0 円	
屋内用	ボカシ専用	2, 6 0 0 円	1, 3 0 0 円	森ガス水道工事(有)

資料：木城町町民課

表 2-13 生ごみ処理機（コンポスト）助成実績

単位：基

区分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	10 年間の計	助成開始 (H8 年度) からの累計
助成基数	6	8	2	19	12	6	18	11	6	4	92	370

資料：木城町町民課

7. ごみ不法投棄の状況

本町では現在、ごみの不法投棄の未然防止を図るため、環境パトロールを木城町シルバー人材センターに委託して行っています。巡回区域を設け、町内の不法投棄の監視及び回収を月当たり10回の巡回を実施しています。ただし、石河内及び中之又地区は月1回の巡回となっています。不法投棄の監視や回収だけでなく、各地区ごみステーションの巡回や、不法投棄防止看板等の設置及び清掃も行っています。

表2-14は令和2年度の巡回で回収したごみ量を示しており、年間約170袋のごみを回収しています。そのうち、ペットボトル等の資源ごみが3分の1程度含まれています。

表2-14 環境パトロールによるごみ回収量(令和2年度)

月	一般ごみ(袋)	ペットボトルほか(袋)	計(袋)	日数(日)	走行距離(km)
4月	6.1	4.3	10.4	10	652
5月	5.7	3.3	9.0	10	620
6月	7.1	4.6	11.7	10	657
7月	10.6	5.2	15.8	10	706
8月	10.6	5.2	15.8	11	640
9月	8.0	5.5	13.5	10	665
10月	8.5	5.7	14.2	10	626
11月	7.7	3.6	11.3	10	588
12月	8.7	7.1	15.8	10	666
1月	13.8	5.7	19.5	10	547
2月	14.7	6.5	21.2	10	627
3月	7.9	6.2	14.1	10	601
合計	109.4	62.9	172.3	121	7,595

資料：木城町町民課

8. ごみ処理行政の動向

1) 国・宮崎県の動向

(1) 国の方針

■第四次循環型社会形成推進基本計画

大量生産・大量消費・大量廃棄型社会である今日、資源の消費拡大と多量の廃棄物による環境負荷の増大が問題となっている中で、天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を行い、循環型社会へと方針転換するため、平成 12 年に「循環型社会形成推進法」が制定されました。その計画に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「循環型社会形成推進基本計画」（平成 15 年）が定められました。本計画は概ね 5 年毎に見直しを行うものとされており、平成 30 年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されています。

「第四次循環型社会形成推進基本計画」は、循環型社会の形成について、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げています。また、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などの実現に向け、2025 年までの施策が示されています。

「第四次循環型社会形成推進基本計画」の数値目標は表 2-15 に示すとおりです。

表 2-15 第四次循環型社会形成推進基本計画における数値目標

指標	目標年次	数値目標
1 人 1 日当たりのごみ排出量	2025 年度	約 850g/人/日
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	2025 年度	約 440g/人/日

■廃棄物処理施設整備計画

「廃棄物処理法」第 5 条の 3 第 1 項に基づき 5 年毎に策定されている「廃棄物処理施設整備計画」が、平成 30 年度から令和 4 年度までを計画期間として平成 30 年に閣議決定されました。

その計画の基本理念は「基本原則に基づいた 3 R の推進」「気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保」「地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備」となっています。

「廃棄物処理施設整備計画」における数値目標は表 2-16 に示すとおりです。

表 2-16 廃棄物処理施設整備計画における数値目標

指標	目標年次	数値目標
一般廃棄物の排出量	2025 年度	約 3800 万トン
一般廃棄物の再生利用量の割合	2025 年度	約 28%
一般廃棄物の最終処分量	2025 年度	約 320 万トン

(2) 宮崎県の方針

■第四次宮崎県環境基本計画

宮崎県では、環境行政の基本方針として「宮崎県環境計画」（平成 23 年）を策定し、環境問題に対処するための施策を計画的に推進していき、令和 3 年に「第四次宮崎県環境基本計画」を策定しています。この計画は、「廃棄物処理計画」としても位置付けられています。

今回の計画では、循環型社会の形成を目指して「4 R の推進」「廃棄物の適正処理の推進」「食品ロスの削減」「環境にやさしい製品の利用促進」の施策方針が掲げられています。令和 3 年度を初年度とし、令和 12 年度を目標年度とする 10 年間としています。社会経済や環境を取り巻く状況の変化に対応するため、原則として 5 年毎に見直しが行われます。目標年度は令和 12 年度に定めており、中間目標を令和 7 年度としています。

「第四次宮崎県環境基本計画」における数値目標は表 2-17 に示すとおりです。

表 2-17 第四次宮崎県環境基本計画における数値目標

指標	単位	R1 年度	R7 年度	R12 年度	R12/R1 の比
一般廃棄物の排出量	千 t	397	356	327	17.6%減
1 人 1 日当たりの一般ごみの排出量 (うち家庭ごみ)	g/人・日	987 (669)	952 (654)	918 (638)	7.0%減 (4.6%減)
一般廃棄物の再生利用量(率)	千 t (%)	63 (15.9%)	71 (20.0%)	82 (25.0%)	30.2%増 (9.1 ポイント増)
一般廃棄物の最終処分量(率)	千 t (%)	43 (10.8%)	36 (10.0%)	29 (9.0%)	32.6%減 (1.8 ポイント減)

2) 木城町のごみ処理に関する施策の方向

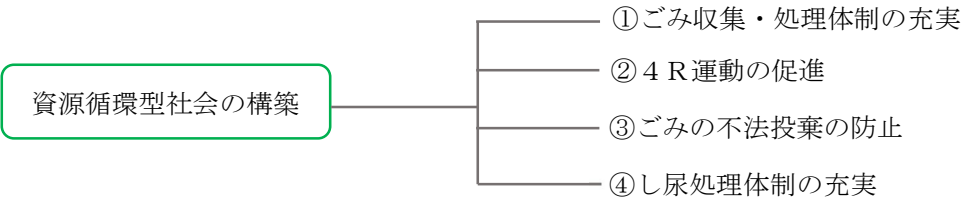
■第五次木城町総合計画後期基本計画

本町では平成 31 年度から令和 5 年度の 5 年間を計画期間とする「第五次木城町総合計画後期基本計画」を策定し、資源循環型社会の構築に取り組んでいます。本町のごみ処理に関する方針及び主要施策は以下の通りです。

目的と方針

町民・事業者と行政との協働により、ごみの発生抑制や再利用による減量化、リサイクルなどごみの減量化に取り組むとともに、ごみの収集、処理体制の充実をはじめ一般廃棄物の適正処理を推進し、自然環境と調和した持続可能な資源循環型社会の構築に積極的に取り組みます。

施策体系



主要施策

- ①ごみ収集・処理体制の充実
- ◎ごみステーションにおけるごみ収集について、管理を担当する地区と連携し、町民が利用しやすい環境を整備します。
 - ◎西都児湯環境整備事務組合によるごみの排出動向や関連法等に即した分別収集の充実、広報・啓発活動、廃棄物処理施設・リサイクル施設の適正な管理・運営の充実に努めます。
- ②4 R 運動の促進
- ◎広報・啓発活動を通じて町民や事業者の自主的な4 R 運動を促進し、特にリデュースに該当する「食品ロス削減」に取り組むことで、ごみの減量化に努めます。
- ③ごみの不法投棄の防止
- ◎町民との協働により、不法投棄巡回パトロールを引き続き行い、不法投棄の防止に努めるとともに、監視体制の強化に努めます。
- ④し尿処理体制の充実
- ◎高鍋・木城衛生組合において、し尿処理施設の適正な管理・運営を行い、し尿及び浄化槽汚泥処理体制の充実に努めます。

目標指標

「第五次木城町総合計画後期基本計画」における数値目標を表 2-18 に示します。

表 2-18 第五次木城町総合計画後期基本計画における数値目標

指標	単位	2017 年度(実績)	2023 年度(目標)
ごみ総排出量	t	1, 226. 26	1, 200. 00
町民 1 人当たりの可燃ごみ排出量 (家庭系ごみのみ)	kg	153. 01	150. 00
町民 1 人当たりの資源ごみ排出量 (家庭系ごみのみ)	kg	33. 95	35. 00

9. ごみ処理の評価

1) 他自治体との比較

(1) 類似団体との比較

ごみの処理状況について、令和 1 年度における全国の類似自治体と比較した結果は図 2-18 に示すとおりです。環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて、本町のごみ処理評価を行っています。類似団体は、全国の人口及び産業構造が類似した市町村であり、人口 5 千人以上から 1 万人未満の団体です。なお、データは令和 1 年度の実績値を使用しています。レーダーチャートは黒線が本町の実績となっており、赤線は類似団体の平均値となっています。平均値の外側にいくほど、総排出量は少なく、廃棄物からの資源回収率が高く、廃棄物のうち最終処分される割合が低いなどといった良い傾向であることを示しています。

本町の「人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量」、「人口 1 人 1 日当たり年間処理経費」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」は、類似団体と比較すると良い傾向であります、

「廃棄物からの資源回収率」及び「最終処分減量に要する費用」は、平均を若干、下回っています。

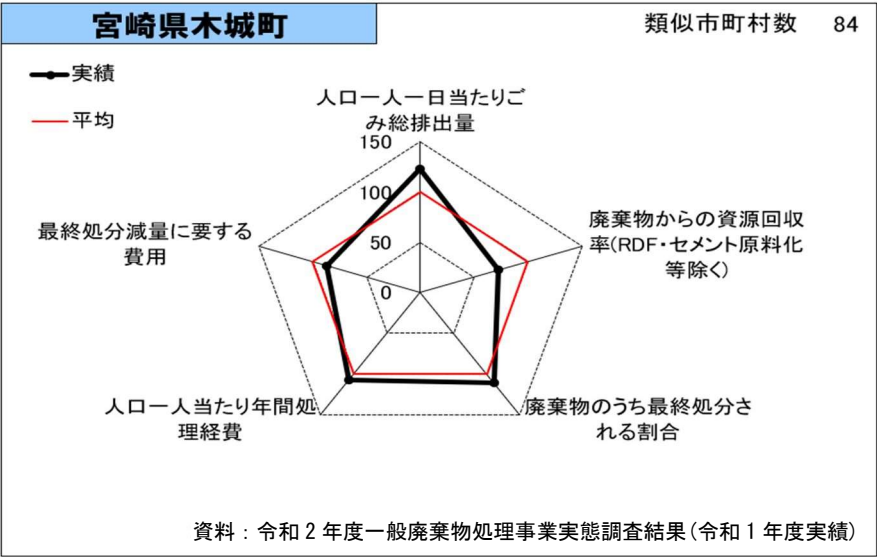


図 2-18 類似団体(全国)との比較

表 2-19 類似団体(全国)との比較

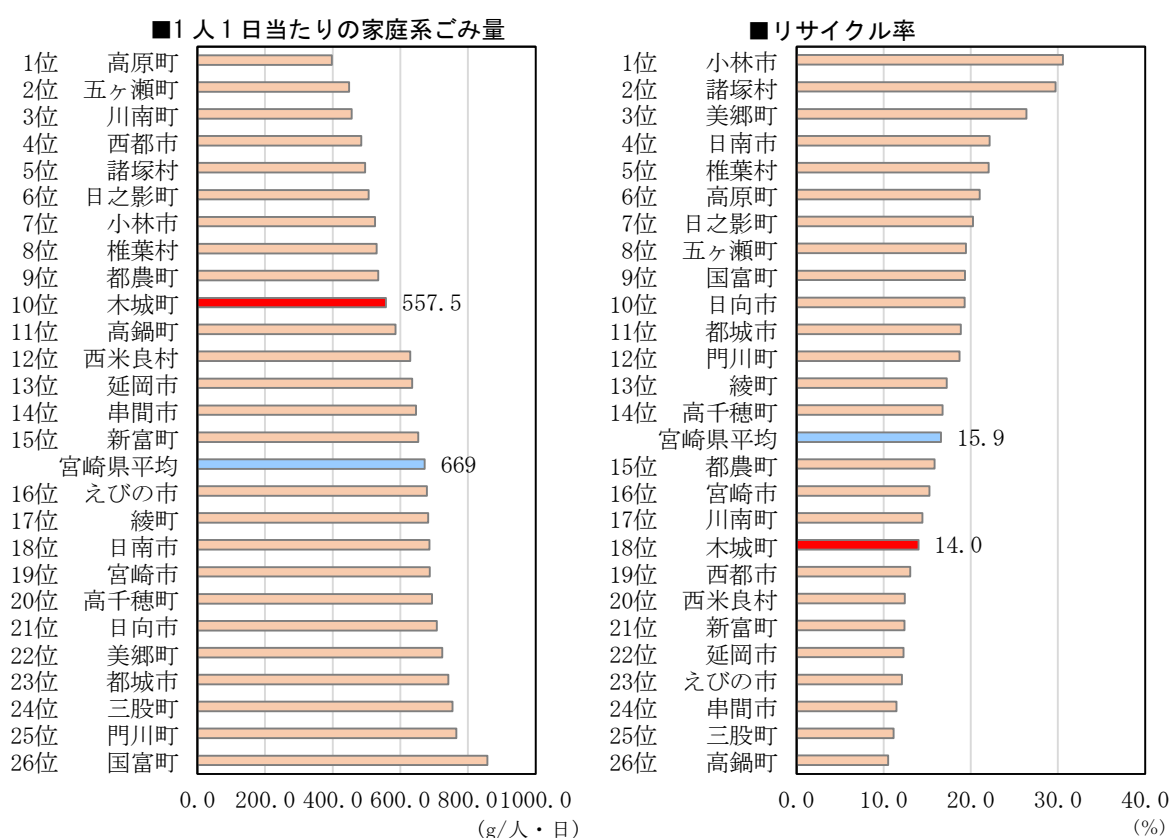
指標	人口 1 人 1 日当たりごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料を除く) (t/t)	廃棄物からのエネルギー回収量 (MJ/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口 1 人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.874	0.193	0	0.134	18,131	63,433
最大	1.596	0.524	0	0.642	42,194	147,799
最小	0.328	0.052	0	0	6,092	14,671
木城町実績	0.670	0.140	0	0.120	16,821	71,917

(2) 宮崎県内市町村との比較

令和1年度の「1人1日当たりの家庭系ごみ量」及び「リサイクル率」について、本町と宮崎県内市町村とを比較した結果は図2-19に示すとおりです。

本町の1人1日当たりの家庭系ごみ量は、宮崎県平均の669g/人・日よりも少なく、26市町村中10番目に家庭系ごみ排出量が少ない市町村となります。しかし、リサイクル率は宮崎県平均15.9%を下回っており、26市町村中18番目と低い数値となっています。

このことから、本町における家庭系ごみは比較的減量化が進んでいることがうかがわれます。一方、ごみのリサイクルが進んでいないことが分かります。



※リサイクル率=(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100

資料：一般廃棄物処理事業実態調査結果(令和1年度実績)

図2-19 宮崎県内市町村との比較

2) 目標値の達成状況

本町では、前計画である「第3次ごみ処理基本計画」を基にごみの減量化や資源化の施策を推進してきました。前計画の目標値の達成状況を表2-20に示します。

資源ごみ量及び資源化率は目標値よりも低く、それ以外の項目は目標値よりも高い値となっており、目標を達成することができませんでした。

本計画でもごみの減量化・資源化に係る目標を定め、目標達成に向けた取組を一層強化していく必要があります。

表2-20 前計画の目標達成の状況

単位:g/人/日、%

項目	実績		前計画の目標		R2年度とR3年度の比較 (A)-(B)	
	中間年度 平成28年度	最新年度 令和2年度 (A)	中間目標年度 平成28年度	目標年度 令和3年度 (B)		
可燃ごみ (1人1日当たり)	504	538	437	418	120	増加
不燃ごみ (1人1日当たり)	9	11	7	6	5	増加
粗大ごみ (1人1日当たり)	24	46	20	19	27	増加
資源ごみ (1人1日当たり)	97	95	144	159	△64	減少
1人1日当たりごみ総排出量 (家庭系ごみ)	533	584	544	539	45	増加
1人1日当たりごみ総排出量 (事業系ごみ)	101	105	64	63	42	増加
リサイクル率(資源化率)	14.5	13.4	22.4	25.0	△11.6	減少
最終処分率	12.5	12.9	9.4	9.0	3.9	増加

10. ごみ処理の課題

地球温暖化の一層の深刻化、大気汚染や海・河川の水質汚濁をはじめとする国・地域における環境問題の発生等を背景に、国や地域はもとより町民一人ひとりが、環境保全やエネルギー循環に向けた具体的行動を起こすべき時代を迎えています。

このため、本町においても、自然環境の保全やごみの減量化・リサイクルをはじめ、循環・自然共生を基本とした持続可能な社会づくりに向けた取組を進めていくことが求められます。

前計画においては、設定した減量化等の目標を達成することができませんでしたが、その未達成の原因や改善しなければならない課題を明確にし、それらの課題を解決していくための施策を考え、本計画の目標達成に向けて実践していくことが重要です。

以下に、本計画におけるごみ処理の課題を示します。

1) ごみ減量化及び資源化の促進

本町の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は令和 2 年度で 690g/人/日であり、宮崎県(R1 年度：987g/人/日)、国(R1 年度：918g/人/日)の値を大きく下回っています。また、類似団体平均(R1 年度：874g/人/日)と比較しても本町のごみ排出量は少ないということが分かります。しかし、本町の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は増加傾向にあり、ごみの減量化が図られていません。

資源化について見ると、令和 2 年度のリサイクル率は 13.4%であり、宮崎県(R1 年度：15.9%)、国(R1 年度：19.6%)及び類似団体平均(R1 年度：19.3%)を下回った値となっています。また、資源ごみの排出量も減少傾向にあり、ごみの資源化が十分ではありません。

それらの背景として考えられることは、ネット通販の普及など安易に商品が手に入りやすくなったことや、4R推進に対する意識の低下などが挙げられます。その例として、古紙の排出量が 10 年間でおよそ 5 割減少しています。雑誌などの電子化の影響もありますが、資源化できる古紙を分別せずに可燃ごみへ混入していることが考えられます。資源ごみ排出量は減少している一方で、可燃ごみが増加していることから、適切に分別が行われていないということが分かります。

ごみの減量化及び資源化は、町民・事業者と町との協働した取組が必要です。町民や事業者には自主的な 4R運動を促進し、家庭系ごみ及び事業系ごみの発生を抑制するとともに、ごみの分別を徹底するための啓発活動を拡充していく必要があります。

2) 食品ロスの削減

「食品ロス削減推進法」が令和元年に施行され、食品ロスの削減を適切に推進していく必要があります。

「宮崎県循環型社会推進行動指針」(平成 29 年 3 月)のごみ分類調査によると、家庭ごみ

の組成で 35.8%を生ごみが占めており、その生ごみの内訳として食品ロス(食べ残し・未利用食品・過剰除去)が 45.8%を占めています。このことから、ごみの減量化には食品ロス削減が重要となります。

国においては農林水産省が毎年 10 月の「食品ロス削減月間」に向けて、ポスターなど普及啓発資材を活用して、買い物をするとき、すぐに食べるものは賞味期限が近い商品棚の手前から選ぶ「てまえどり」を含めた消費者啓発に取り組む小売・外食事業者及び地方公共団体を募集しています。

宮崎県では食品ロス削減の取組として「食べきり宣言プロジェクト」を実施しており、県民に対して啓発活動を行っています。

本町においても、食品ロス削減に向けた啓発活動を充実し、ごみの減量化を図っていく必要があります。

食品ロスと合わせて、生ごみの水切りも必要となります。生ごみの約 80%が水分であるため、廃棄物の燃焼効率の低下や、ごみの重量が増えるといった問題があります。そこで、生ごみの水切りを徹底することで、焼却コストの削減や、ごみの減量化に繋がることから、それらの啓発活動を充実する必要があります。また、生ごみの堆肥化に係る生ごみ処理機(電動式及び簡易式(コンポスト))購入に対する助成制度の拡充の検討及び広報による利活用の促進を図る必要があります。

3) ごみ収集・処理体制の充実

家庭ごみは、町内 108 箇所のごみステーションに搬入されています。ごみステーションは、各自治公民館の協力により適正な搬出と分別等の管理が行われていますが、ごみステーションにおけるごみ収集については、管理を担当する自治公民館との連携が不可欠です。

また、令和 3 年度から高齢者等ごみ出し支援制度を開始し、家庭ごみをごみステーションまで搬出することが困難な住民(世帯)に対し、業者が各家庭に訪問回収を行っています。今後の成果を評価しながら、高齢者等にやさしいごみ収集へと改善を図る必要があります。

西都児湯クリーンセンターとエコクリーンプラザみやざきは、平成 17 年度からの稼働であり、今後は、各処理施設における計画的な機器の更新や修繕等を行い、施設の長寿命化を図りながら、廃棄物処理施設及びリサイクル施設の適切な管理・運営を充実させる必要があります。

4) ごみ処理経費の節減

ごみ処理に係る 1 人当たりの年間処理経費は令和 2 年度で 17,200 円/人・年であり、類似団体平均(R 1 年度: 18,131 円/人・年)と比較すると優れている事が分かります。令和 1 年度までは増加傾向にありましたが、処理経費の大部分を占めるごみ処理負担金が減少したことにより、令和 2 年度は減少しています。

ごみ排出量が増加すると、それに伴いごみ処理経費も増加する傾向にあるため、ごみの減

量化や資源化に取り組むとともに、ごみ収集運搬の効率化等を図りながら、ごみ処理経費の削減に努める必要があります。

5) 不法投棄の未然防止

本町は、環境パトロールによるごみの不法投棄の監視や回収を行っています。また、不法投棄が予想される山間部等には不法投棄防止看板を設置するなど不法投棄の未然防止に努めていますが、完全にはならない状況です。

今後も啓発活動に努めつつ、警察等関係機関との連携により不法投棄の監視体制の強化に努める必要があります。

6) 野焼き焼却禁止の徹底

野外でのごみ焼却は、「廃棄物処理法」により、一部の例外を除き禁止されていますので、その啓発を図っているところですが、十分にその成果が表れていません。

今後も、家庭ごみは野外焼却せずに、きちんと分別し、それぞれの収集日に本町指定のごみ袋に入れて出すように徹底するための啓発活動を強化していく必要があります。

7) 自然・環境と共生する地域社会づくり

本町が推進している「自然と調和し町民が生涯にわたって快適に暮らせる環境づくり」の推進と、「快適で美しい町の景観の形成」を図るためには、地球温暖化対策及び環境保全活動、地域の美化運動を行っていく必要があります。

家庭や事業所における温室効果ガスの削減のため、ごみの適正な分別及び公害関係法令を遵守した事業活動を行うとともに、焼却ごみの減量により温室効果ガスの排出量を抑制する必要があります。

第2章 将来のごみ量の予測

1. 予測方法の概要

将来のごみ処理計画を検討するためには、ごみの排出量や処分量の将来予測を行い、その動向を把握する必要があります。一般に家庭から排出されるごみ量は、その地域の生活水準、生活様式、経済活動のほか、自治体のごみ収集・処理形態などにも影響を受けるといわれています。

一般的なごみ排出量の予測は、過去のごみ排出実績を基に、1人1日当たりのごみ排出量を予測し、これを排出原単位として、地域の計画収集人口との積によって算出する方法が基本となっています。

その算出式は下記に示すとおりであり、本町の場合、計画収集人口は行政区域内人口です。また、ごみの直接搬入は行っていないので、直接搬入ごみ排出原単位はゼロとなります。

$$W = m \times P \times 10^{-6} + q$$

W : 1日当たりのごみ量 (t/日)

m : 1人1日当たりの排出原単位 (g/人・日)

P : 当該区域の計画収集人口 (人)

q : 直接搬入ごみ排出原単位 (t/日)

そこで、過去の実績数値を基本に経年変化の傾向を抽出し、本計画の目標年度である令和13年度までの行政区域内人口及び各種ごみ排出原単位を時系列分析等によって予測します。

予測は下記に示す6通りの方法で行います。①～⑤の方法は時系列分析（数理学的手法）であり、過去の実績値を用い、その値に最も近い回帰式（近似式）を求め、その式を将来に延長して推計します。⑥の方法は人口予測に用いる方法で要因分析の一つであるコーホート法であり、コーホート（同年に出生した集団）の人口変動をとらえて推計する方法です。

採用する推計値は各推計式の相関係数の高さを基本とし、本町の社会・経済的な動向や将来像等も踏まえて行います。

<予測方法>

- ①年平均増減数
- ②年平均増減率
- ③修正指数曲線
- ④べき曲線
- ⑤ロジスティック曲線
- ⑥コーホート要因法（人口予測のみに使用）

2. 人口の将来予測

計画目標年度（令和 13 年度）の人口：4,560 人
（中間年度令和 8 年度の人口：4,780 人）

本計画の行政区域内人口は住民基本台帳人口であり、その将来人口予測は、下記に示す 3 通りで行っています。予測した結果は表 2-21 に示すとおりです。

＜予測方法＞

- ① 国立社会保障・人口問題研究所による推計人口（以下社人研という。）平成 30 年推計
- ② 上位計画である木城町人口ビジョン推計値（令和 2 年 3 月推計）
- ③ 住民基本台帳人口の時系列分析による推計値

①社人研推計値及び②人口ビジョン推計値の予測方法は国勢調査人口を基にコーホート要因法により 5 年毎に推計したものです。このため、本計画の行政区域内人口（住民基本台帳人口）に合わせて補正を行っています。その補正は令和 2 年度の国勢調査人口（確定値）に対する住民基本台帳人口の比 1.030 を基に行っています。また、5 年毎の推計値であることから、その間の推計は直線補間（按分）で行っています。

表 2-21 行政区域内人口の予測

年 度		住民基本 台帳人口 (年度末現 在)	国勢調査 人口 (10月1日 現在)	国調人口 に対する 住基人口 の比	①社人研推計値 (H30推計)		②上位計画 木城町人口ビジョン 推計値 (R2.3)		③住民基本 台帳人口 時系列分析に よる推計値 (年平均増減 率) C	(参考) 第 三次宮崎県 生活排水対 策総合計画 による人口 推計値	採用値 木城町人口 ビジョンの推 計値を実績に 合わせて補正 する
					国調人口 ベース 推計値	住基人口 ベース補 正值 A	国調人口 ベース 推計値	住基人口 ベース補 正值 B			
実 績	平成22年度	5,399	5,177	1.043							
	平成23年度	5,363									
	平成24年度	5,350									
	平成25年度	5,379									
	平成26年度	5,401									
	平成27年度	5,390	5,231	1.030							
	平成28年度	5,335									
	平成29年度	5,318									
	平成30年度	5,222									
	令和1年度	5,114								5,114	
予 測	令和2年度	5,041	4,895	1.030	5,017	5,168	4,981	5,130			5,041
	令和3年度		(確定値)			5,117		5,086	5,007		4,990
	令和4年度					5,066		5,041	4,973		4,950
	令和5年度					5,015		4,997	4,939		4,910
	令和6年度					4,964		4,952	4,905		4,860
	令和7年度				4,770	4,913	4,765	4,908	4,872	4,769	4,820
	令和8年度					4,859		4,863	4,839		4,780
	令和9年度					4,805		4,818	4,806		4,730
	令和10年度					4,752		4,772	4,773		4,690
	令和11年度					4,698		4,727	4,741		4,640
	令和12年度				4,509	4,644	4,546	4,682	4,709	4,507	4,600
	令和13年度					4,590		4,640	4,676		4,560
	令和14年度					4,535		4,598	4,645		4,510
	令和15年度					4,481		4,556	4,613		4,470
	令和16年度					4,426		4,514	4,582		4,430
	令和17年度				4,245	4,372	4,342	4,472	4,551		4,390

③時系列分析で採用した方法は、推計式の相関係数の高さや人口減少度合等を考慮して年平均増減率による方法です。（各方法による予測結果は巻末の資料編を参照）

本計画の将来目標人口の採用値は、人口ビジョンの推計値が3つの推計の中で中位であり、また、上位計画との整合を図るため、木城町人口ビジョンの推計値とします。ただし、令和2年度の予測値と実績値に乖離が見られることから、実績に合わせて補正を行います。その補正は住基人口ベース補正值Bに対する実績値の比0.983を基に行っています。

したがって、本町の計画目標年度（令和13年度）の行政区域内人口は4,560人と設定します。

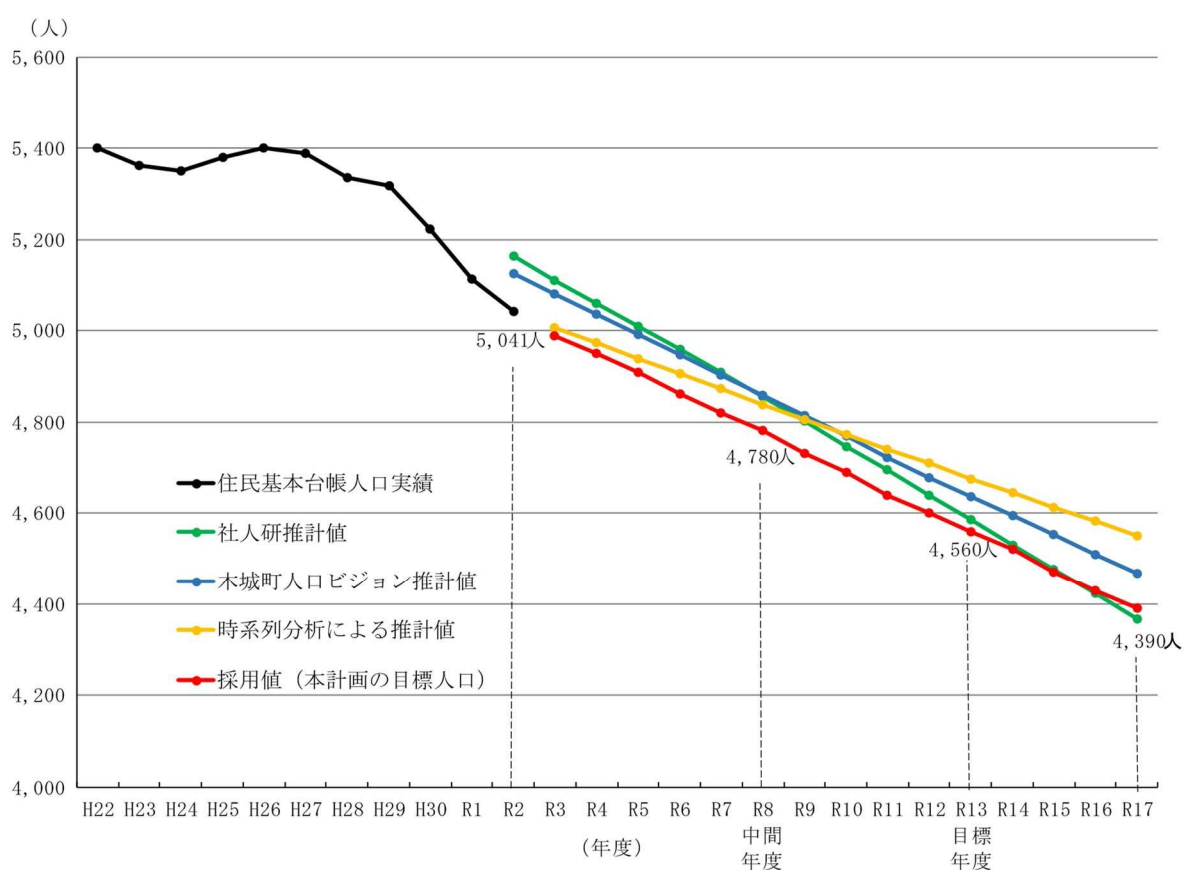


図2-20 行政区域内人口の予測

3. ごみ量の将来予測

1) ごみの種類別排出量

ごみ排出量の予測は、過去の実績値を用いて行い、過去の傾向が今後も続いた場合のごみ排出量を算出します。ごみ種類別に 1 人 1 日当たりごみ排出量（排出原単位）を予測し、その原単位に将来人口を乗じて算出します。

1 人 1 日当たりのごみ排出量及び将来のごみ排出量の予測結果は、表 2-22 及び表 2-23 に示すとおりです。中間年度の令和 8 年度のごみ排出量は、令和 2 年度から 6.1%増加して 1,346 t となり、目標年度の令和 13 年度のごみ排出量は、令和 2 年度から 13.0%増加して 1,434 t が見込まれます。

ごみの種類別に見ると、可燃ごみ及び粗大ごみは、将来の 1 人 1 日当たりの排出量が増加傾向で推移しますので、それらのごみ量も増加します。不燃ごみは、1 人 1 日当たりの排出量が現状維持で推移しますので、人口減少に合わせてそのごみ量も若干減少します。資源ごみは、過去の 1 人 1 日当たりの排出量及び資源ごみ量が減少傾向で推移していましたが、近年、1 人 1 日当たりの排出量が増加傾向を示していますので、それを考慮すると、将来の 1 人 1 日当たりの排出量が若干増加し、資源ごみ量は横ばいで推移する見込みです。

表 2-22 1 人 1 日当たりごみ排出量の予測結果

単位：g/人・日

区 分	実績		予測		増減比			
	平成27年度	令和2年度	令和8年度	令和13年度	R2/H27	R8/R2	R13/R8	R13/R2
可 燃 ご み	492.8	536	595	648	8.8%	11.0%	8.9%	20.9%
不 燃 ご み	9.2	10.9	10	11	18.5%	-8.3%	10.0%	0.9%
粗 大 ご み	18.9	46.3	70	99	145.0%	51.2%	41.4%	113.8%
資 源 ご み	101.5	93.3	97	102	-8.1%	4.0%	5.2%	9.3%
計	622.4	686.5	772	860	10.3%	12.5%	11.4%	25.3%

表 2-23 将来のごみ排出量の予測結果

単位：人、t

区 分	実績		予測		増減比			
	平成27年度	令和2年度	令和8年度	令和13年度	R2/H27	R8/R2	R13/R8	R13/R2
人 口	5,390	5,041	4,780	4,560	-6.5%	-5.2%	-4.6%	-9.5%
可 燃 ご み	969.60	989.00	1,038	1,081	2.0%	5.0%	4.1%	9.3%
不 燃 ご み	18.09	20.05	17	18	10.8%	-15.2%	5.9%	-10.2%
粗 大 ご み	37.28	85.42	122	165	129.1%	42.8%	35.2%	93.2%
資 源 ご み	202.12	174.25	169	170	-13.8%	-3.0%	0.6%	-2.4%
計	1,227.09	1,268.72	1,346	1,434	3.4%	6.1%	6.5%	13.0%

注) 資源ごみには、乾電池等の有害ごみを含む

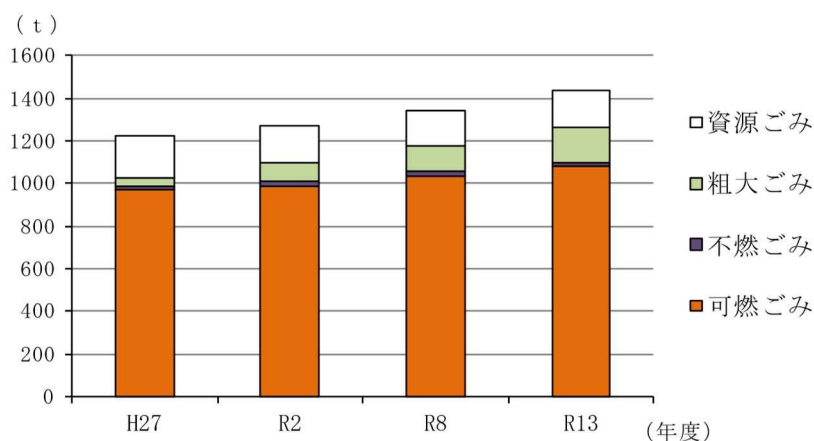


図2-21 将来のごみ排出量の予測結果

2) ごみの処理量

ごみ処理量の予測は、ごみ排出量の予測と同様に行うものとし、1人1日当たりのごみ処理量及び将来のごみ処理量の予測結果は、表2-24及び表2-25に示すとおりです。

令和13年度の可燃物焼却量は、令和2年度から16.9%増加して1,262tが見込まれます。

資源化量は減少傾向で推移していましたが、近年の1人1日当たりの資源化量の増加傾向を考慮すると、横ばいで推移し、令和13年度は165tが見込まれます。資源化率は13.4%から11.5%に減少します。

最終処分量は、令和2年度から14.3%増加して187tが見込まれ、最終処分率は12.9%から13.0%で現状維持です。

焼却処理や破碎処理等の中間処理を行うことで減量化された割合（減量率）は、令和2年度の73.8%から若干増加して75.5%となっています。

表2-24 1人1日当たりごみ処理量の予測結果

単位：g/人・日

区 分	実績		予測		増減比			
	平成27年度	令和2年度	令和8年度	令和13年度	R2/H27	R8/R2	R13/R8	R13/R2
可燃物焼却量	519.0	585.4	674	756	12.8%	15.1%	12.2%	29.1%
資源化量	97.6	91.8	94	99	-5.9%	2.4%	5.3%	7.8%
最終処分量	77.3	88.7	100	112	14.7%	12.7%	12.0%	26.3%

表 2-25 将来のごみ処理量の予測結果

単位：人、t、%

区 分	実績		予測		増減比			
	平成27年度	令和2年度	令和8年度	令和13年度	R2/H27	R8/R2	R13/R8	R13/R2
人 口	5,390	5,041	4,780	4,560	-6.5%	-5.2%	-4.6%	-9.5%
可燃物焼却量	1,020.99	1,080.00	1,176	1,262	5.8%	8.9%	7.3%	16.9%
資源化量	192.02	169.45	164	165	-11.8%	-3.2%	0.6%	-2.6%
最終処分量	152.10	163.57	174	187	7.5%	6.4%	7.5%	14.3%
ごみ総排出量計	1,227.09	1,268.72	1,346	1,434	3.4%	6.1%	6.5%	13.0%
資源化率	15.6	13.4	12.2	11.5	-2.2	-1.2	-0.7	-1.9
減 量 率	72.0	73.8	74.9	75.5	1.8	1.1	0.6	1.7
最終処分率	12.4	12.9	12.9	13.0	0.5	0.0	0.1	0.1

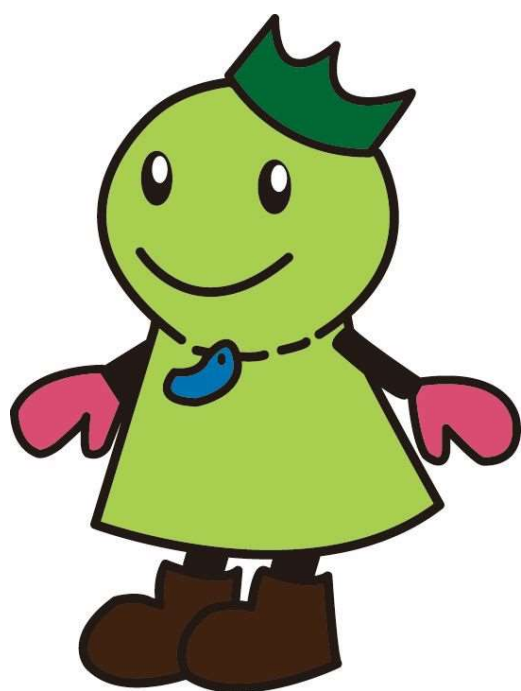
○資源化率＝資源化量÷ごみ総排出量×100

○減量率＝（ごみ総排出量－資源化量－最終処分量）÷ごみ総排出量×100

焼却処理や破碎処理等の中間処理を行うことで減量化された割合

○最終処分量＝直接埋立量＋中間処理後に発生し埋立する残渣量（焼却灰や不燃物など）

○最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量×100



西都児湯クリーンセンターマスコットキャラクター

「こふんちゃん」

第3章 ごみ処理基本計画

1. 計画の基本理念

経済発展に伴う大量生産・大量消費は、生活様式の多様化や利便性の向上をもたらしました。しかし、一方で廃棄物の増大をはじめとする環境への負荷を生み出してきました。

このような状況の中、国は循環型社会の形成に向けて、循環型社会形成推進基本法を平成12年6月に施行しました。平成30年6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」を公表し、第三次計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、持続可能な社会づくりに向け、これまでより一歩踏み込んだ形で循環型社会の形成を推進することとしています。また、使い捨てプラスチック排出量の削減などを目指す「プラスチック資源循環戦略」の策定、国民運動として食品ロスの削減を推進することを明記した「食品ロス削減推進法」の施行など、循環型社会に向けた動きが急速に進んでいます。

本町においては、「人と自然にやさしいまち 木城町」を基本理念としてまちづくりを進めており、環境面では、資源循環型社会の構築と自然・環境と共生する地域社会づくりに取り組んでいます。ごみ処理対策では、前計画の中で「4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）推進による資源循環型社会の実現」を目標・理念として掲げ、その実現に向けてごみの発生抑制、資源化の推進など様々な施策を実施し、その成果が着実に表れてきています。

そこで本計画では、今後10年間にわたる本町の一般廃棄物（ごみ）処理計画の基本理念を、前計画の基本理念を継続するとともに、新しい視点として「持続可能な活動」を取り入れ、町民・事業者・行政が協働して取り組んでいくものとし、本計画における基本理念を以下のように定めます。

基 本 理 念

**「人と自然にやさしいまち 木城町」の実現に向けた
持続可能な循環型社会の形成**

循環型社会とは？

天然資源をできるだけ節約し、
ごみを捨てることなく資源として
再び利用し、環境への影響を
少なくする社会のことです。

- ごみを減らしましょう
- 何回も繰り返し使用しましょう
- リサイクルで原材料として利用しましょう
- それでも残ったものは正しく処分しましょう

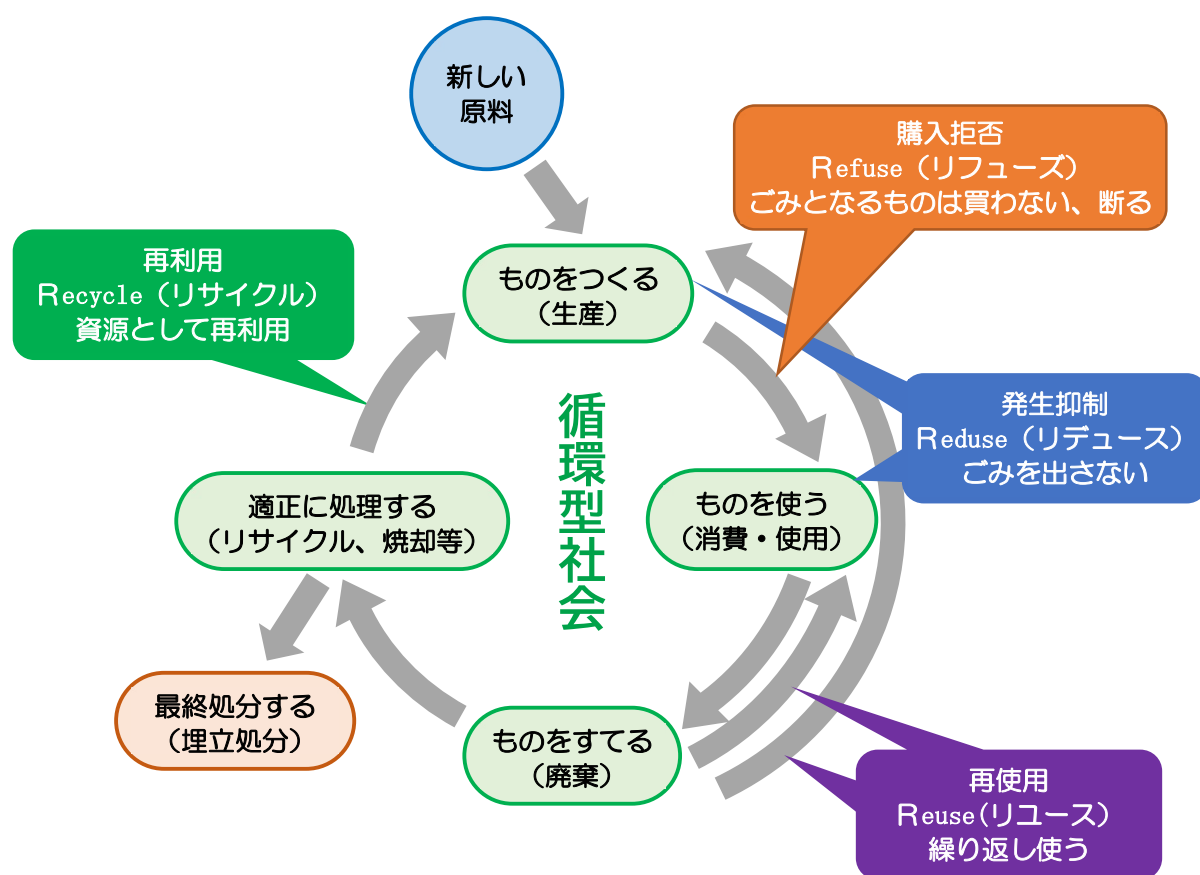


図 2-22 木城町が目指す循環型社会の概念図

2. 計画の基本方針

基本理念を達成していくための取組の柱となる基本方針を次のとおり定めます。

基本方針1：町民・事業者・行政の協働による4Rの更なる推進

ごみの発生抑制・減量化・資源化を最優先事項とし、町民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた事業を行います。町は町民・事業者の取組を促すための施策の実施など、三者の協働による取組を推進します。

このように、4Rの取組を更に推進し、町民・事業者・行政の協働による環境にやさしいライフスタイルへの転換を目指します。

<基本施策>

- (1) 持続可能な社会に向けた意識の高揚（4Rの普及啓発の強化）
- (2) ごみの発生抑制と減量化の更なる推進
- (3) ごみの資源化の更なる推進

基本方針2：適正かつ効率的なごみ処理の推進

効率的・効果的に資源が循環する社会を町民、事業者、行政で創りあげていくため、ごみの分別を徹底するとともに、関係機関と連携して処理・処分施設の長寿命化を図りながら、ごみの排出量や性状に合わせた適正な処理・処分を推進します。

また、地震や水害など大規模災害発生時のごみ処分、在宅医療廃棄物の取扱いについても、関係機関と連携して環境に配慮しながら取り組みます。

更に、自然・環境と共生する地域社会の実現を図るため、地域の環境美化活動の推進と不法投棄の未然防止に努めるとともに、地球規模における環境保全の観点から、4Rの推進によって温室効果ガスの排出量削減に配慮します。

<基本施策>

- (1) ごみの適正処理・処分の実施
- (2) 不適正処理に関する対策
- (3) その他ごみの処理対策

3. 計画の目標(令和 13 年度の目標値)

1) 減量化目標

1 人 1 日当たりごみ排出量を令和 2 年度比で 3.5%削減を目指します。
これより、ごみ総排出量は令和 2 年度比で 12.5%削減が見込まれます。

表 2-26 ごみ排出量の減量化目標値

単位: t、g/人・日

区 分	実績		目標		増減比		
	平成27年度	令和2年度	令和8年度	令和13年度	R2/H27	R8/R2	R13/R2
ごみ 総 排 出 量	1, 227. 07	1, 269. 17	1, 181	1, 110	3. 4%	-6. 9%	-12. 5%
1人1日当たりごみ排 出 量	622. 3	689. 5	677	665	10. 8%	-1. 8%	-3. 5%
家庭系ごみ	528. 0	584. 2	577	571	10. 6%	-1. 2%	-2. 3%
事業系ごみ	94. 1	105. 4	100	94	12. 0%	-5. 1%	-10. 8%
人 口	5, 390	5, 041	4, 780	4, 560	-6. 5%	-5. 2%	-9. 5%

※四捨五入により数値が合わない場合があります
※1 人 1 日当たりごみ排出量(g/人・日)= ごみ総排出量(t)×10⁶ /人口(人) /365 日 or 366 日

<目標値設定の考え方>

1 人 1 日当たりごみ排出量は、令和 13 年度の予測では 860g/人・日となりますが、発生抑制や減量化を図ることで削減を目指します。

削減率は、宮崎県の目標削減率 7.0%(R12 年度/R1 年度)の半分である 3.5%を見込んでいます。宮崎県の実績が減少傾向であるのに対し、本町は増加傾向にあるため、宮崎県の目標削減率を達成することが困難であると判断し、その半分である 3.5%を設定します。中間目標年度である令和 8 年度は、目標値の半分である 1.8%の削減とします。

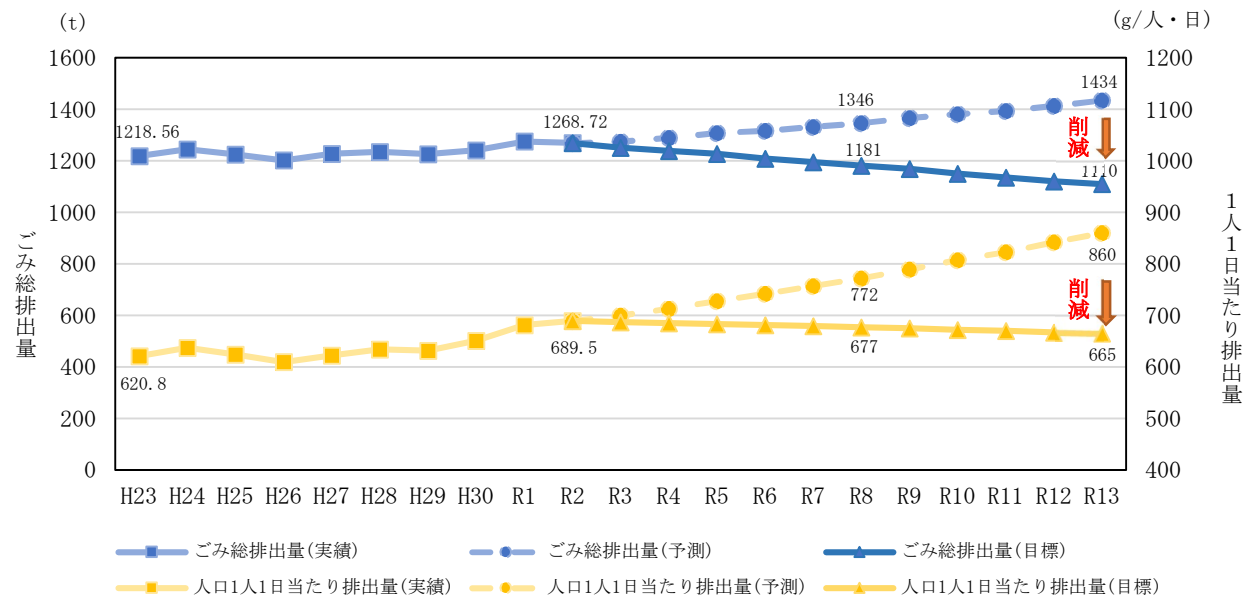


図 2-23 1 人 1 日当たりの減量化目標

2) 資源化目標

資源化率(リサイクル率)を令和2年度の13.4%から25.0%に引き上げます。
これより、資源化量は令和2年度比で64.1%増が見込まれます。

表 2-27 資源化目標

単位: t、%

区 分	実績		目標		増減比		
	平成27年度	令和2年度	令和8年度	令和13年度	R2/H27	R8/R2	R13/R2
ごみ総排出量	1,227.07	1,269.17	1,181	1,110	3.4%	-6.9%	-12.5%
資源化量	192.02	169.45	227	278	-11.8%	34.0%	64.1%
資源化率 (リサイクル率)	15.6	13.4	19.2	25.0	-2.2ポイント	5.8ポイント	11.6ポイント

※資源化量(t) = 直接収集資源ごみ量(t) + 中間処理後の資源ごみ量(t)

リサイクル率(資源化率)(%) = 資源化量(t) / ごみ総排出量(t) × 100

<目標値設定の考え方>

資源化率(リサイクル率)の目標において、国は令和7年度に一般廃棄物の再生利用量の割合28.0%を目標としており、宮崎県は令和12年度に25.0%を目標にしています。本町は令和8年度の将来予測で12.2%となっており、国の示す目標を達成するのは厳しいと考えます。

したがって、本町の資源化率の目標値設定は、第四次宮崎県環境基本計画に基づき行いました。資源化率の中間目標年度は19.2%とし、最終目標年度を25.0%と設定します。

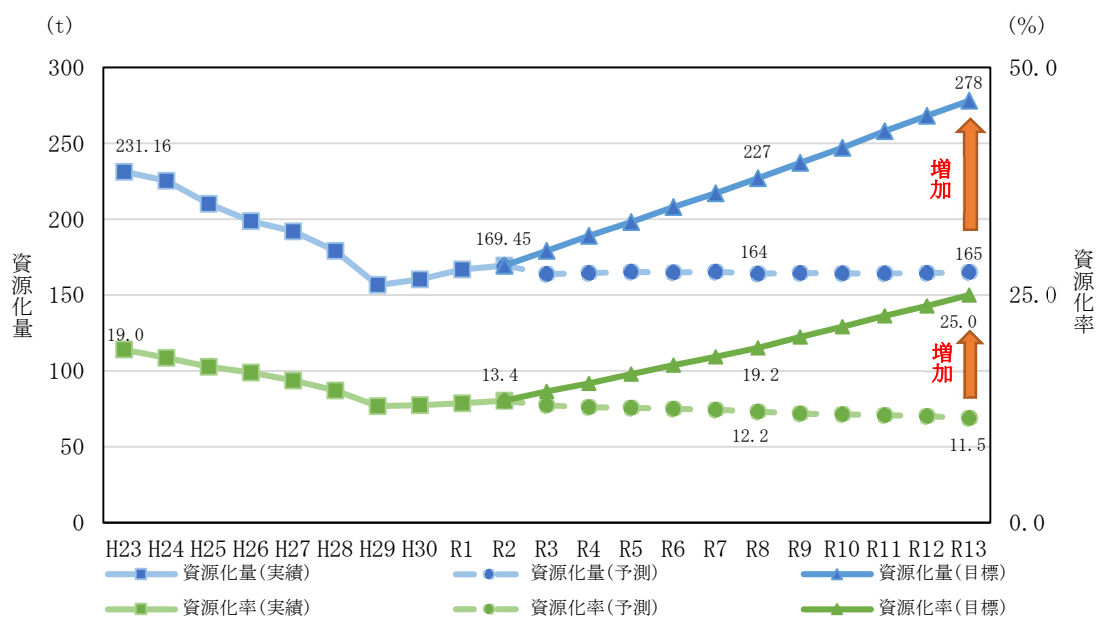


図 2-24 資源化目標

3) 最終処分目標

最終処分率を令和 2 年度の 12.9%から 12.0%に引き下げます。
これより、最終処分量は令和 2 年度比で 18.7%削減が見込まれます。

表 2-28 最終処分量目標

単位: t、%

区 分	実績		目標		増減比		
	平成27年度	令和2年度	令和8年度	令和13年度	R2/H27	R8/R2	R13/R2
ご み 総 排 出 量	1, 227. 07	1, 269. 17	1, 181	1, 110	3. 4%	-6. 9%	-12. 5%
最 終 処 分 量	152. 10	163. 57	146	133	7. 5%	-10. 7%	-18. 7%
最 終 処 分 率	12. 4	12. 9	12. 4	12. 0	0. 5 [※] イント	-0. 5 [※] イント	-0. 9 [※] イント

※最終処分量(t) = 直接埋立量(t) + 中間処理後に発生し埋立する残渣量(焼却灰や不燃物など) (t)
最終処分率(%)= 最終処分量(t) / ごみ総排出量(t) × 100

<目標値設定の考え方>

最終処分率の目標値は、第四次宮崎県環境基本計画に基づき設定します。宮崎県の目標値は現況値 10.8%からマイナス 1.8 ポイントの 9.0%となっています。本町の場合、最終処分率は 13.0%(令和 13 年度)まで上昇する予測ですが、ごみの減量化や資源化を図ることによって下がることが見込まれます。県の目標削減率まで大きく減少することは困難だと判断し、1.8 ポイントの半分である 0.9 ポイントを令和 2 年度の最終処分率から引いた値を最終目標値と定めます。最終処分率は、中間目標年度(令和 8 年度)で 12.4%とし、最終目標年度(令和 13 年度)では、12.0%を目指します。

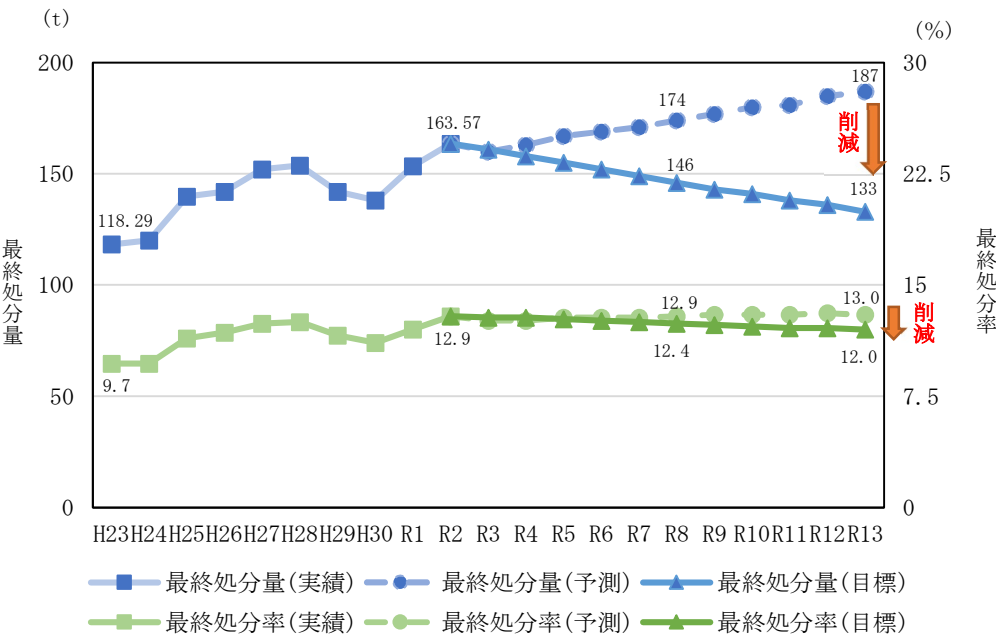


図 2-25 最終処分量目標

4) 種類別ごみ排出量の減量化目標

種類別ごみ排出量の減量化目標は表 2-29 及び図 2-26 に示すとおり、資源化率及び最終処分率を基に目標設定を行いました。

① 可燃ごみ

1 人 1 日当たりごみ排出量の間目標年度は 8.7%削減(R8 年度/R2 年度比)を目指し、最終目標年度では、17.0%削減(R13 年度/R2 年度比)の 446g/人・日を目指します。

これにより、年間排出量の間目標年度は 13.4%削減(R8 年度/R2 年度比)、最終目標年度は、24.7%削減(R13 年度/R2 年度比)の 745t が見込まれます。

現在、可燃ごみ量は増加傾向にありますので、ごみの発生抑制、減量化(排出抑制)、資源化のための分別を徹底する必要があります。

② 不燃ごみ

1 人 1 日当たりごみ排出量は、中間目標年度で 8.3%削減(R8 年度/R2 年度)を目指し、最終目標年度でも、同じく 8.3%削減(R13 年度/R2 年度比)の 10g/人・日を目指します。

これにより、年間排出量の間目標年度は 12.2%削減(R8 年度/R2 年度比)、最終目標年度は 17.1%削減(R13 年度/R2 年度比)の 17t が見込まれます。

③ 粗大ごみ

1 人 1 日当たりごみ排出量は、中間目標年度で 10.0%削減(R8 年度/R2 年度)を目指し、最終目標年度では、20.0%削減(R13 年度/R2 年度比)の 37g/人・日を目指します。

これにより、年間排出量の間目標年度は 14.5%削減(R8 年度/R2 年度比)、最終目標年度は 27.4%削減(R13 年度/R2 年度比)の 62t が見込まれます。

④ 資源ごみ

1 人 1 日当たりごみ排出量は、中間目標年度で 41.5%増加(R8 年度/R2 年度)を目指し、最終目標年度では、80.6%増加(R13 年度/R2 年度比)の 171g/人・日を目指します。

これにより、年間排出量の間目標年度は 34.3%増加(R8 年度/R2 年度比)、最終目標年度は 64.1%増加(R13 年度/R2 年度比)の 286t が見込まれます。

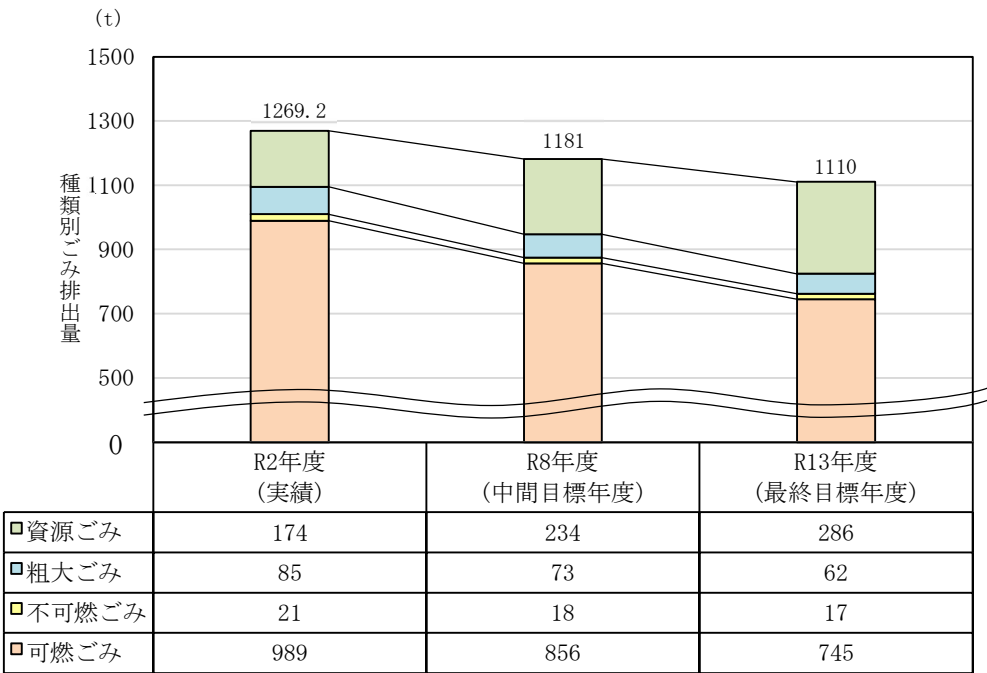
現在、資源ごみ量は減少傾向にありますので、資源化のための分別を徹底する必要があります。

表 2-29 種類別ごみ排出量目標

単位：t、g/人・日

区 分		実績		目標		増減比		
		平成27年度	令和2年度	令和8年度	令和13年度	R2/H27	R8/R2	R13/R2
人口		5,390	5,041	4,780	4,560	-6.5%	-5.2%	-9.5%
可燃ごみ	1人1日当たり	491.5	537.5	491	446	9.4%	-8.7%	-17.0%
	年間排出量	969.60	989.00	856	745	2.0%	-13.4%	-24.7%
不燃ごみ	1人1日当たり	9.2	10.9	10	10	18.5%	-8.3%	-8.3%
	年間排出量	18.09	20.50	18	17	13.3%	-12.2%	-17.1%
粗大ごみ	1人1日当たり	18.9	46.4	42	37	145.5%	-10.0%	-20.0%
	年間排出量	37.28	85.42	73	62	129.1%	-14.5%	-27.4%
資源ごみ	1人1日当たり	102.7	94.7	134	171	-7.8%	41.5%	80.6%
	年間排出量	202.10	174.25	234	286	-13.8%	34.3%	64.1%
計	1人1日当たり	622.3	689.5	677	665	10.8%	-1.8%	-3.5%
	年間排出量	1227.07	1269.2	1,181	1,110	3.4%	-6.9%	-12.5%

※四捨五入により数値が合わない場合があります。



※四捨五入により合計が合わない場合があります。

図 2-26 種類別ごみ排出量目標(年間排出量)

4. 基本方針に基づく各種施策と住民・事業者の役割

1) 施策の体系

基本方針に基づく施策の構成と体系を以下に示します。

基本理念	基本方針	基本施策	施策方針
「人と自然にやさしいまち 木城町の実現に向けた持続可能な循環型社会の形成」	町民・事業者・行政の協働による4Rの更なる推進	(1)持続可能な社会に向けた意識の高揚 (4Rの普及啓発の強化)	①様々なメディア・イベントを通しての啓発、情報発信
		(2)ごみの発生抑制と減量化の更なる推進	①容器包装及びプラスチックごみ等の発生抑制 ②可燃ごみの減量 ③食品ロスの削減 ④再使用の促進
		(3)ごみの資源化の更なる推進	①ごみの分別の徹底と紙類、容器包装類等の資源化の推進 ②生ごみの資源化の推進 ③小型家電等の再資源化の促進 ④環境にやさしい製品(再生品)の積極的な利用
	適正かつ効率的なごみ処理の推進	(1)ごみの適正処理・処分の実施	①収集運搬体制の充実 ②中間処理・最終処分計画
		(2)不適正処理に関する対策	①不法投棄や野焼きの防止策の充実 ②関係機関等との連携による監視・通報体制の強化
		(3)その他ごみの処理対策等	①災害廃棄物の適正処理の推進 ②リサイクル関連法への対応 ③在宅医療廃棄物の対応 ④地球温暖化防止への対応

図 2-27 施策の体系

2) 施策の内容

各施策の内容は以下に示すとおりです。なお、町民や事業者が関係する施策については、町が取り組むべき施策に加え、町民・事業者が自ら行う取組も掲げることとし、「町の施策」、「町民の取組」、「事業者の取組」に分け、三者の役割分担を示すこととします。

基本方針1：町民・事業者・行政の協働による4Rの更なる推進

(1) 持続可能な社会に向けた意識の高揚（4Rの普及啓発の強化）

町の施策

① 様々なメディア・イベントを通しての啓発、情報発信

【広報紙、ホームページ等による啓発・情報発信】

循環型社会形成の考え方やごみの減量効果、自然環境保全等を町民、事業者にも周知するために、町民課だより等の広報紙、町のホームページ等を活用して、啓発及び効果的な情報発信の強化を図ります。

【イベントや出前講座による啓発】

環境フェスタ等の啓発イベントの開催、地域のイベントへの出展などを通して、町民、事業者の循環型社会や環境保全に対する意識の高揚を図ります。また必要に応じて、ごみ減量等の説明会（出前講座）を開催します。

【パンフレットの作成やごみ分別アプリの配信】

町民、事業者への啓発とごみ分別の徹底を図るため、西都児湯地区4R推進協議会で作成した「家庭ごみの分け方・出し方豆辞典」や町で作成したポスターを配布していますが、今後、必要に応じて改定します。また、ごみ分別アプリの配信についても検討します。

② 学校や地域における環境活動の推進

【自然・環境と共生する地域づくりの推進】

「木城町の環境をよくする条例」の環境美化宣言の趣旨のもと、学校や地域、木城町環境美化推進員会等と連携し「清潔で美しい町づくり」を推進します。

【学校や地域における環境教育・環境学習の実施】

学校や地域におけるごみの減量や資源化、環境保全等に関する環境教育の実施に努めるとともに、出前講座やリサイクル体験教室等のイベントの活用による学習機会の提供と内容の充実を図ります。

【施設見学会の実施】

将来を担う子ども達のごみの減量やリサイクルへの関心・意識の向上を図るため、西都児湯クリーンセンターにおいて、新型コロナウイルス感染症の動向を見ながらごみ処理施設等の見学会の実施に努めます。

【町民・事業者の自主的活動の促進】

「木城町の環境をよくする条例」において、毎年6月及び9月の第一日曜日を「環境美化の日」に定めており、町民、事業者による環境美化活動や地域清掃活動などの取組内容を広く紹介するなど、取組に対する支援に努め、町民・事業者の自主的活動を促進します。

町民・事業者の取組

 町民	○ごみ問題に関心を持ち、ごみ問題の現状や対策に関する知識や理解を深めましょう。 ○ごみに関するイベントや講座、環境美化活動、地域清掃活動等に積極的に参加しましょう。 ○ごみ処理施設の見学会やリサイクル体験教室等に参加しましょう。 ○空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨てはやめましょう。
 事業者	○ごみ問題に関する教育により、従業員の意識向上を図り、ごみの減量と資源化に資する取組の実践活動につなげていきましょう。 ○町が実施するイベント等の趣旨を理解し、出展等に協力しましょう。 ○地域の環境保全活動への積極的な参加や協力をしましょう。

(2) ごみの発生抑制と減量化の更なる推進

町の施策

① 容器包装及びプラスチックごみ等の発生抑制

【レジ袋の削減】

レジ袋削減（マイバッグ）推進運動の実施などにより、買い物の際のレジ袋や過剰包装の辞退等に関する啓発に取り組み、レジ袋の削減を図ります。

【プラスチックごみの発生抑制】

マイボトル、マイカップ及びマイ箸の利用促進、環境に配慮した再生品（グリーン製品）の使用促進、使い捨て商品の使用抑制の啓発を図り、プラスチックごみ等の発生抑制に努めます。

② 可燃ごみの減量

【資源物等の可燃物への混入防止】

可燃ごみには、紙類やプラスチック類の資源物、不燃物などが多く混入されているため、それらの適正な分別による可燃ごみへの混入防止策を検討します。

【生ごみの水切り励行】

可燃ごみには多くの水分が含まれているため、水分を含む生ごみについては、水切りの徹底を広報紙等で啓発します。

【枝葉・草の自家処理の励行】

庭木の手入れにより排出される枝葉や草は、環境美化に配慮しつつ身近な大地への還元を促進します。

【事業系可燃ごみの減量化】

事業所の可燃ごみの減量化と分別の徹底を図るため、西都児湯クリーンセンターにおいて、定期的に抜き打ちで目視確認を行うごみ展開検査を行います。

③ 食品ロスの削減

【食品ロス削減に関する活動の普及啓発、情報提供】

家庭や事業所で発生している食品ロス（食品の食べ残しや消費期限切れ等による廃棄）の解消に向けての啓発、情報提供を行います。また、宴会等での料理の食べきりを呼びかける「3010(さんまる・いちまる)運動」の推進、家庭等で余っている食料品を集めて子ども食堂等に提供する「フードドライブ活動」の推進に努め、宮崎県等関係機関と連携して食品ロスの削減を図ります。

普及啓発については、宮崎県が定めた10月の「食品ロス削減月間」や飲食の機会が増える年末年始の時期等を中心に行います。

【食品関連事業者等の取組に対する支援協力】

宮崎県では「みやざき食べきり宣言プロジェクト」を推進しています。食品ロス削減に取り組む食品販売店や飲食店を「食べきり協力店」として登録・公表し、消費者にPRする取組などを実施しており、それらの情報を事業所に周知し、その取組を広めていきます。

【未利用食品を提供するための活動の支援】

まだ食べられるのに、様々な理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている施設や人に届ける「フードバンク活動」の推進を図ります。そのため、食品を提供する町民、事業者、農家等と社会福祉協議会等のフードバンク活動団体とのマッチングや提供食品の情報共有など、関係者相互の連携のために必要な支援に努めます。

④ 再使用の促進

【再使用の啓発と情報提供】

再使用は、「不用なもの＝ごみ」を発生させない取組ですので、ごみ処理やリサイクルのための環境負荷や費用が発生しません。このため、ものを最後まで大切に使う、壊れたものは直して使う、使い捨ての商品はなるべく買わないなどの再使用についての啓発を積極的に行います。また、リサイクルショップやフリーマーケット等に関する情報を紹介し、町民等の積極的な活用を促進します。

町民・事業者の取組

 町民	○買い物の際はマイバッグの持参し、レジ袋を断りましょう。また、飲食店等ではマイボトル、マイカップ、マイ箸を持参しましょう。 ○過剰包装商品は選ばず、包装がないバラ売りの商品や簡易包装商品を選択しましょう。 ○不要な物は買わないようにしましょう。 ○生ごみの水切りをしっかりと行いましょう。 ○調理せずに破棄することを防ぐため、買い物へ出かける前は冷蔵庫の中などを確認しましょう。また、調理する際は過剰除去せず、食べきれ的分だけ調理しましょう。 ○外食や宴会では、食べきれ的分だけ注文しましょう。また、宴会時の乾杯後の30分、終了10分前は席へ戻り食事に集中する「3010運動」に協力しましょう。 ○壊れたものをすぐ捨てるのではなく、修理を行って再び使用しましょう。 ○使わなくなった使用可能品をフリーマーケットでの販売や、リサイクルショップに持ち込む等、必要な人に譲りましょう。
 事業者	○事業者は、排出者責任や拡大生産者責任があることを認識し、ごみの発生抑制と適正な分別に努めましょう。 ○スーパー等の小売り店舗は、町民にマイバッグの持参を呼びかけましょう。 ○過剰包装を自粛し、簡易包装の選択を呼びかけるとともに、バラ売り等の販売方法を推進しましょう。 ○生産者へも簡易包装商品の製造を働きかけましょう。 ○ごみになりにくい製品やリサイクルしやすい製品を開発・製造しましょう。 ○使い捨て容器の使用を抑制し、環境に配慮した再生品を積極的に使用しましょう。 ○会議等において、ペーパーレス化を図るとともに、裏紙利用や両面印刷を徹底し、紙ごみの削減を図りましょう。 ○ごみを大量に排出する業者は、減量化計画等を作成して減量化に取り組ましましょう。

	○食品販売店や飲食店は、宮崎県が実施している「みやざき食べきり宣言プロジェクト」に協力し、「食べきり協力店」に登録しましょう。 ○食品加工場や飲食店、スーパー等では、加工残渣、売れ残り商品、調理くず、食べ残し食品などの排出抑制に努めましょう。
--	---

(3) ごみの資源化の更なる推進

町の施策

① ごみの分別の徹底と紙類、容器包装類等の資源化の推進

【分別の徹底】

紙類やプラスチック類等の資源物が、可燃ごみの中に多く混入されているため、分別の徹底について継続して啓発を行います。特に、高齢者に対しては、「家庭ごみの分け方、出し方」などのパンフレットやチラシの配布に努めます。

【分別指導の充実】

環境指導員などと連携したごみステーションにおける適正排出指導を継続して実施します。また、排出禁止シールの貼り付けなどごみステーションにおける違反指導の強化を図ります。

【事業者等への指導】

事業者等に対して、冊子の作成・配布による分別指導の強化を図ります。また、農業用廃プラスチックの適正処理及び資源化の促進を図るため、関係機関と連携して指導します。

【集団回収の促進】

学校や地域での紙類等の資源物の集団回収の推進を奨励します。

② 生ごみの資源化の推進

【家庭用生ごみ処理機（電動式及び簡易式（コンポスト））の購入費助成】

生ごみを堆肥化する容器の購入に対する助成を継続するとともに、電動式生ごみ処理機の助成拡大の検討を行い、家庭での生ごみの減量と資源化を支援します。また、この助成制度の実施状況及び処理機利用のメリット等について、広報紙、町のホームページ等による情報提供に努めます。

③ 小型家電等の再資源化の促進

【民間事業者との連携による再資源化】

使用済小型電子機器を含む小型家電等の再資源化を促進するため、国から認定を受けた事

業者と協定を締結し、当該認定事業者による小型家電等の宅配回収サービスを実施します。

④ 環境にやさしい製品(再生品)の積極的な利用

【公共施設でのグリーン購入の推進】

公共施設においては、率先的に環境負荷ができるだけ小さい製品を、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する「グリーン購入」を推進します。

【町民、事業者に対する再生品利用の促進】

資源循環の円滑な推進のためには再生品の利用を進めることが必要であることを、町民、事業者に啓発し、再生品の利用を促進します。

町民・事業者の取組

 町民	○資源物は分別ルールやマナーを守り排出しましょう。特に紙類及びプラスチック類については、より一層の分別に心がけましょう。 ○食品トレイや牛乳パック、携帯電話などの店頭回収を利用しましょう。また、家庭用のインクジェットプリンター用の使用済みカートリッジや乾電池を木城町役場などの公共施設に設置されている回収箱へ持っていきましょう。 ○生ごみを自然分解させて肥料化する生ごみ処理機(コンポスト等)を活用しましょう。 ○小型家電等の宅配回収サービスを利用して、小型家電等の再資源化に協力しましょう。 ○環境に配慮した再生品を積極的に利用しましょう。
 事業者	○町と連携して効率的な資源物の資源化方法を検討しましょう。 ○容器や包装については、リサイクルしやすい商品(素材)のものを製造または使用しましょう。 ○食品トレイや牛乳パックの店頭回収を実施しましょう。 ○小型家電等の宅配回収事業者は、適切な回収、再資源化を図りましょう。 ○環境に配慮した再生品を積極的に利用しましょう。

基本方針2：適正かつ効率的なごみ処理の推進

(1) ごみの適正処理・処分の実施

町の施策

① 収集運搬体制の充実

【ごみ排出ルールの啓発】

家庭系ごみの収集運搬においては、広報紙や町ホームページのほか、ごみ分別の手引きや収集カレンダー等の作成及び周知により排出ルールの啓発を強化します。

事業系ごみの収集運搬においては、一般廃棄物収集運搬業許可業者と連携を図りながら、適正かつ効率的な取組を実施します。また、ごみの収集運搬が適正に行われているかを確認するため、一般廃棄物収集運搬業許可業者に対し収集運搬したごみの展開検査を行います。

【ごみステーションの管理】

ごみステーションは、引き続き、各地区の自治公民館に管理を依頼し、町民と地域の協働により、適正管理及びごみ分別の徹底を図ります。

【高齢者等のごみ出しの支援】

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯など、ごみの排出が困難な世帯に対しては、「高齢者等ごみ出し支援制度」によりごみ出しの支援を行います。そのため、制度の周知と利用促進を図ります。

② 中間処理・最終処分計画

【処理・処分施設の適正かつ効率的な処理の推進】

本町のごみの処理は、広域処理で行っています。

西都児湯湯クリーンセンターでは、西都児湯地域で収集されるごみの中継中間処理、資源化及び最終処分を行っています。

エコクリーンプラザみやざきでは、西都クリーンセンターで収集・圧縮した可燃ごみを、宮崎及び東諸県地域の可燃ごみと一緒に焼却を行っています。

今後は、関係市町村との協力体制の下、ごみの減量や適正な分別による処理費の削減に努め、事業運営の効率化と施設の延命化を図ります。

町民・事業者の取組

 町民	○ごみの分別や排出のルールを十分に理解し、ごみの減量化と分別の徹底により、効果的なごみ処理に貢献しましょう。 ○分別されていないなどの違反ごみがないよう、ごみの排出モラルを向上させましょう。また、自ら利用する地区のごみステーションはいつもきれいにすることを心がけましょう ○各自治公民館は、ごみステーションが清潔に保たれるよう適切な管理を行いましょう。 ○ごみステーションまで搬出することが困難な方は、「高齢者等ごみ出し支援制度」を利用しましょう。
 事業者	○各事業所から出るごみの分別を徹底しましょう。 ○「廃棄物処理法」の規定を遵守し、自社による処理又は一般廃棄物収集運搬業許可業者との委託契約による排出等を徹底しましょう。 ○一般廃棄物収集運搬業許可業者は、環境保全に配慮しつつ、より効率的な収集運搬業務の実施に向けての体制充実を図りましょう。

(2) 不適正処理に関する対策

町の施策

① 不法投棄や野焼きの防止策の充実

本町は「環境美化宣言の町」です。町民・事業者の理解と協力により環境美化が保たれていますが、近年、ごみの不法投棄やポイ捨て、野焼きが多く発生しています。

このため、不法投棄箇所への防止看板、柵の設置、広報紙による啓発活動の充実を図り、不法投棄防止への関心を高めるとともに、ごみの不法投棄やごみのポイ捨て、野焼きなどの不適正処理の未然防止に努めます。

② 関係機関等との連携による監視・通報体制の強化

ごみの不法投棄や野焼きは、「廃棄物処理法」により禁止され、違反すると罰則があります。

このため、環境パトロールの充実強化や町民等からの通報体制の整備など、関係機関や各種団体、町民等と連携した監視・通報体制の強化を図り、未然防止及び早期発見に努めます。悪質な事案については、警察等と連携して厳正に対処します。

町民・事業者の取組

 町民  事業者	○法令やごみ出しルールを守り、ごみを適正に排出し、ごみをみだりに捨てたり、燃やしたりしないようにしましょう。 ○関係機関や団体と連携し、ごみの不法投棄、野焼きの未然防止と早期発見に向けた取組に協力しましょう。 ○町から要請があった場合は、所有する土地の不法投棄防止策に努めましょう。 ○不法投棄や野焼きを発見した場合、速やかに役場や警察等関連機関へ通報しましょう。
---	--

(3) 其他のごみの処理対策等

町の施策

① 災害廃棄物の適正処理の推進

地震や台風などの大規模な災害時に発生する災害廃棄物は、「木城町災害廃棄物処理計画」に基づき適正な処理を実施します。

また、国、県、周辺市町村、産業廃棄物協会等の関係団体など関係機関との協力支援体制、庁内の連携体制を強化し、災害発生時の円滑かつ迅速な廃棄物の処理を推進します。

② リサイクル関連法への対応

家電リサイクル法対象製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機）、小型家電リサイクル法対象製品（デジタルカメラ、ゲーム機、パソコン等）、自動車リサイクル法対象製品（二輪車・自動車）の廃棄物は適切な手続きと費用負担によって、法律に則った適正な処理が行われるよう、町民、事業所への制度の啓発充実を図ります。

なお、小型家電等の再資源化の促進に当たっては、民間の認定事業者による宅配回収サービスを実施します。

③ 在宅医療廃棄物の対応

在宅医療廃棄物のうち、注射針、採血用穿刺針及び翼状針等の鋭利な物又は注射筒等の注射針を伴う医療器具は、高鍋保健所と連携し感染症廃棄物として医療機関等において適正に処理されるよう指導していきます。

④ 地球温暖化防止への対応

【木城町地球温暖化対策実行計画の推進】

地球温暖化防止への対応は、「第3期木城町地球温暖化対策実行計画」に準拠し、電気や燃料使用量の削減を図る省エネ対策、環境にやさしい再生品の使用やごみの減量化・資源化に向けた取組等の省資源対策、徒歩・自転車によるエコ通勤などを推進します。

【温室効果ガスの排出抑制】

ごみ焼却による温室効果ガスの排出抑制を図るため、町民・事業者と連携し、ごみの分別化・減量化、資源化に取り組みます。

また、ごみ収集運搬による温室効果ガスの排出抑制を図るため、より効率的な収集運搬体制の整備と低公害車の導入を促進します。

町民・事業者の取組

 町民  事業者	○災害廃棄物は、悪臭による生活環境の悪化や火災の懸念があるため、災害廃棄物と生活ごみが混在しないように分けましょう。 ○災害廃棄物や生活ごみは、車両通行の妨げとならないよう、仮置き場やごみステーション以外に置かないようにしましょう。 ○廃棄物の処理を請け負った事業者は責任もって適切に処理を行いましょう。 ○仮置き場や搬出道路の確保については、可能な限り町に協力しましょう。 ○リサイクル関連法の対象製品であるエアコン、テレビ、パソコン、自動車等については、廃棄物の適切な処理及び処理費用負担を行いましょう。 ○医療系廃棄物は専門業者や医療機関に依頼しましょう。 ○ごみの分別化・減量化、資源化に積極的に取り組み、地球温暖化防止に貢献しましょう。 ○一般廃棄物収集運搬業許可業者は、より効率的な収集運搬体制の整備と低公害車の導入を図り、温室効果ガスの排出抑制に努めましょう。
--	--

5. 計画の推進

1) 推進体制

本計画の推進に当たっては、町民、事業者及び町の協働により、全町を挙げて取り組んでいくことが重要です。特に、一般廃棄物処理の問題については、町民生活と密接に関わっていることから、各主体がそれぞれの持つ役割と責任を認識し、日常生活や事業活動での環境にやさしい取組の実践をはじめ、地域などにおける自主的活動の促進を図っていく必要があります。

このため、町内の各事業所や団体の代表者で構成する「木城町環境美化推進委員会」を中心にして、関係市町村及び関係機関との連携を図りながら、町民や事業者の理解と協力を得て、本計画で掲げた施策を推進していくものとします。

また、家庭系ごみについては、町民及び地域との連携を図り、自治公民館単位で4R運動を推進します。事業系ごみについては、事業所との連携を図りながら、各事業所に対して4R運動の普及啓発を図ります。

2) 計画の進行管理

本計画に基づく施策を効率的かつ効果的に推進し、目標を達成するために、計画策定(Plan)、計画実行(Do)、計画評価(Check)、計画改善(Action)からなるPDCAサイクルの考え方に則し、年度ごとの点検及び評価を行いながら、目標達成に向けた施策等の継続的な改善を図ります。

また、計画の進行状況については、毎年度、木城町環境美化推進委員会に報告するとともに、町ホームページ等で公表し、町民、事業者、委員会等での意見を踏まえた上で、施策の改善や計画の見直しに努めます。

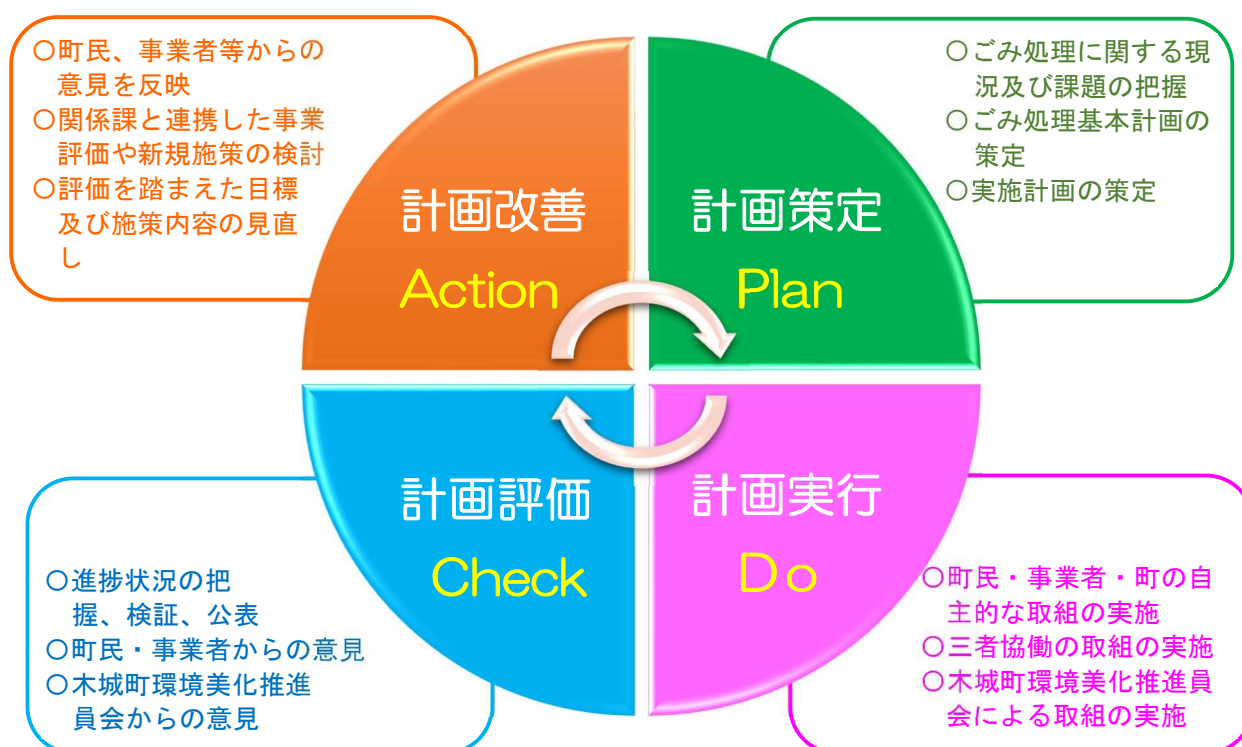


図 2-27 PDCAサイクルに基づく進行管理

第3編

生活排水対策総合基本計画

第1章 生活排水処理の現況と課題

1. 生活排水の流域及び人口

本計画の対象範囲は木城町全域とし、本町での生活排水処理は一級河川の小丸川と、小丸川の支流である切原川の2流域で区分します。

流域毎の面積、人口及び世帯数は表3-1に示すとおり、小丸川流域におよそ8割の人口が居住しており、残り2割が切原川流域に居住しています。

各河川の水象及び流域の概要をそれぞれ表3-2及び図3-1に示します。小丸川は、椎葉村三方岳から木城町平野部を通り、日向灘に注ぐ幹川流路延長75km、流域面積474km²の一級河川です。切原川は、川南町北西部と木城町の境界にある上面木山の東側から発し、主の丸川と岩戸原川の支川を集めて、高鍋町で小丸川に合流する延長10.8kmの小丸川第一次支川です。

表3-1 流域毎の面積、人口及び世帯数

流域名	面積 (ha)	令和2年度	
		人口(人)	世帯数(世帯)
小丸川流域	13,300	4,051	1,773
切原川流域	1,296	990	468
合計	14,596	5,041	2,241

資料：住民基本台帳(令和2年度末)

表3-2 河川の水象

河川名	延長	位置	利水状況
小丸川 (一級河川)	75 km	当町の中心部を南北に貫流し、高鍋町を経由して日向灘に注いでいる。	水道・農業用水・発電所用水 水浴場等
切原川 (小丸川支川)	10.8 km	小丸川の支川で当町の東部を貫流し、川南町を経由して高鍋町で合流している。	農業用水

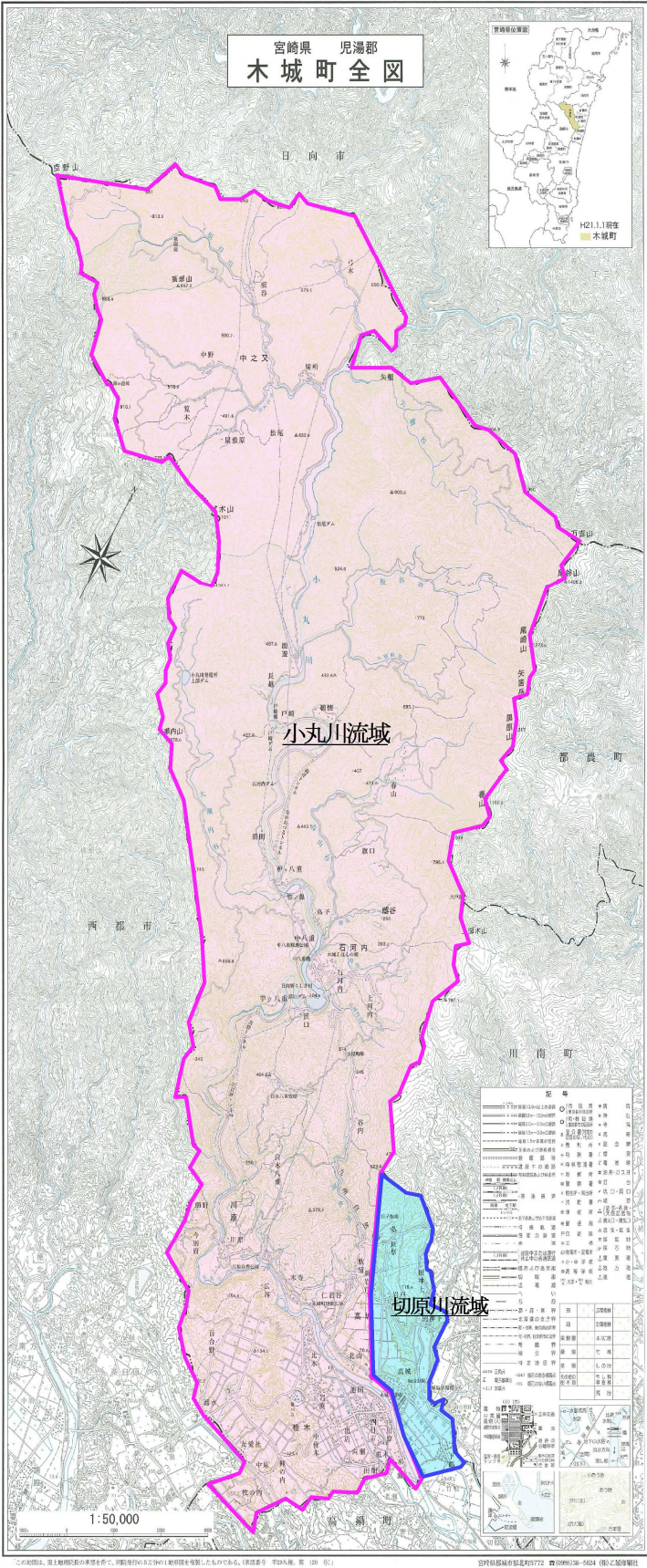


図 3-1 流域の概要

2. 生活排水処理の現況

1) 生活排水処理人口

各流域における生活排水処理は、町中心部における特定環境保全公共下水道(公共下水道)と公共下水道区域外の合併処理浄化槽で行っています。

生活排水処理状況(人口)は表3-3に示すとおりです。流域人口を水洗化・生活雑排水処理人口で除した生活排水処理率は、令和2年度で86.1%となっており、平成22年度と比較すると、16.9ポイント上昇しています。

宮崎県公表の生活排水処理率データより、宮崎県の令和2年度の処理率は82.8%となっており、本町は宮崎県平均を上回っています。

表3-3 各流域における生活排水処理状況

区 分		平成22年度			令和2年度		
流 域 名		小丸川	切原川	合計	小丸川	切原川	合計
流域人口		4,233	1,166	5,399	4,051	990	5,041
生 活 排 水 処 理 人 口	水洗化・生活雑排水処理人口	2,891	843	3,734	3,522	817	4,339
	(1) 公共下水道	2,145	710	2,855	2,877	584	3,461
	(2) コミュニティプラント	0	0	0	0	0	0
	(3) 合併処理浄化槽	746	133	879	645	233	878
	(4) 農業集落排水	0	0	0	0	0	0
	(5) 漁業集落排水	0	0	0	0	0	0
	水洗化・生活雑排水 未処理人口 (単独処理浄化槽)	719	128	847	220	75	295
	非水洗化人口(汲み取り)	623	195	818	309	98	407
区域内処理人口		4,233	1,166	5,399	4,051	990	5,041
生活排水処理率(%)		68.3	72.3	69.2	86.9	82.5	86.1

資料：木城町町民課

2) 公共下水道における処理状況

公共下水道の整備状況を表 3-4 に、公共下水道区域内人口及び下水道接続率を図 3-2 に示します。

本町の公共下水道は、自然環境の保全と生活環境の改善を図るために、平成 7 年度に大字椎木と高城平担地区の事業認可を受け、平成 8 年度から管渠工事に事業着手し、平成 23 年度に整備が完了しました。

令和 2 年度の下水道接続人口は 3,461 人であり、区域内人口 3,611 人に対する下水道接続率は 95.8%となっています。

表 3-4 公共下水道の整備状況

項 目			全体計画
計画目標年次			令和 3 年度
計画区域面積			127.1ha
処理人口（令和 2 年度）			3,461 人
処理施設	処理方式		嫌気好気ろ床法
	処理能力		1,850 m ³ /日
	放流水質	BOD	15 mg/ℓ
		SS	20 mg/ℓ

資料：木城町環境整備課

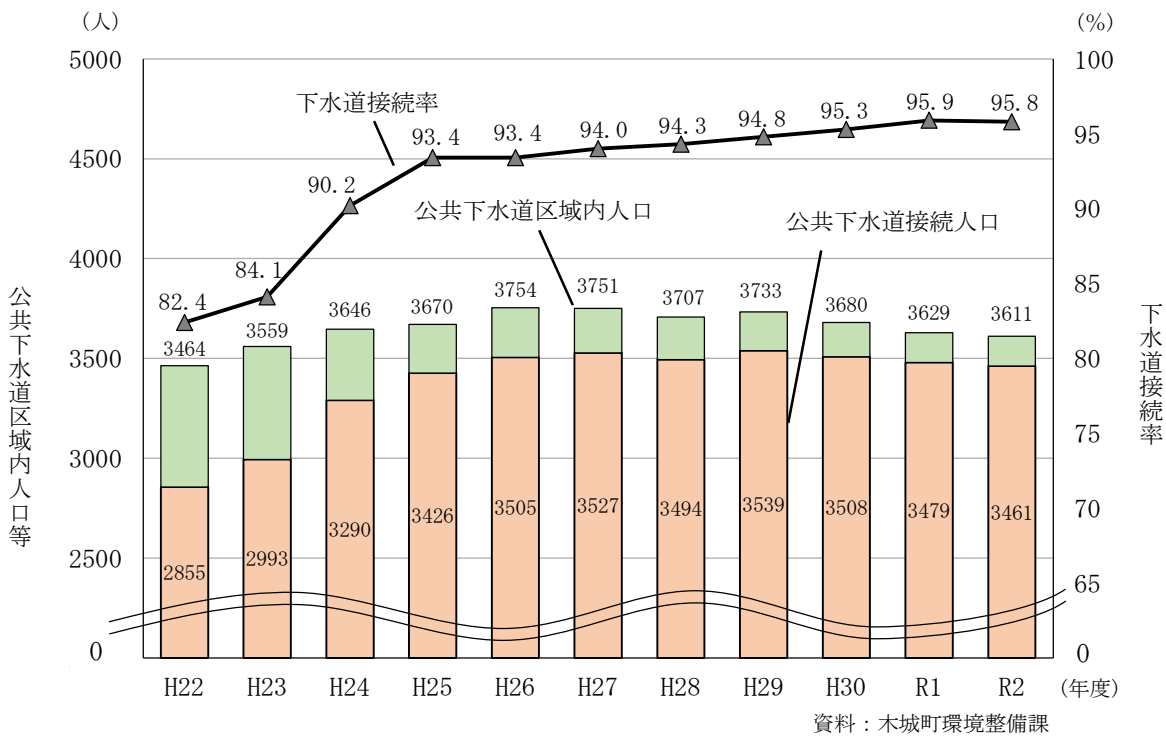


図 3-2 公共下水道区域内人口等及び下水道接続率

3) 浄化槽の処理状況

合併処理浄化槽はし尿及び生活雑排水の両方を処理しますが、単独処理浄化槽やし尿汲み取り槽においては、生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されます。そのため、水域に対して大きな負荷を与えることになります。平成13年4月より「浄化槽法」が改正され、単独処理浄化槽新設が禁止となりました。また、令和2年4月の改正では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進が強く求められています。

浄化槽の処理状況及び浄化槽の設置状況をそれぞれ表3-5及び図3-4に示します。

本町における令和2年度末の浄化槽処理人口は単独処理浄化槽を含め1,173人(合併：878人、単独：295人)となっています。平成22年度と比較すると、単独処理浄化槽の処理人口は約65%減少しています。

合併処理浄化槽の設置基数は年間10基程度の計画ですが、近年は5基前後の設置となっています。本町は合併処理浄化槽設置に対する国庫補助金等に、町補助金を上乗せして交付を行っていることから、設置工事費に対して6～8割程の補助金額となっています。この10年間で101基の設置補助を行っています。

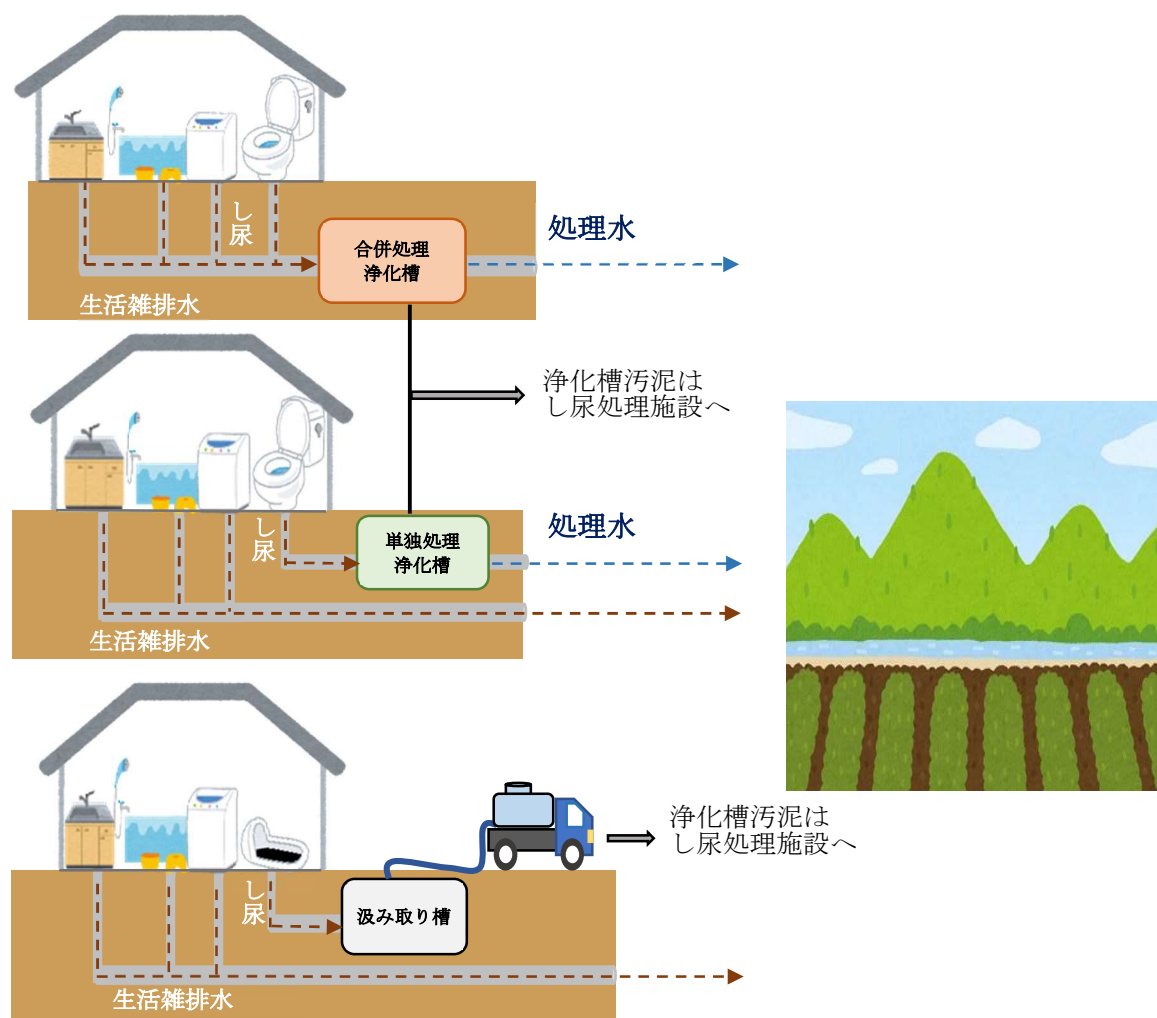


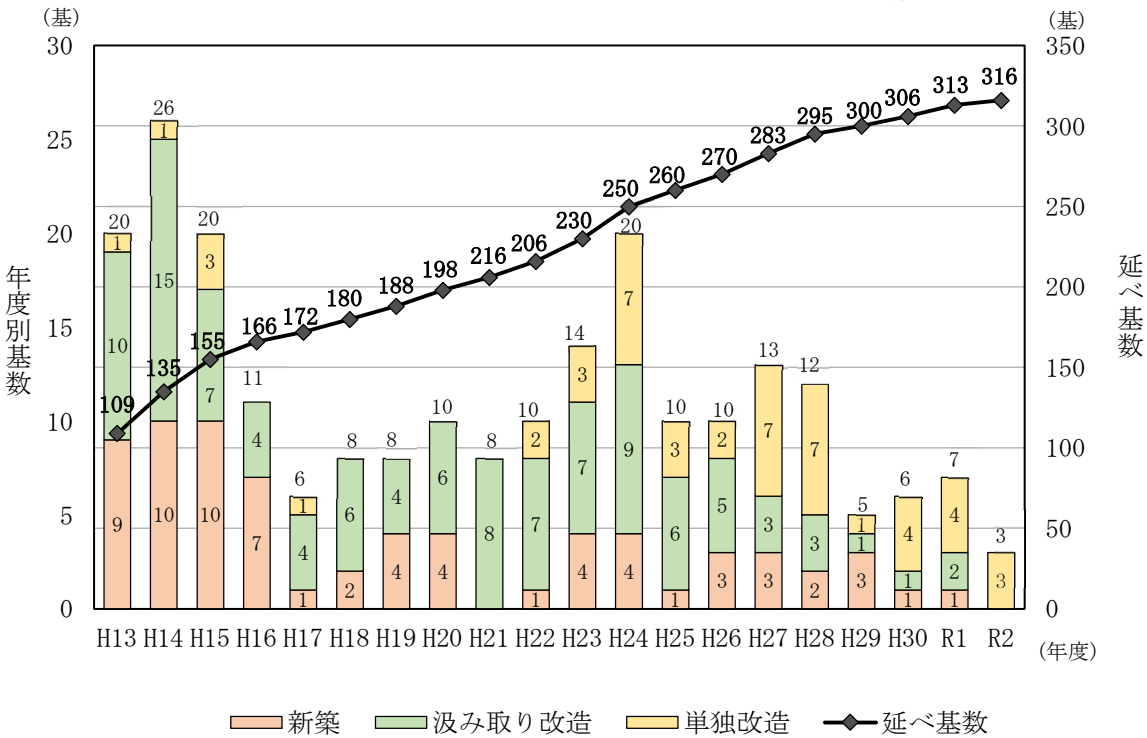
図3-3 生活排水の流れ

表 3-5 浄化槽の処理状況

単位：人

区 分	平成 22 年度			令和 2 年度		
	合併処理 浄化槽	単独処理 浄化槽	合 計	合併処理 浄化槽	単独処理 浄化槽	合 計
小丸川流域	746	719	1,465	645	220	865
切原川流域	133	128	261	233	75	308
合 計	879	847	1,726	878	295	1,173

資料：木城町町民課



資料：木城町環境整備課

図 3-4 合併処理浄化槽の設置状況

表 3-6 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

人槽区分	工事の種類	基準額（千円）	補助率（%）	補助額（千円）
5 人槽 （129㎡以下）	新築	7 5 0	6 4	4 8 0
	汲み取り及び 単独有住宅		8 0	6 0 0
7 人槽 （130㎡以上）	新築	9 6 0	6 4	6 1 4
	汲み取り及び 単独有住宅		8 0	7 6 8
10 人槽 （2世帯住宅）	新築	1, 4 3 0	6 0	8 5 8
	汲み取り及び 単独有住宅		7 2	1, 0 2 9

資料：木城町環境整備課

表 3-7 補助金実績

単位：基

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	10年間の計
補助基数	14	20	10	10	13	12	7	6	6	3	101

※年度集計

資料：木城町環境整備課

4) し尿の処理状況

し尿・汚泥の収集運搬は町が許可した一般廃棄物収集運搬業者が行っており、処理は高鍋・木城衛生組合衛生センターで行っています。し尿処理施設の概要及び全体配置図は、それぞれ表 3-8 及び図 3-5 に、し尿・浄化槽汚泥の受入量は図 3-6 に示すとおりです。

令和 2 年度のし尿・浄化槽汚泥受入量は 1,714 kℓであり、平成 22 年度と比較すると約 500 kℓの減少となっています。し尿の受入量が特に減少しており、平成 22 年度の約半分の量となっていますが、浄化槽汚泥の受入量は横ばいで推移しています。

また、処理槽から排出される汚泥は脱水し、肥料としてリサイクルしています。

表 3-8 高鍋・木城衛生組合衛生センターの施設概要

施設名	高鍋・木城衛生組合衛生センター	
施設所管	高鍋・木城衛生組合	
計画処理能力	40kℓ/日（し尿：36kℓ/日・浄化槽汚泥：4kℓ/日）	
建設経過	着工	昭和 58 年 11 月
	竣工	昭和 60 年 3 月
	改造・更新	平成 19 年度 アルコール貯留設備設置工事
処理方式	標準脱窒素処理＋高度処理	
プロセス用水の種類	地下水	

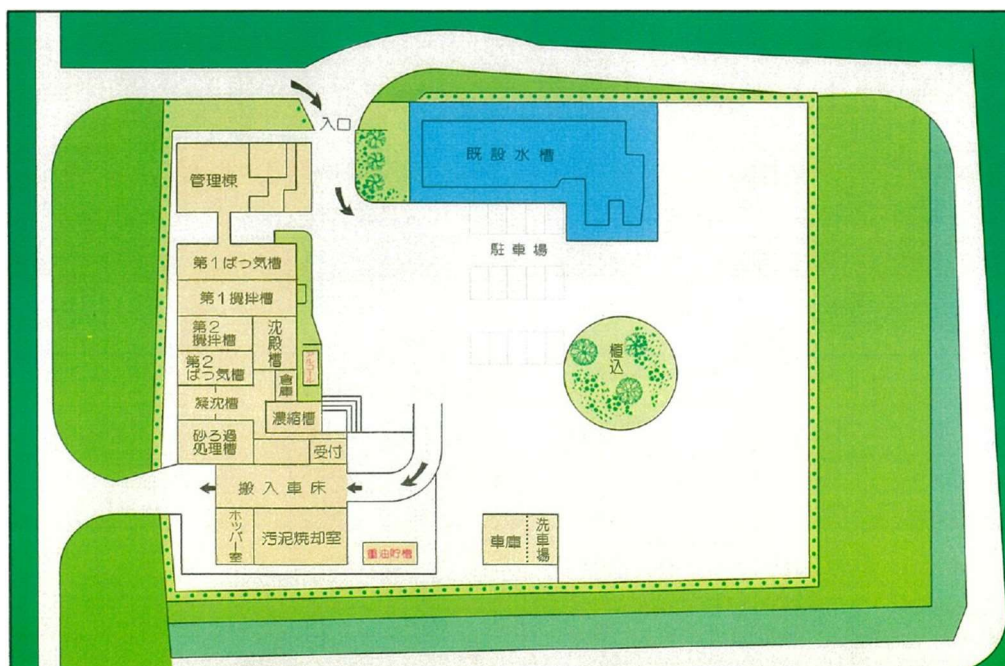


図 3-5 高鍋・木城衛生組合衛生センターの全体配置図

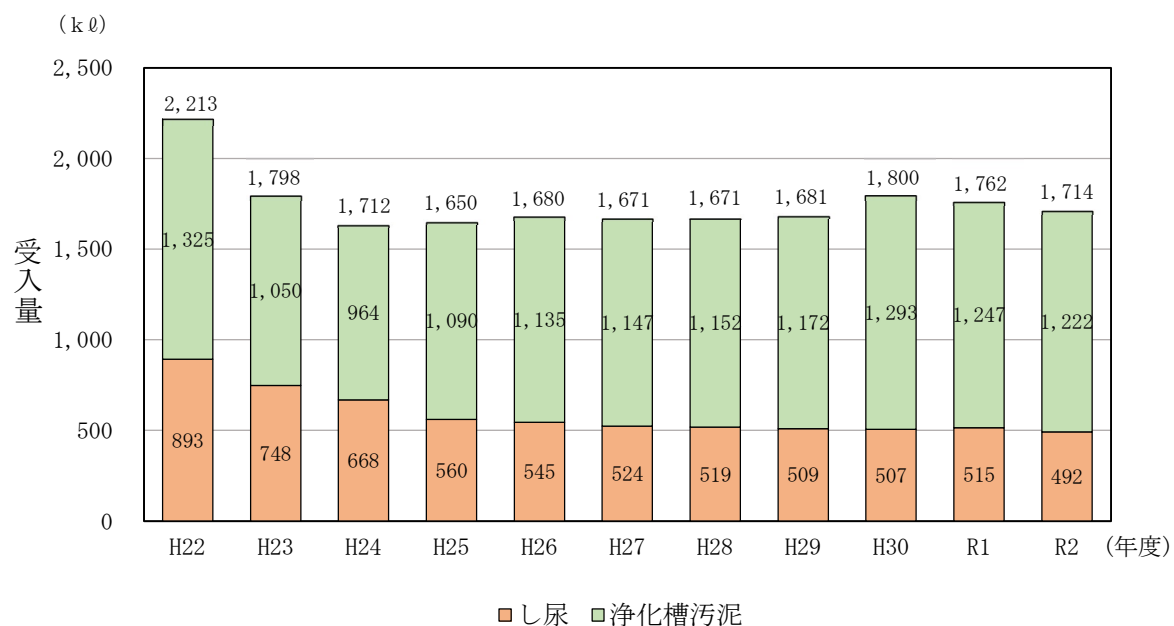


図 3-6 し尿・浄化槽汚泥の受入量(木城町のみ)

3. 水質の現状及び動向

1) 環境基準の設定状況

本町における小丸川流域での環境基準の設定及び主要な測定地点を図3-8に示します。

2) 水質の現状及び動向

小丸川水域の環境基準地点及び木城町調査における水質(BOD)の過去5か年の経年変化値を表3-9及び図3-7に示します。

全ての地点において環境基準値を下回っており、良質な水質が維持されています。

表3-9 小丸川水域におけるBOD75%値の経年変化値

測定機関	測定地点名	地点統一番号	該当類型	BOD75%値 (mg/ℓ)				
				平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
宮崎県	高城橋	45-036-01	AA	0.5 未満	0.5 未満	0.5	0.9	0.7
木城町	川原ダム		AA	0.5 未満	0.5 未満	0.9	0.6	0.8
	川原自然公園		AA	0.5	0.5 未満	0.5	0.8	0.8
	高城橋		AA	0.5	0.5 未満	0.5	0.9	0.7
	排水口(水門)		A	0.5 未満	0.5 未満	0.7	1.0	0.9

資料：木城町町民課

類型	利用目的の適応性	BOD基準値
AA	水道1級・自然環境保全	1 mg/ℓ以下
A	水道2級・水産1級・水浴	2 mg/ℓ以下

※自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用

並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

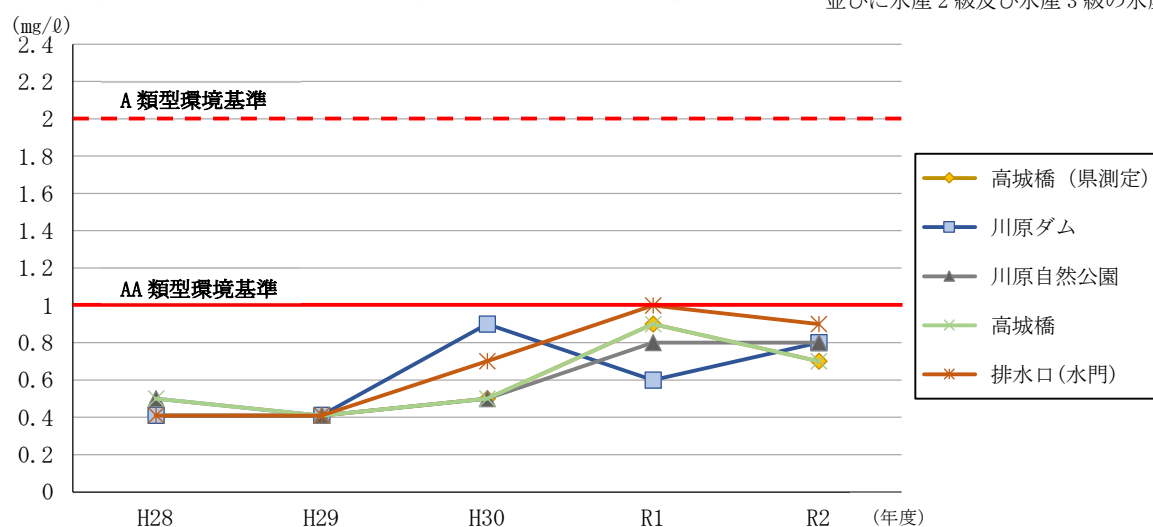


図3-7 小丸川水域におけるBOD75%値の経年変化値

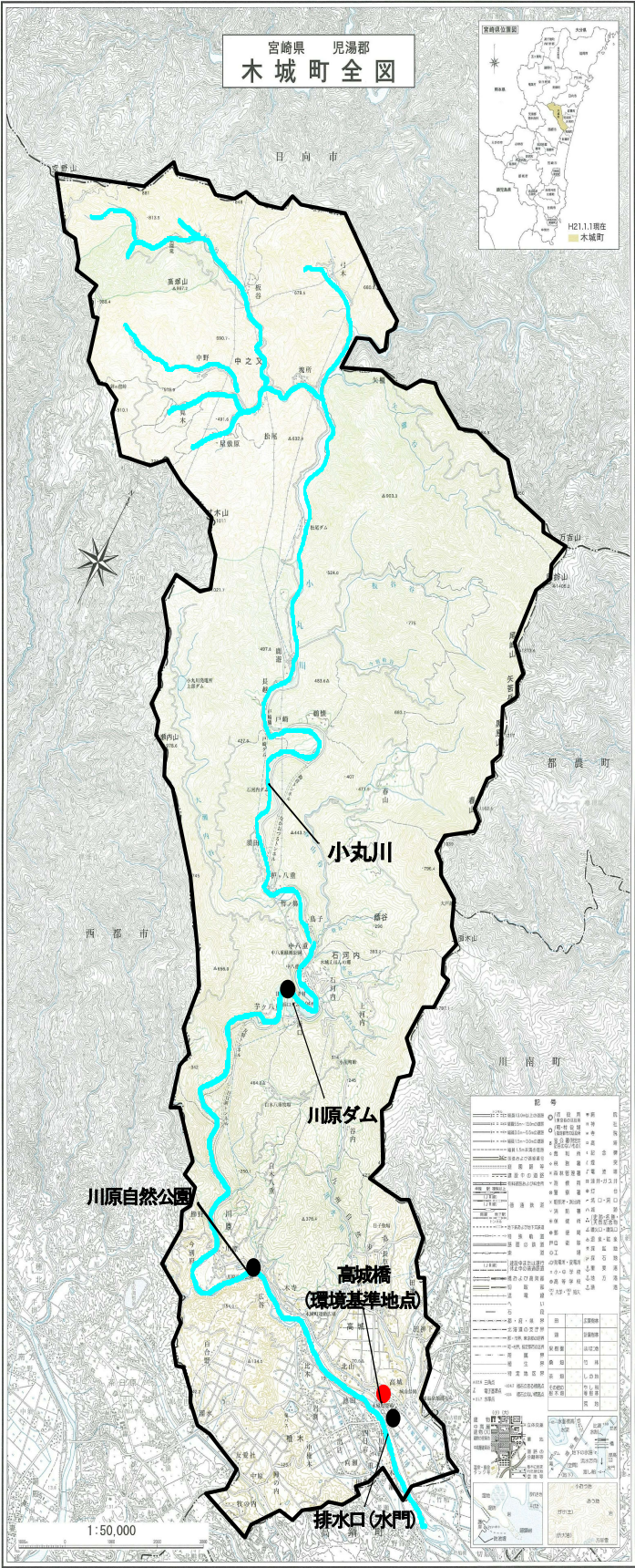


図 3-8 観測地点位置図

3) 各流域に係る発生源別排出負荷量

各流域における排出負荷量を表3-10に示します。平成22年と比較すると、生活系及び畜産系の排出負荷量が減少しています。その要因として、生活系は合併浄化槽の設置が進んだこと、畜産系は飼育頭数の減少が考えられます。産業系及びその他は、大きな変化は見られません。

表3-10 各流域に係る発生源別排出負荷量

単位：kg/日

流 域 名	年 度	生活系	産業系	畜産系	その他	合計
小丸川流域	H22 年度	56.43	3.83	877.06	139.84	1,077.16
	R2 年度	34.38	3.84	553.00	139.67	730.89
増減(R2-H22)		-22.05	0.01	-324.06	-0.17	-346.27
切原川流域	H22 年度	10.03	0.09	223.53	41.55	275.20
	R2 年度	6.31	0.09	146.44	40.67	193.51
増減(R2-H22)		-3.72	0	-77.09	-0.88	-81.69
合 計	H22 年度	66.46	3.92	1,100.59	181.39	1,352.36
	R2 年度	40.69	3.93	699.44	180.34	924.40
増減(R2-H22)		-25.77	0.01	-401.15	-1.05	-427.96

資料：木城町町民課

4. 生活排水処理の課題

1) 生活排水処理施設整備の推進

本町では、現行計画に基づき公共下水道事業、合併処理浄化槽設置の整備・拡大を推進してきたことにより、生活排水処理率は、平成 22 年度末の 69.2%から令和 2 年度末の 86.1%と 16.9 ポイント上昇しています。今後も快適な生活環境の実現と公共用水域の水質保全を図るため、生活排水対策の更なる推進を図っていく必要があります。

令和 2 年度末の下水道接続率は 95.8%と高い水準ですが、合併処理浄化槽の整備対象人口（公共下水道区域外人口）が 1,430 人に対して、整備人口は 878 人であり、61.4%の割合となっています。つまり、整備対象人口の約 4 割、総人口の約 1 割が単独処理浄化槽及び汲み取りです。「浄化槽法」改正により、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が強く求められている中、単独処理浄化槽や汲み取りからの合併処理浄化槽への切り替えなど、設置促進を図る必要があります。

2) 浄化槽の適正管理への啓発

「浄化槽法」では、浄化槽の所有者等を「浄化槽管理者」として定められており、浄化槽管理者は「保守点検」「清掃」「検査」の 3 つが義務付けられています。定期的な保守点検や年 1 回以上の清掃を行うこと、毎年 1 回定期的に水質検査を受検しなければなりません。浄化槽の管理を怠ると、放流水の水質悪化や悪臭の発生等、生活環境が悪化してしまうため、浄化槽の適正管理が求められます。そこで、浄化槽管理者に対し、適切な維持管理に関する啓発を行い、不適切な使用については指導や助言を行います。

3) 生活雑排水の適切な排水への啓発

炊事や洗濯、入浴等の日常生活を送る上で排出される生活雑排水は、公共用水域の水質汚濁の原因となります。生活排水で占める割合は、生活雑排水が 7 割（台所が 4 割、風呂が 2 割洗濯及びその他が 1 割）で、し尿が 3 割となっています。単独処理浄化槽や汲み取り式トイレでは、生活雑排水は未処理のまま放流されるため、環境に与える影響が大きいです。また、適正管理が行われている浄化槽や公共下水道であっても、過剰な負荷は良好な処理の妨げとなってしまいます。

生活雑排水で占める割合が多い台所では、調理ごみが流れないように水切り袋と三角コーナーを併用したり、残った油をそのまま流さず、新聞紙などに吸わせたりと、小さな工夫を行うことで汚濁負荷量を減らすことができます。

このため、町民に対し、家庭における発生源対策等について啓発活動を拡充する必要があります。

4) し尿処理施設の整備

し尿及び浄化槽汚泥は、高鍋・木城衛生組合衛生センターで処理を行っています。公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置により、平成22年度と比較すると、し尿及び浄化槽汚泥は減少していますが、近年は横ばいとなっています。今後、排出量減や質の変化に対応した施設整備や運転管理等、適正な処理のあり方の検討と併せて、処理施設の広域化・共同化についても検討します。

5) 啓発活動の推進

公共下水道への加入や合併処理浄化槽設置促進など生活排水対策の啓発活動として、①下水道の日及び浄化槽の日の啓発用のぼりの設置、②広報紙の発行及びコスモス通信での広報、③小丸川水系水質汚濁防止対策連絡協議会へ河川美化や水生生物調査の報告等を行っています。

今後は、各家庭での台所対策を含め、学校や自治公民館と連携した環境学習会など、更なる町民の環境問題に対する意識の向上を図る必要があります。

6) 公共下水道事業の効率的な運営管理の推進

公共下水道事業の課題としては、人口減少等に伴う使用料収入の減収及び施設効率性の低下、下水道職員数の減少等に対応した持続的な運営管理の推進が挙げられます。また、木城浄化センターについて、今後は施設の老朽化といった問題も発生することから、ストックマネジメント計画に基づき、施設毎ではなく中長期的な視点で下水道事業全体の今後の老朽化の進展状況を捉えて、優先順位をつけながら施設の改築を進めることが重要となり、維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に進めていく必要があります。

また、近隣の処理施設の統廃合や下水汚泥の共同処理を行うことで、施設更新及び維持管理に係るコストを低減することができますので、事業の広域化・共同化の検討も進めて行く必要があります。

第2章 生活排水対策総合基本計画

1. 計画の目標

1) 計画の基本理念

本町では、第五次総合計画で掲げたまちづくりの基本理念「人と自然にやさしいまち 木城町」を目指しており、環境面では「自然豊かな緑と水のまち」を推進しており、豊かな水環境の保全が重要課題となっています。

本町を流れる小丸川は、地域の文化を支える日向新しき村や川原自然公園など観光の面からも重要な河川です。また、小丸川発電所をはじめ複数の発電用ダムがあり、電源地域や上流域としてきれいな水を守り続けていく義務があります。

このようなことから、生活・観光のためにも河川の水質を保全する必要があり、町民一人ひとりが自然環境保全意識を高め、家庭排水による水質汚濁の防止に努める必要があります。

本町では、平成24年3月に「第3次生活排水対策総合基本計画」を策定し、町民や事業者等と一体となって生活排水対策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、生活排水処理率は向上し、河川の水質も良好な水準を維持しています。

今後も、合併処理浄化槽の整備や環境保全に対する町民への啓発を積極的に行うなど、ハード面及びソフト面の両面からの生活排水対策を、町民の理解と協力を得ながら推進していきます。

2) 計画の目標設定

本計画では、今後10年間にわたる計画の目標を以下のように定めます。地域の状況を把握して地域特性にあった生活排水対策を総合的かつ計画的に推進し、公共用水域の水質保全と町民の快適な生活環境の実現を目指します。

計画の目標

小丸川清流の次世代への継承と快適な生活環境の実現

2. 生活排水処理施設整備計画

1) 基本方針

生活排水処理施設は、快適で衛生的な生活を営む上でなくてはならない施設であるとともに、河川等の公共用水域の水質を保全する重要な施設です。

本町においては、特定環境保全公共下水道の整備を平成8年度から着手し平成23年度で終了しています。また、個別処理である合併処理浄化槽の設置促進を図っています。

今後は、町民や事業者の理解と協力を得ながら、公共下水道区域を除く町内全域にわたって合併処理浄化槽の整備を進めることとします。

また、公共下水道の持続可能で効率的な運営管理を図るため、公共下水道への加入促進や施設の改築・更新に努めるとともに、広域化や共同化に向けた取組についても検討していきます。

表3-11 処理施設ごとの整備の基本的な考え方

区分	基本的考え方
公共下水道	施設整備が終了していますので、今後は未加入世帯の接続に努めます。処理施設の維持管理については、社会資本整備総合交付金事業等を活用し、ストックマネジメント計画に基づき計画的な改築・更新等により、施設の長寿命化を図ります。
合併処理浄化槽	公共下水道整備区域外については、すべて合併処理浄化槽で整備することとします。整備に当たっては、浄化槽設置整備事業により設置促進を図ります。 浄化槽汚泥は、高鍋・木城衛生組合衛生センターで処理します。また、合併処理浄化槽の適正な管理が行われるよう、設置者に対する指導を行います。
単独処理浄化槽	令和2年4月に「浄化槽法」の一部を改正する法律が施行され、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の維持管理強化について、強く求められています。 このため、公共下水道整備区域では、公共下水道への加入促進に努め、それ以外の区域では、合併処理浄化槽への転換促進に努めます。また、適正な維持管理が行われるよう啓発していきます。
汲み取り	公共下水道整備区域では、公共下水道への加入促進に努めます。それ以外の区域では、合併処理浄化槽への転換促進に努めます。

2) 流域人口の設定

第 2 編 ごみ処理基本計画において推計した将来人口は以下に示すとおりです。

計画目標年度（令和 13 年度）の人口：4,560 人
（中間年度令和 8 年度の人口：4,780 人）

本町の現在及び将来の流域別人口は表 3-12 に示すとおりです。なお、流域別人口は総人口に占める割合等を基に推計しています。

表 3-12 流域別人口

単位：人

流 域 名	現 況 (令和2年度)	中間年度 (令和8年度)	目標年度 (令和13年度)
小丸川流域	4,051	3,848	3,676
切原川流域	990	932	884
計	5,041	4,780	4,560

3) 流域別生活排水処理人口の設定

将来の生活排水処理人口の設定に当たっては、下水道接続率及び合併処理浄化槽整備基数の目標値を定めて行います。令和 13 年度の下水道接続率は毎年度 0.1 ポイント上昇の 96.9% を目標とします。合併処理浄化槽整備基数は、毎年度 7 基の整備を目標とします。

その結果、将来の流域別生活排水処理人口は表 3-13 に示すとおりとなり、計画目標年令和 13 年度の生活排水処理率は、小丸川流域では 89.1%、切原川流域では 85.0%、町全体で 88.3%に達することが見込まれます。

表 3-13 流域別生活排水処理人口

区 分		現 況			中間年度			目標年度		
		令和2年度			令和8年度			令和13年度		
流 域 名		小丸川	切原川	合計	小丸川	切原川	合計	小丸川	切原川	合計
流域人口		4,051	990	5,041	3,848	932	4,780	3,676	884	4,560
生活排水処理人口	水洗化・生活雑排水処理人口	3,522	817	4,339	3,396	784	4,180	3,277	751	4,028
	(1) 公共下水道	2,877	584	3,461	2,812	571	3,383	2,751	558	3,309
	(2) コミュニティプラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 合併処理浄化槽	645	233	878	584	213	797	526	193	719
	(4) 農業集落排水	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 漁業集落排水	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	220	75	295	187	66	253	163	60	223
	非水洗化人口(汲み取り)	309	98	407	265	82	347	236	73	309
区域内処理人口		4,051	990	5,041	3,848	932	4,780	3,676	884	4,560
生活排水処理率(%)		86.9	82.5	86.1	88.3	84.1	87.4	89.1	85.0	88.3

※推計方法の詳細は参考資料参照

4) 生活排水処理施設整備計画

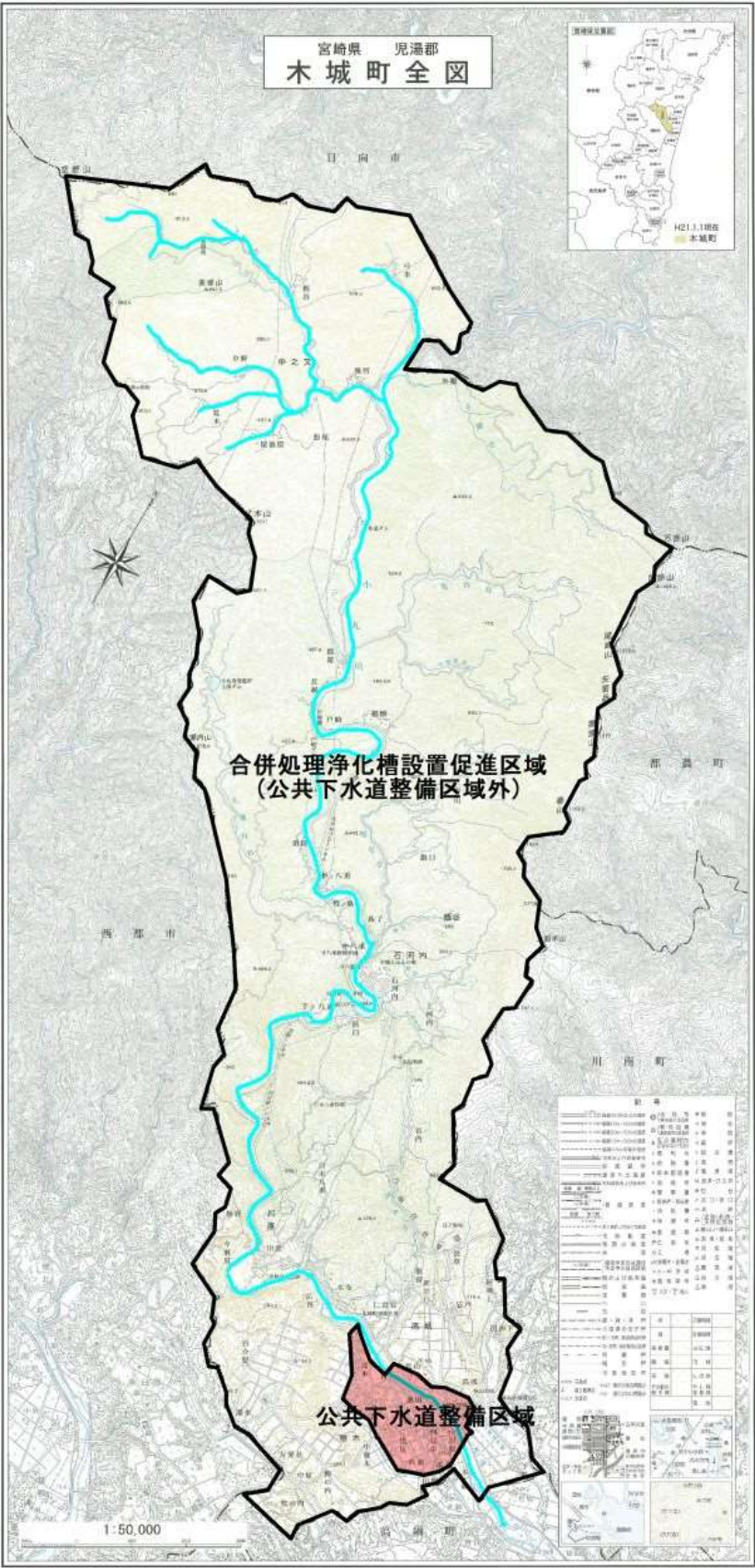
本町の流域別生活排水処理施設整備計画を表 3-14 に、生活排水処理施設整備計画図を図 3-9 に示します。

合併処理浄化槽は、毎年度7基(小丸川流域4基、切原川流域3基)の整備で計画します。
なお、町の財政状況や町民の意向等を考慮し適宜見直しを行うものとします。

表 3-14 流域別生活排水処理施設整備計画

流 域 名	処理施設名	計画処理 区 域	計画処理 人 口	整備予定 期間(年度)	補助対象事業費 見込み(百万円)
小丸川流域	合併処理浄化槽	公共下水道区域 を除く全域	85人	R4～R13	23.5
切原川流域	合併処理浄化槽	公共下水道区域 を除く全域	64人	R4～R13	17.8
計	—	—	149人	R4～R13	41.3

注) 補助対象事業費は「木城町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に準じて算出しています。



5) し尿・汚泥処理計画

し尿・浄化槽汚泥の処理実績は表 3-15 に示すとおりであり、合併処理浄化槽の整備に伴う令和 13 年度のし尿・浄化槽汚泥排出量の推計は表 3-16 に示すとおりとなります。

本町のし尿処理は、高鍋・木城衛生組合衛生センターにおいて処理されています。

平成 22 年度と令和 2 年度を比較すると、年間の排出量が減少しています。人口の減少と公共下水道の整備によって汲み取り、単独処理浄化槽ともに減少したことが大きな要因だと考えます。また、浄化槽汚泥の割合が大きくなっていることから、汲み取り式から合併処理浄化槽への改造が進んでいることが分かります。

公共下水道の整備が完了しましたので、今後は公共下水道区域外の合併処理浄化槽の整備が進んでいきます。このことより、表 3-16 に示すように令和 13 年度のし尿・浄化槽汚泥の年間排出量は減少し、また、浄化槽汚泥の割合が増加することが予測されます。

今後は、年間処理量の減少及び合併処理浄化槽汚泥の処理に対応する処理施設の改善と運営体制の整備に努めることが重要になってきますので、関係市町である高鍋町と連携して、広域化や共同化を含めた課題に適切に対応していきます。

表 3-15 し尿・浄化槽汚泥の実績

区 分		平成22年度		令和2年度	
		実績	割合(%)	実績	割合(%)
収集人口 (人)	汲み取りし尿	818	32.1	407	25.8
	浄化槽汚泥	1,726	67.9	1,173	74.2
	計	2,544	100.0	1,580	100.0
年間処理量 (kℓ)	汲み取りし尿	893	40.2	492	28.7
	浄化槽汚泥	1,325	59.8	1,222	71.3
	計	2,218	100.0	1,714	100.0
1日当たり (kℓ/日)	汲み取りし尿	2.4	—	1.1	—
	浄化槽汚泥	3.6	—	3.3	—
	計	6.0	—	4.4	—
1人1日 当たり (ℓ/人・日)	汲み取りし尿	2.9	—	2.7	—
	浄化槽汚泥	2.1	—	2.8	—

表 3-16 令和 13 年度のし尿・浄化槽汚泥の排出量推計

区分	収集人口 (人)	1人1日当たり (ℓ/人・日)	1日当たり (kℓ/日)	年間 (kℓ)	割合 (%)
汲み取りし尿	309	2.7	0.8	305	24.0
浄化槽汚泥	942	2.8	2.6	965	76.0
計	1,251	—	3.5	1,271	100.0

6) 流域別汚濁負荷量の削減効果

生活排水対策を推進することにより、河川への汚泥負荷量の削減が図られます。生活排水対策の生活系だけでなく、産業系や畜産系等の効果も含めると、流域別汚濁負荷量の削減効果は表 3-17 に示すとおりとなります。

令和 13 年度の汚濁負荷量の合計を令和 2 年度と比較すると、生活系及び畜産系の負荷量が削減されることより約 357 kg/日（対比-39%）の削減が見込まれます。

生活系の汚濁負荷量は、公共下水道への加入と合併処理浄化槽の設置によって約 6 kg/日の削減が見込まれます。

畜産系も「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の施行に伴う処理施設の整備等により大幅な削減量が見込まれます。

産業系及びその他に関しては、今後も大きな変化は少ないと考えられますので、家庭や事業所での発生源対策を進めることで水質改善を図っていきます。

表 3-17 流域別汚濁負荷量の削減効果

単位：kg/日

区分	小丸川流域			切原川流域			合 計		
	令和2年度	令和13年度	増減	令和2年度	令和13年度	増減	令和2年度	令和13年度	増減
生活系	34.38	29.31	-5.07	6.31	4.93	-1.38	40.69	34.24	-6.45
産業系	3.84	3.84	0.00	0.09	0.09	0.00	3.93	3.93	0.00
畜産系	553.00	276.50	-276.50	146.44	73.22	-73.22	699.44	349.72	-349.72
その他	139.67	139.36	-0.31	40.67	40.36	-0.31	180.34	179.72	-0.62
合計	730.89	449.01	-281.88	193.51	118.60	-74.91	924.40	567.61	-356.79

※汚泥負荷量の算定は参考資料参照

3. 啓発活動の実践

1) 基本方針

河川水質汚濁の要因である生活排水は、町民一人ひとりの心がけにより負荷を低減することが可能となります。このため、生活排水対策を効果的に進めていくには、町民の生活排水対策に対する意識の向上を図っていく必要があります。

生活排水対策としては、公共下水道の改築・更新と合併処理浄化槽の整備を計画的に推進するとともに、家庭からの汚濁負荷を削減するために、町民への啓発活動を総合的・広域的に推進していきます。このため、「小丸川水系水質汚濁防止対策連絡協議会」を中心に、地域団体や民間団体と連携し、官民一体となって推進していくものとします。

2) 啓発活動計画

官民一体となった啓発活動は、現在実施している活動を継続・充実させながら、新しい取組については、実施可能なものから推進していきます。

○啓発活動の内容

- ・下水道の日、浄化槽の日の啓発活動の推進
- ・戸別訪問及び広報等による公共下水道への加入促進や合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度のPR
- ・浄化槽の適正な維持管理に関する事項の周知
- ・水生生物調査、環境学習会の実施
- ・地域団体、学校等への施設見学、出前講座の実施
- ・河川や排水路の清掃
- ・家庭における発生源対策の促進

家計にも優しい生活排水対策・10の工夫

水にやさしいクッキングの工夫

- その1) 調理の手順を工夫して、ムダなく水を使いましょう。
- その2) 調理くずや食べ残しが流れてしまわないように水切り袋などを使いましょう。
- その3) 食器や鍋の油汚れは紙などで拭き取ったり、ヘラでかき取ってから洗いましょう。
- その4) 米のとぎ汁は、1回目の濃いものだけでも庭の木や畑にまいて利用しましょう。
- その5) 油は流さず使い切る工夫をしましょう。やむを得ず捨てる場合には、古新聞やボロ布などにしみこませて、生ごみと一緒に捨てましょう。



水にやさしい暮らしの工夫

- その6) トイレは、使用後にちょこちょこ掃除しましょう。
- その7) 入浴の際は、石けん、シャンプー、リンスを使い過ぎないようにしましょう。
- その8) お風呂の残り湯を洗濯や掃除に再利用しましょう。
- その9) 洗濯の洗剤・石けんは適量を使いましょう。
- その10) 歯みがきの水はコップで、洗顔には洗面器を使いましょう。



資料：環境省「生活排水読本」

図3-10 生活排水対策・10の工夫

4. 計画の推進管理

1) 推進管理体制

本計画の推進に当たっては、本町及び町民がそれぞれの立場で役割を担いながら、お互いが協力し合い、一体となって取り組んでいく必要があります。

このため、本町においては町民課を中心に、関係各課及び関係市町村との連携を図りつつ、本計画の示す方向を踏まえながら、生活排水処理施設の整備・改築・更新とともに、財源の確保、町民への周知や情報提供などを着実に推進していきます。

町民においては、生活排水対策の重要性を理解し、行動に移していくことが求められます。更に、家庭から地域・職場または学校へと、意識向上の輪を広げるよう努めなければいけません。このため、環境学習会や施設見学等を開催し、町民啓発の更なる推進に努めていきます。

また、事業の円滑な推進を図るために、国・県に対して補助事業制度の運用、財政確保について積極的に働きかけます。

2) 広域的な協力体制の確立

本町を流れている一級河川の小丸川は高鍋町の上流にあり、切原川は川南町が上流にあります。また、し尿処理は、高鍋・木城衛生組合衛生センターで広域処理を行っていることから、生活排水対策において、近隣市町と関わりが深くなっています。

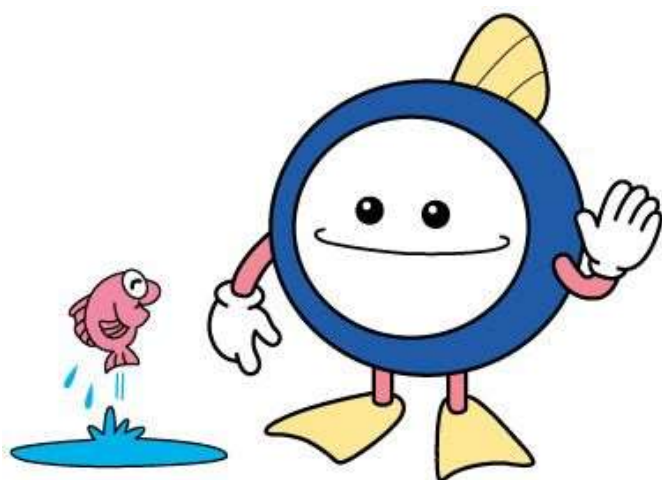
このため、国・県や近隣市町と連携を図り、「小丸川水系水質汚濁防止対策連絡協議会」を中心に下記事項についての協力体制を整備するなど、広域的な生活排水対策の推進に努めます。

- ・水質調査及び水生生物調査
- ・水質監視体制
- ・緊急時の措置に関する連絡及び連絡通報体制
- ・河川浄化対策及び美化対策
- ・合併処理浄化槽の管理、清掃
- ・公共下水道施設やし尿処理施設の広域化・共同化の検討等

3) 計画の進行管理

本計画をより実効性のあるものとするために、年度ごとの施策に対する点検・評価・見直しを含めたPDCAサイクルにより、継続的に事業を進めていきます。

また、計画の進行状況については、毎年度、木城町環境美化推進員会に報告するとともに、町ホームページ等で公表し、町民、事業者、委員会等での意見を踏まえた上で、施策の改善や計画の見直しに努めます。



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ君」

第4編

資 料 編

1. 計画策定の経過

令和3年 5月 25日	計画策定に当たっての担当者協議
10月 26日	第1回担当者策定会議
12月 27日	第2回担当者策定会議
令和4年 2月 末日	計画策定
(予定) 3月 18日	木城町環境美化推進委員会

◆可燃ごみの1人1日当たり排出量の予測

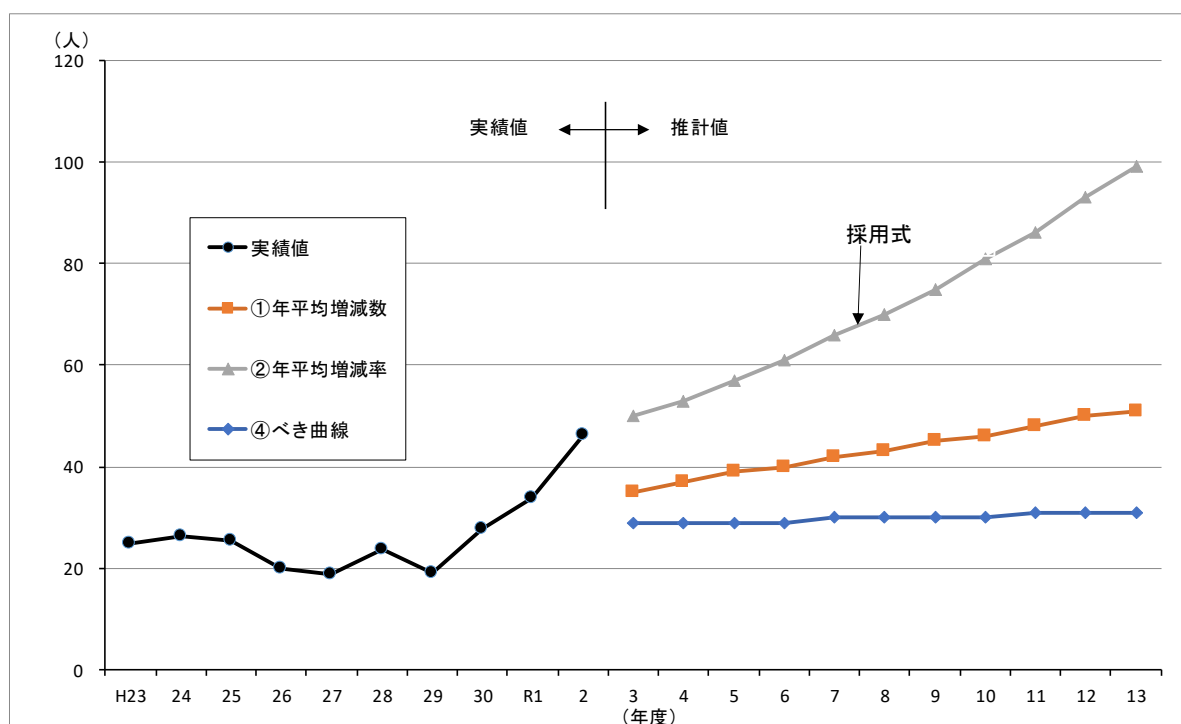
※ ①年平均増減数の推計式	$y = 9.313x + 449.780$	(x = 推計年次 - 2010)
②年平均増減率の推計式	$y = 537.5 \times (1 + (0.0171))^x$	(x = 推計年次 - 2020)
③修正指数曲線の推計式	$y = 398.798 - (-70.595) \times 1.1002^x$	(x = 推計年次 - 2012)
④べき曲線の推計式	$y = 449.568x^{(0.0707)}$	(x = 推計年次 - 2010)
⑤ロジスティク曲線の推計式	計算不能	(x = 推計年次 - 2012)



单位: g/人·日

[illegible]

※ ①年平均増減数の推計式	$y = 1.576x + 18.013$	(x = 推計年次 - 2010)
②年平均増減率の推計式	$y = 46.4 \times (1 + (0.0716))^x$	(x = 推計年次 - 2020)
③修正指数曲線の推計式	$y = 23.374 - (-0.844) \times -1.6655^x$	(x = 推計年次 - 2012)
④べき曲線の推計式	$y = 21.43x^{-(0.1208)}$	(x = 推計年次 - 2010)
⑤ロジスティック曲線の推計式	計算不能	(x = 推計年次 - 2012)



单位: g/人·日

※ ①年平均増減数の推計式	$y = 6.910x + 602.047$	(x = 推計年次 - 2010)
②年平均増減率の推計式	$y = 689.5 \times (1 + (0.0117))^x$	(x = 推計年次 - 2020)
③修正指数曲線の推計式	$y = 622.721 - (-0.349) \times 1.9946^x$	(x = 推計年次 - 2012)
④べき曲線の推計式	$y = 607.181x^{(0.0344)}$	(x = 推計年次 - 2010)
⑤ロジスティク曲線の推計式	計算不能	(x = 推計年次 - 2012)



单位: g/人·日

※ ①年平均増減数の推計式 $y = .860x + 85.020$ (x = 推計年次 - 2015)
 ②年平均増減率の推計式 $y = 92.1 \times (1 + (0.0003)^x)$ (x = 推計年次 - 2020)
 ③修正指数曲線の推計式 $y = 96.6 - (12.5) \times 0.6^x$ (x = 推計年次 - 2018)
 ④べき曲線の推計式 $y = 87.019x^{(0.0055)}$ (x = 推計年次 - 2015)
 ⑤ロジスティック曲線の推計式 $y = 96.0 / (1 + \exp^{-(1.954 - (0.602)x)})$ (x = 推計年次 - 2018)



3. 生活排水対策に関する資料

1) 流域別人口の実績

流域別人口・世帯数(令和2年度末現在)

流域	行政区	人口(人)	世帯数(世帯数)	世帯人員(人/世帯数)
小丸川	101 田畑	272	110	2.47
	102 一向瀬	105	39	2.69
	103 重木	184	65	2.83
	104 四日市	117	48	2.44
	105 出店北	244	108	2.26
	106 池田	3	3	1.00
	107 池田住宅	66	27	2.44
	108 出店東	111	45	2.47
	109 出店南	158	51	3.10
	110 出店西	43	20	2.15
	111 中椎木	395	151	2.62
	112 陣之内	21	8	2.63
	113 牧之内	45	21	2.14
	114 中原	88	40	2.20
	115 友愛社	47	36	1.31
	116 溜水	86	36	2.39
	117 百合野	91	36	2.53
	118 岩淵上	230	90	2.56
	119 岩淵下	283	126	2.25
	120 中島団地	35	9	3.89
	121 比木	210	94	2.23
	122 コスモス住宅	48	17	2.82
	123 仁の里	59	59	1.00
切原川	201 中川原	224	86	2.60
	202 中川原住宅	138	61	2.26
	203 向河原住宅	57	23	2.48
	204 立山団地	26	8	3.25
	205 町上	81	38	2.13
	206 町下	86	39	2.21
	207 平城	74	33	2.24
	208 在南	72	33	2.18
	209 湯屋ヶ坂	60	29	2.07
	210 横小路	50	22	2.27
	211 立小路	46	22	2.09
	212 御池	53	29	1.83
	213 高城住宅	101	49	2.06
	214 下鶴	134	66	2.03
小丸川	215 田神	101	44	2.30
	216 岩戸	76	38	2.00
	217 新岩戸	56	26	2.15
	218 駄留	38	22	1.73
	219 仁君谷	32	20	1.60
	220 北山	43	19	2.26
	221 木寺	43	19	2.26
	222 愛生園	0	0	0.00
	223 新納荘	42	42	1.00
	224 岸立団地	46	14	3.29
	225 向河原団地	47	13	3.62
	301 白木八重	13	7	1.86
	302 川原	98	53	1.85
	303 櫛野	32	14	2.29
	401 谷内	21	11	1.91
	402 浜口	7	4	1.75
	403 石河内本村	71	44	1.61
	404 石河内住宅	13	3	4.33
	405 上河内	2	2	1.00
	406 中八重	34	15	2.27
	407 鳥子	16	9	1.78
	408 春山	14	9	1.56
	409 鶴懐	9	6	1.50
	410 戸崎	0	0	0.00
	501 塊所	18	12	1.50
	502 屋敷原	4	2	2.00
	503 菟木	5	3	1.67
	504 中之又	6	4	1.50
	505 板谷	9	7	1.29
	506 弓木	2	2	1.00
合計		5,041	2,241	2.25
小丸川流域計		4,051	1,773	2.28
切原川流域計		990	468	2.12

注) 外国人登録者数を含む

資料: 住民基本台帳

3. 生活排水対策に関する資料

2) 将来の生活排水処理人口の推計

＜将来の木城町の生活排水処理人口の推計方法＞

- 推計は、下水道人口の接続率及び毎年度の合併処理浄化槽整備基数の目標を設定するため、下水道区域と浄化槽整備区域に分けて行います。

1. 世帯人員、下水道区域及び浄化槽整備区域人口、流域別人口等の推計

- ③ 合併処理浄化槽設置数の目標値を設定しますので、その人口算出に使用する1世帯当たりの人員を推計します。その推計は過去の実績により直線回帰式を使用しています。
- ④ 下水道区域内人口は、将来の総人口に下水道区域内人口率を乗じて算出します。将来の区域内人口率は、過去5か年の率が、毎年度0.4～0.5ポイント上昇していますので、将来は毎年度0.3ポイントの上昇を見込みます。
- ⑥ 下水道接続人口は、下水道区域内人口に下水道接続率を乗じて算出します。将来の下水道接続率は、10年後1.0ポイント程度の上昇の96.9%の目標を設定しますので、毎年度0.1ポイントの上昇を見込みます。
- ⑧ 浄化槽整備区域内人口は、総人口から下水道区域内人口を差し引いて算出します。

＜流域別人口の推計＞

- 流域別人口は、各流域の下水道区域内人口及び浄化槽整備区域内人口を推計して、その合計値とします。
- ⑨ 小丸川流域の下水道区域内人口は、全体の下水道区域内人口に小丸川の区域内人口率を乗じて算出します。将来の区域内人口率は令和2年度の実績値82.7%で一定で推移するものとします。
- ⑫ 小丸川流域の浄化槽整備区域内人口は、上記の⑨と同様に算出します。将来の区域内人口率は令和2年度の実績値74.4%で一定で推移するものとします。
- ⑮ 小丸川流域人口は、上記の⑨下水道区域内人口と⑫浄化槽整備区域内人口の合計です。
- ⑯ 切原川流域の下水道区域内人口、浄化槽整備区域内人口及び流域人口は、それぞれの全体人口から小丸川のそれぞれの人口を差し引いて算出します。

2. 木城町全体の生活排水処理人口の推計

<下水道区域>

- 将来の下水道区域内人口及び下水道接続人口は推計済です。
- 下水道区域内人口と下水道接続人口の差が合併処理浄化槽と単独処理浄化槽と汲み取り人口の合計となります。
- 合併処理浄化槽人口は、将来人口の減少率（年平均 0.91%）に合わせて減少するものとします。
- 単独処理浄化槽と汲み取りの人口は、C の合併と単独と汲み取りの合計から合併処理浄化槽人口を差し引いた人口を、それぞれの単独処理浄化槽人口と汲み取り人口の比で案分して算出します。

<浄化槽整備区域>

- 浄化槽整備区域内人口は推計済です。
- 浄化槽整備区域の推計は、毎年度の合併処理浄化槽の整備による合併処理浄化槽の人口増加とその整備に伴う単独処理浄化槽人口及び汲み取り人口の減少を見込みます。ただし、それぞれの人口の現況値は区域内人口の減少に合わせて年平均 2.0%の減少を見込みます。
- 合併処理浄化槽の毎年度の整備基数は 7 基とします。整備による増加人口は、整備基数に各年度の 1 世帯当たり人員を乗じて算出します。
- 合併処理浄化槽人口は、H 現況の人口（年平均 2.0%減少）と J 整備による増加人口の合計となります。
- 単独処理浄化槽及び汲み取りからの合併処理浄化槽への切り替えについては、下記の通り、単独処理浄化槽から 2 基、汲み取りから 5 基とします。それぞれの減少人口は、各年度の 1 世帯当たり人員を乗じて算出します。

過去 10 年間の工事種別合併処理浄化槽整備比率＝

新築：単独改造：汲み取り改造＝33%：32%：35%≒1：1：1

新築分は汲み取り人口の減少として考えると

単独改造：汲み取り改造＝1：2 となり、整備基数 7 基に対し

単独改造：汲み取り改造＝2：5 とします。

- 単独処理浄化槽人口及び汲み取り人口は、現況の人口（年平均 2.0%減少）と合併処理浄化槽整備による減少人口の合計となります。

なお、推計値の合計と区域内人口が合わない場合は、合併処理浄化槽人口で調整して合わせています。

3. 流域別の生活排水処理人口の推計

- 流域別の生活排水処理人口は、全体の人口に合わせるため、先に小丸川流域を推計し、切原川流域は、全体人口から小丸川流域のそれぞれの人口を差し引いて算出します。

<下水道区域>

- 将来の各流域の下水道区域内人口は、推計済です。
- 各流域の下水道接続人口は、全体の下水道接続人口を現況の各流域の接続人口の比で案分して算出します。

小丸川流域：切原川流域＝83.1%：16.9%

- 各流域の合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口及び汲み取り人口の推計は、全体で推計した方法と同様です。

<浄化槽整備区域>

- 将来の小丸川流域の浄化槽整備区域内人口は、推計済です。
- 小丸川流域の合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口及び汲み取り人口の推計は、全体で推計した方法と同様です。

ただし、各流域の合併処理浄化槽整備基数、工種内訳は下記の通りとします。

合併処理浄化槽整備基数：小丸川流域 4 基、切原川流域 3 基

工種内訳：小丸川流域：単独改造 1 基、汲み取り改造 3 基

切原川流域：単独改造 1 基、汲み取り改造 2 基

- 推計値の合計と区域内人口が合わない場合は、合併処理浄化槽人口で調整して合わせています。

○木城町流域別生活排水処理人口

令和2年度実績

単位：人

区分		小丸川流域	切原川流域	合計
下水道区域	下水道区域内人口 計	2,987 (82.7%)	624 (17.3%)	3,611 (100.0%)
	下水道人口	2,877 (83.1%)	584 (16.9%)	3,461 (100.0%)
	合併処理浄化槽人口	8 (80.0%)	2 (20.0%)	10 (100.0%)
	単独処理浄化槽人口	65 (78.3%)	18 (21.7%)	83 (100.0%)
	汲み取り人口	37 (64.9%)	20 (35.1%)	57 (100.0%)
	生活排水処理人口	2,885 (83.1%)	586 (16.9%)	3,471 (100.0%)
	生活排水処理率	96.6%	93.9%	96.1%
浄化槽整備区域	浄化槽整備区域内人口 計	1,064 (74.4%)	366 (25.6%)	1,430 (100.0%)
	合併処理浄化槽人口	637 (73.4%)	231 (26.6%)	868 (100.0%)
	単独処理浄化槽人口	155 (73.1%)	57 (26.9%)	212 (100.0%)
	汲み取り人口	272 (77.7%)	78 (22.3%)	350 (100.0%)
	生活排水処理人口	637 (73.4%)	231 (26.6%)	868 (100.0%)
	生活排水処理率	59.9%	63.1%	60.7%
合計	行政区域内人口 計	4,051 (80.4%)	990 (19.6%)	5,041 (100.0%)
	下水道人口	2,877 (83.1%)	584 (16.9%)	3,461 (100.0%)
	合併処理浄化槽人口	645 (73.5%)	233 (26.5%)	878 (100.0%)
	単独処理浄化槽人口	220 (74.6%)	75 (25.4%)	295 (100.0%)
	汲み取り人口	309 (75.9%)	98 (24.1%)	407 (100.0%)
	生活排水処理人口	3,522 (81.2%)	817 (18.8%)	4,339 (100.0%)
	生活排水処理率	86.9%	82.5%	86.1%

※流域ごとの配分は、先に切原川流域の分を算出し、残りを小丸川流域の分としている。

※切原川流域の算出方法は、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び汲み取りについては、各々の設置者名簿から切原川流域の行政区を基に抽出している。それらの合計数を流域人口から差し引いた分を下水道人口としている。

3. 生活排水対策に関する資料

表-1 世帯人員、下水道区域及び浄化槽整備区域人口、流域別人口等の推計

区分	実 績										推 計												年平均増減率 (%) R13/R2
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
①総人口(人)	5,399	5,363	5,350	5,379	5,401	5,390	5,335	5,318	5,222	5,114	5,041	4,990	4,950	4,910	4,860	4,820	4,780	4,730	4,690	4,640	4,600	4,560	-0.91
②世帯数 (世帯)	2,176	2,192	2,220	2,248	2,251	2,275	2,274	2,278	2,266	2,235	2,241	2,228	2,230	2,232	2,229	2,231	2,234	2,231	2,233	2,231	2,233	2,246	0.02
③1世帯当りの人員 ＝①÷②	2.48	2.45	2.41	2.39	2.40	2.37	2.35	2.33	2.30	2.29	2.25	2.24	2.22	2.20	2.18	2.16	2.14	2.12	2.10	2.08	2.06	2.03	-0.93
④下水道区域内人口 (人)							3,707	3,733	3,680	3,629	3,611	3,588	3,574	3,560	3,538	3,523	3,509	3,486	3,471	3,448	3,432	3,415	-0.51
⑤下水道区域人口率 (%)＝④÷① 毎年度0.3ポイント上昇							69.5	70.2	70.5	71.0	71.6	71.9	72.2	72.5	72.8	73.1	73.4	73.7	74.0	74.3	74.6	74.9	3.3
⑥下水道接続人口(人) ＝④×⑦	2,855	3,559	3,646	3,670	3,754	3,751	3,494	3,539	3,508	3,479	3,461	3,441	3,431	3,421	3,404	3,393	3,383	3,364	3,353	3,334	3,322	3,309	-0.41
⑦下水道接続率(%) ＝⑥÷④ 毎年度0.1ポイント上昇							94.3	94.8	95.3	95.9	95.8	95.9	96	96.1	96.2	96.3	96.4	96.5	96.6	96.7	96.8	96.9	1.1
⑧浄化槽整備区域内人口 (人) ＝①－④							1,628	1,585	1,542	1,485	1,430	1,402	1,376	1,350	1,322	1,297	1,271	1,244	1,219	1,192	1,168	1,145	-2.00
⑨小丸川流域の下水道区 域内人口(人) ＝④×⑩											2,987	2,967	2,956	2,944	2,926	2,914	2,902	2,883	2,871	2,851	2,838	2,824	-0.51
⑩同上下水道区域内人口 率(%) 将来も同値で推移											82.7	82.7	82.7	82.7	82.7	82.7	82.7	82.7	82.7	82.7	82.7	82.7	0
⑪切原川流域の下水道区 域内人口(人) ＝④－⑨											624	621	618	616	612	609	607	603	600	597	594	591	-0.49
⑫小丸川流域の浄化槽整 備区域内人口(人) ＝⑧×⑬											1,064	1,043	1,024	1,004	984	965	946	926	907	887	869	852	-2
⑬同上浄化槽整備区域内 人口率(%) 将来も同値で推移											74.4	74.4	74.4	74.4	74.4	74.4	74.4	74.4	74.4	74.4	74.4	74.4	0
⑭切原川流域の浄化槽整 備区域内人口(人) ＝⑧－⑫											366	359	352	346	338	332	325	318	312	305	299	293	-2
⑮小丸川流域人口(人) ＝⑨＋⑫											4,051	4,010	3,980	3,948	3,910	3,879	3,848	3,809	3,778	3,738	3,707	3,676	-0.88
⑯切原川流域人口(人) ＝⑪＋⑭											990	980	970	962	950	941	932	921	912	902	893	884	-1.02
総人口人口(人) チェック											5,041	4,990	4,950	4,910	4,860	4,820	4,780	4,730	4,690	4,640	4,600	4,560	-0.91

3. 生活排水対策に関する資料

表-2 木城町全体の生活排水処理人口の推計
現況

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
下水道区域												
A 下水道区域内人口 計	3,611	3,588	3,574	3,560	3,538	3,523	3,509	3,486	3,471	3,448	3,432	3,415
B 将来の下水道接続人口	3,461	3,441	3,431	3,421	3,404	3,393	3,383	3,364	3,353	3,334	3,322	3,309
C 合併と単独と汲み取りの人口		147	143	139	134	130	126	122	118	114	110	106
D 合併処理浄化槽人口 年平均0.91%の減少	10	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9
E 単独処理浄化槽人口	83	81	79	76	74	71	69	67	65	62	60	58
F 汲み取り人口	57	56	54	53	50	49	48	46	44	43	41	39
チェック下水道区域内人口	3,611	3,588	3,574	3,560	3,538	3,523	3,509	3,486	3,471	3,448	3,432	3,415
生活排水処理人口 (B + D)	3,471	3,451	3,441	3,431	3,414	3,403	3,392	3,373	3,362	3,343	3,331	3,318
生活排水処理率	96.1%	96.2%	96.3%	96.4%	96.5%	96.6%	96.7%	96.8%	96.9%	97.0%	97.1%	97.2%
G 浄化槽整備区域内人口 計	1,430	1,402	1,376	1,350	1,322	1,297	1,271	1,244	1,219	1,192	1,168	1,145
H 現況の合併処理浄化槽人口 年平均2.0%で減少	868	851	836	821	804	789	773	756	741	724	710	696
I 浄化槽整備基数 毎年度7基整備		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
J 整備による増加人口 (7基×R)		16	16	15	15	15	15	15	15	15	14	14
K 毎年度の合併処理浄化槽人口 (H + J)	868	867	852	836	819	804	788	771	756	739	724	710
L 現況の単独処理浄化槽人口 年平均2.0%で減少	212	208	204	200	196	192	188	184	180	176	172	169
M 毎年度合併浄化槽2基への切り替えによる減少人口 (2基×R)		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
N 毎年度の単独処理浄化槽人口 (L - M)	212	204	200	196	192	188	184	180	176	172	168	165
O 現況の汲み取り人口 年平均2.0%で減少	350	343	336	329	322	316	310	304	298	292	286	280
P 毎年度合併浄化槽5基への切り替えによる減少人口 (5基×R)		12	12	11	11	11	11	11	11	11	10	10
Q 毎年度の汲み取り人口 (O - P)	350	331	324	318	311	305	299	293	287	281	276	270
チェック浄化槽整備区域内人口	1,430	1,402	1,376	1,350	1,322	1,297	1,271	1,244	1,219	1,192	1,168	1,145
R1 世帯当たり人員	2.25	2.24	2.22	2.20	2.18	2.16	2.14	2.12	2.10	2.08	2.06	2.03
生活排水処理人口 (K)	868	867	852	836	819	804	788	771	756	739	724	710
生活排水処理率	60.7%	61.8%	61.9%	61.9%	62.0%	62.0%	62.0%	62.0%	62.0%	62.0%	62.0%	62.0%
S 行政区内人口 計 (A + G)	5,041	4,990	4,950	4,910	4,860	4,820	4,780	4,730	4,690	4,640	4,600	4,560
T 下水道人口 (B)	3,461	3,441	3,431	3,421	3,404	3,393	3,383	3,364	3,353	3,334	3,322	3,309
U 合併処理浄化槽人口 (D + K)	878	877	862	846	829	814	797	780	765	748	733	719
V 単独処理浄化槽人口 (E + N)	295	285	279	272	266	259	253	247	241	234	228	223
W 汲み取り人口 (F + Q)	407	387	378	371	361	354	347	339	331	324	317	309
チェック行政区内人口	5,041	4,990	4,950	4,910	4,860	4,820	4,780	4,730	4,690	4,640	4,600	4,560
生活排水処理人口 (T + U)	4,339	4,318	4,293	4,267	4,233	4,207	4,180	4,144	4,118	4,082	4,055	4,028
生活排水処理率	86.1%	86.5%	86.7%	86.9%	87.1%	87.3%	87.4%	87.6%	87.8%	88.0%	88.2%	88.3%
浄化槽整備区域												
下水道区域												
合併												
浄化												
槽												
整備												
区域												

3. 生活排水対策に関する資料

表-3 小丸川流域の生活排水処理人口の推計
現況

区分		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
下水道区域	A下水道区域内人口 計	2,987	2,967	2,956	2,944	2,926	2,914	2,902	2,883	2,871	2,851	2,838	2,824
	B将来の下水道接続人口（全体接続人口×83.1%）	2,877	2,861	2,852	2,844	2,830	2,821	2,812	2,796	2,787	2,772	2,762	2,751
	C合併と単独と汲み取りの人口		106	104	100	96	93	90	87	84	79	76	73
	D合併処理浄化槽人口 年平均0.91%の減少	8	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7
	E単独処理浄化槽人口	65	62	61	59	56	54	52	51	49	46	44	42
	F汲み取り人口	37	36	35	33	32	31	30	29	28	26	25	24
	チェック下水道区域内人口	2,987	2,967	2,956	2,944	2,926	2,914	2,902	2,883	2,871	2,851	2,838	2,824
浄化槽整備区域	生活排水処理人口（B＋D）	2,885	2,869	2,860	2,852	2,838	2,829	2,820	2,803	2,794	2,779	2,769	2,758
	生活排水処理率	96.6%	96.7%	96.8%	96.9%	97.0%	97.1%	97.2%	97.2%	97.3%	97.5%	97.6%	97.7%
	G浄化槽整備区域内人口 計	1,064	1,043	1,024	1,004	984	965	946	926	907	887	869	852
	H現況の合併処理浄化槽人口 年平均2.0%で減少	637	624	613	601	589	578	567	555	544	532	522	511
	I浄化槽整備基数 毎年度4基整備		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	J整備による増加人口（4基×R）		9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8
	K毎年度の合併処理浄化槽人口（H＋J）	637	633	622	610	598	587	576	563	552	540	530	519
	L現況の単独処理浄化槽人口 年平均2.0%で減少	155	152	149	146	143	140	137	134	131	128	125	123
	M毎年度合併浄化槽1基への切り替えによる減少人口（1基×R）		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	N毎年度の単独処理浄化槽人口（L－M）	155	150	147	144	141	138	135	132	129	126	123	121
	O現況の汲み取り人口 年平均2.0%で減少	272	267	262	257	252	247	242	237	232	227	222	218
	P毎年度合併浄化槽3基への切り替えによる減少人口（3基×R）		7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6
	Q毎年度の汲み取り人口（O－P）	272	260	255	250	245	240	235	231	226	221	216	212
	チェック浄化槽整備区域内人口	1,064	1,043	1,024	1,004	984	965	946	926	907	887	869	852
	R1世帯当たり人員	2.25	2.24	2.22	2.20	2.18	2.16	2.14	2.12	2.10	2.08	2.06	2.03
合計	生活排水処理人口（K）	637	633	622	610	598	587	576	563	552	540	530	519
	生活排水処理率	59.9%	60.7%	60.7%	60.8%	60.8%	60.8%	60.9%	60.8%	60.9%	60.9%	61.0%	60.9%
	S行政区内人口 計（A＋G）	4,051	4,010	3,980	3,948	3,910	3,879	3,848	3,809	3,778	3,738	3,707	3,676
	T下水道人口（B）	2,877	2,861	2,852	2,844	2,830	2,821	2,812	2,796	2,787	2,772	2,762	2,751
	U合併処理浄化槽人口（D＋K）	645	641	630	618	606	595	584	570	559	547	537	526
	V単独処理浄化槽人口（E＋N）	220	212	208	203	197	192	187	183	178	172	167	163
	W汲み取り人口（F＋Q）	309	296	290	283	277	271	265	260	254	247	241	236
	チェック行政区内人口	4,051	4,010	3,980	3,948	3,910	3,879	3,848	3,809	3,778	3,738	3,707	3,676
	生活排水処理人口（T＋U）	3,522	3,502	3,482	3,462	3,436	3,416	3,396	3,366	3,346	3,319	3,299	3,277
	生活排水処理率	86.9%	87.3%	87.5%	87.7%	87.9%	88.1%	88.3%	88.4%	88.6%	88.8%	89.0%	89.1%

表-4 切原川流域の生活排水処理人口の推計
現況

区分		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
下水道区域	A 下水道区域内人口 計	624	621	618	616	612	609	607	603	600	597	594	591
	B 将来の下水道接続人口（全体接続人口×16.9%）	584	580	579	577	574	572	571	568	566	562	560	558
	C 合併と単独と汲み取りの人口	0	41	39	39	38	37	36	35	34	35	34	33
	D 合併処理浄化槽人口 年平均0.91%の減少	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2
	E 単独処理浄化槽人口	18	19	18	17	18	17	17	16	16	16	16	16
	F 汲み取り人口	20	20	19	20	18	18	18	17	16	17	16	15
	チェク下水道区域内人口	624	621	618	616	612	609	607	603	600	597	594	591
浄化槽整備区域	生活排水処理人口（B＋D）	586	582	581	579	576	574	572	570	568	564	562	560
	生活排水処理率	93.9%	93.7%	94.0%	94.0%	94.1%	94.3%	94.2%	94.5%	94.7%	94.5%	94.6%	94.8%
	G 浄化槽整備区域内人口 計	366	359	352	346	338	332	325	318	312	305	299	293
	H 現況の合併処理浄化槽人口 年平均2.0%で減少	231	227	223	220	215	211	206	201	197	192	188	185
	I 浄化槽整備基数 毎年度3基整備		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	J 整備による増加人口（3基×R）		7	7	6	6	6	6	7	7	7	6	6
	K 毎年度の合併処理浄化槽人口（H＋J）	231	234	230	226	221	217	212	208	204	199	194	191
	L 現況の単独処理浄化槽人口 年平均2.0%で減少	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46
	M 毎年度合併浄化槽1基への切り替えによ る減少人口（I基×R）		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	N 毎年度の単独処理浄化槽人口（L－M）	57	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44
	O 現況の汲み取り人口 年平均2.0%で減少	78	76	74	72	70	69	68	67	66	65	64	62
	P 毎年度合併浄化槽2基への切り替えによ る減少人口（2基×R）		5	5	4	4	4	4	5	5	5	4	4
	Q 毎年度の汲み取り人口（O－P）	78	71	69	68	66	65	64	62	61	60	60	58
	チェク浄化槽整備区域内人口	366	359	352	346	338	332	325	318	312	305	299	293
合 計	R1世帯当たり人員	2.25	2.24	2.22	2.20	2.18	2.16	2.14	2.12	2.10	2.08	2.06	2.03
	生活排水処理人口（K）	231	234	230	226	221	217	212	208	204	199	194	191
	生活排水処理率	63.1%	65.2%	65.3%	65.3%	65.4%	65.4%	65.2%	65.4%	65.4%	65.2%	64.9%	65.2%
	S 行政区域内人口 計（A＋G）	990	980	970	962	950	941	932	921	912	902	893	884
	T 下水道人口（B）	584	580	579	577	574	572	571	568	566	562	560	558
	U 合併処理浄化槽人口（D＋K）	233	236	232	228	223	219	213	210	206	201	196	193
	V 単独処理浄化槽人口（E＋N）	75	73	71	69	69	67	66	64	63	62	61	60
	W 汲み取り人口（F＋Q）	98	91	88	88	84	83	82	79	77	77	76	73
合 計	チェク行政区域内人口	990	980	970	962	950	941	932	921	912	902	893	884
	生活排水処理人口（T＋U）	817	816	811	805	797	791	784	778	772	763	756	751
	生活排水処理率	82.5%	83.3%	83.6%	83.7%	83.9%	84.1%	84.1%	84.5%	84.6%	84.6%	84.7%	85.0%

3. 生活排水対策に関する資料

3) 合併処理浄化槽概算補助対象事業費

表-5 流域別合併処理浄化槽補助対象事業費

単位：基、千円

区 分		新築	単独、汲み取りからの改造	計
小丸川流域	設置基数（5人槽）	7	29	36
	設置基数（7人槽以上）	2	2	4
	基数累計	9	31	40
	事業費	4,588	18,936	23,524
切原川流域	設置基数（5人槽）	5	22	27
	設置基数（7人槽以上）	1	2	3
	基数累計	6	24	30
	事業費	3,014	14,736	17,750
合 計	設置基数（5人槽）	12	51	63
	設置基数（7人槽以上）	3	4	7
	基数累計	15	55	70
	事業費	7,602	33,672	41,274

※ 毎年7基（5人槽：7人槽以上＝9：1）設置するとして算出している

5人槽（新築：改造＝1：4）、7人槽以上（新築：改造＝1：1）

（平成23年度から10か年の平均）

※ 各流域の設置基数は、小丸川流域4基、切原川流域3基として算出する

合併処理槽の工事費（円）

区分	新築	改造
5人槽	480,000	600,000
7人槽	614,000	768,000
10人槽 (2世帯住宅)	858,000	1,029,000

注）工事費は補助対象額（町の上乗せ補助を含む）

資料：木城町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 別表1参照

3. 生活排水対策に関する資料

4) 汚泥負荷算定表

表-6 汚濁負荷量算定表

大分類	中分類	小分類	算定方法	負荷量原単位	小丸川流域						切原川流域						合 計					
					平成22年度			令和2年度			令和13年度			平成22年度			令和2年度			令和13年度		
					処理人口等	負荷量 kg/日	処理人口等	負荷量 kg/日	処理人口等	負荷量 kg/日	処理人口等	負荷量 kg/日	処理人口等	負荷量 kg/日	処理人口等	負荷量 kg/日	処理人口等	負荷量 kg/日	処理人口等	負荷量 kg/日	処理人口等	負荷量 kg/日
生活系	①公共下水道終末処理場	②し尿処理施設	排出量 (m3/日)×水質 (mg/L)	0.0045 kg/人・日	2,855	12.85	3,461	15.57	3,309	14.89	—	—	—	—	3,461	15.57	3,309	14.89				
			排出量 (m ³ /日)×水質 (mg/L)																			
	③し尿浄化槽	単独500人以下	処理人口×13×(1-0.66)÷27g/人・日×10 ⁻³	0.0314 kg/人・日	719	22.58	220	6.91	163	5.12	128	4.02	75	2.36	295	9.27	223	7.00				
			合併500人以下	0.0056 kg/人・日	746	4.20	645	3.60	526	2.90	133	0.74	233	1.30	878	4.90	719	3.98				
		単独501人以上																				
			合併501人以上																			
	農業系	④農業集落排水処理施設	⑤漁業集落排水処理施設	0.27m ³ /日・人×0.02mg/L																		
				排出量 (m ³ /日)×水質 (mg/L)																		
		⑥コミュニティ・プラント	⑦汲み取り	排出量 (m ³ /日)×水質 (mg/L)																		
				処理人口×27g/人・日×10 ⁻³	0.027 kg/人・日	623	16.80	309	8.30	236	6.40	195	5.27	98	2.65	73	1.97	407	10.95	309	8.37	
⑧農地還元		⑨星間増加人口分	処理人口×13g/人・日×(1-0.95)×10 ⁻³	0.00065 kg/人・日																		
畜産系	小計	①牛			4,943	56.43	4,635	34.38	4,234	29.31	456	10.03	406	6.31	5,041	40.69	4,560	34.24				
			頭数×640g/頭・日×(1-0.90)×10 ⁻³	0.064 kg/頭・日	5,928	379.39	3,746	239.74	1,873	119.87	600	38.40	400	25.60	200	12.80	4,146	265.34	2,073	132.67		
	②豚	頭数×200g/頭・日×(1-0.85)×10 ⁻³	0.03 kg/頭・日	16,589	497.67	10,442	313.26	5,221	156.63	6,171	185.13	4,028	120.84	2,014	60.42	14,470	434.10	7,235	217.05			
		頭数×640g/頭・日×(1-0.90)×10 ⁻³	0.064 kg/頭・日		0.00	0.00										0.00	0.00		0.00			
	③馬	排出量 (m ³ /日)×水質 (mg/L) ×10 ⁻³																				
		排水量50m ³ 以上																				
	小計	①田・畑	面積(ha)×88g/ha・日×10 ⁻³	0.088 kg/ha・日	877.06		553.00			276.50	223.53			146.44	73.22	18,616	699.44	9,308	349.72			
			面積(ha)×8.42g/ha・日×10 ⁻³	0.00842 kg/ha・日	350	30.80	348	30.62	344	30.27	385	33.88	374	32.91	370	32.56	722	63.53	714	62.83		
	その他	③その他	面積(ha)×8.42g/ha・日×10 ⁻³	0.00842 kg/ha・日	11,418	96.14	11,409	96.06	11,400	95.99	767	6.46	765	6.44	756	6.37	12,174	102.50	12,156	102.36		
			面積(ha)×8.42g/ha・日×10 ⁻³		1,532	12.90	1,543	12.99	1,556	13.10	144	1.21	157	1.32	170	1.43	1,700	14.31	1,728	14.53		
産業系	小計	排水量50m ³ 以上	排出量 (m ³ /日)×水質 (mg/L) ×10 ⁻³		13,300	139.84	13,300	139.67	13,300	139.36	1,296	41.55	1,296	40.67	14,596	180.34	14,596	179.72				
			排水量50m ³ 未満																			
	①特定事業場 (畜産系を除く)	旅館	収容人数×18g/人・日×10 ⁻³	0.018 kg/人・日	2	0.04	3	0.05	3	0.05	0	0.00	0	0.00	3	0.05	3	0.05				
			豆腐製造業	施設数×857g/人・日×10 ⁻³	0.857 kg/施設数・日	2	1.71	2	1.71	2	1.71	0	0.00	0	0.00	2	1.71	2	1.71			
		洗濯業	施設数×600g/人・日×10 ⁻³	0.6 kg/施設数・日	2	1.20	2	1.20	2	1.20	0	0.00	0	0.00	2	1.20	2	1.20	2	1.20		
			洗車施設	施設数×600g/人・日×10 ⁻³	0.6 kg/施設数・日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	
	飲食店	理美容業	従業員数×126 ×250mg/L・人・日×10 ⁻⁶	0.0315 kg/人・日	19	0.60	19	0.60	19	0.60	2	0.06	2	0.06	21	0.66	21	0.66	21	0.66		
			従業員数×126 ×250mg/L・人・日×10 ⁻⁶	0.0315 kg/人・日	9	0.28	9	0.28	9	0.28	1	0.03	1	0.03	10	0.31	10	0.31	10	0.31		
	小計	合 計			3.83		3.84	0.09		3.93	0.09		3.93		3.93		3.93		3.93			
					1077.16		730.89			449.01	275.20			193.51	924.40		567.61		567.61			

※ 生活系の汚泥発生負荷量は、生活雑排水27g/日・人＋し尿13g/日・人として計算する。
※ 小丸川流域において発生源対策が実施された場合、生活雑排水の汚泥発生負荷量27g/日・人が20%削減されるとして計算する。(よって、発生源対策がある場合の生活雑排水の発生負荷量は、21.6g/日・人 (27g/日・人×0.8) となる。)
※ 畜産系の牛・豚から発生するし尿や汚泥に対する処理施設の設置が義務付けられている畜産農家については、平成32年度までに増備する施設を整備し、汚濁負荷はなくなるものとする。
※ 畜産から発生するし尿や汚泥に対する処理施設の設置が義務付けられている農家：牛は10頭以上、豚は100頭以上

資料：環境整備課調べ